

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-142）、MOX燃料加工施設（1-146）」

2. 日時：令和4年7月14日（木） 10時00分～12時20分  
13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 松田 常務執行役員 技術本部長 他28名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

電源開発株式会社 原子燃料室 上席課長

東北電力株式会社 原子力部 原子力部（原子力技術） 副調査役

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の

変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)

- ・ 令和4年7月6日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年7月7日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」

| 時間      | 自動文字起こし結果  |
|---------|--|
| 0:00:00 | はい、よろしくお願ひしました。  |
| 0:00:04 | 成長シミズです。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、 |
| 0:00:16 | 資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。   |
| 0:00:20 | 規制庁側の出席者を紹介します。本庁会議室の出席者の紹介をお願いします。はい。本庁側からコサクナカガワタジリオオオカ以上になります。        |
| 0:00:35 | はい、藤ほかと規制庁がウェブからのカミデ動シミズ以上になります。   |
| 0:00:41 | それでは日本原燃の方から出席者の紹介をした上で議題の構成を説明し、当資料の説明を開始してください。                        |
| 0:00:51 | はい。どうも中浜でございます。  |
| 0:00:54 | 5年の上の参加者を紹介いたします。  |
| 0:00:59 | ただ、  |
| 0:01:00 | 赤いやつ。  |
| 0:01:01 | 上口。  |
| 0:01:03 | 石原。  |
| 0:01:06 | クマガイ。  |
| 0:01:09 | フクムラ。  |
| 0:01:10 | イシザワ。  |
| 0:01:12 | それ。  |
| 0:01:13 | ちょっとまだ、  |
| 0:01:14 | 浦伊達。   |
| 0:01:16 | 買う。  |
| 0:01:17 | カミデんは、   |
| 0:01:19 | 岩澤が、   |
| 0:01:20 | フクムラ、  |
| 0:01:22 | カワグチ、  |
| 0:01:23 | お待ちください。   |
| 0:01:48 | はい。申し訳ございません。参加者の続きを述べさせていただきます。   |
| 0:01:54 | ソトー。   |
| 0:01:55 | 他発信。   |
| 0:01:57 | セガワ。   |
| 0:01:58 | フジノ。   |
| 0:01:59 | チン図。   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:02:01 | イワタニ。   |
| 0:02:02 | 志田。   |
| 0:02:03 | 山本。   |
| 0:02:05 | 三浦。   |
| 0:02:08 | オオハシ。   |
| 0:02:09 | ナカハマ。   |
| 0:02:11 | 以上となります。  |
| 0:02:13 | 本日ご説明さしあげます資料でございますけれども、  |
| 0:02:18 | 2本0-02。   |
| 0:02:20 | いつか言ってるうち、  |
| 0:02:23 | 神戸00-02。  |
| 0:02:26 | アボ01。   |
| 0:02:29 | 00ね、02。   |
| 0:02:32 | 外構01。   |
| 0:02:34 | 四つの補足説明資料となります。   |
| 0:02:38 | それで、10頃の02からご説明差し上げます。  |
| 0:02:44 | はい。   |
| 0:02:46 | 日本原燃石原でございます。   |
| 0:02:48 | はい。二分戦後の全部エレベーション11ということで7月の8日に提出をさせていただいた資料になります。                      |
| 0:02:57 | 修正等としましてはこれまでのヒアリングでのやりとりを踏まえまして且つ前回平面で私が口頭でここを修正させていただきたいということをお話をしたて、 |
| 0:03:10 | も含めて修正をしております。  |
| 0:03:13 | 別紙1におきますと、新津元した6ページです。冒頭の部分、  |
| 0:03:21 | 安全性側面といったものの安全機能を損なうということで修正をしたポイントでございます。                              |
| 0:03:27 | こちらもともと技術基準の方に文言を使ってましたが  |
| 0:03:36 | 評価からの見解客で整理をさせていただいてございました。   |
| 0:03:40 | はい。   |
| 0:03:43 | 次のポイントでございますが、  |
| 0:03:47 | 右下11ページでございます。  |
| 0:03:52 | はい。   |
| 0:03:55 | それではご説明をしてそれぞれの一斉の項目、   |
| 0:04:03 | でございますけれども(1)から順番に出るというのは、  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:04:08 | よくあるサトウという言葉、これそのあとの説明が全部等がない状態で説明された外観をとりますというお話をさせていただきました。許可の設工認の本文にもありますので、                        |
| 0:04:20 | その通りのエリアとしてはいろんなものがホールということで東京では起こした方がいいというやりとりがありまして私の色を確認した上で、おっしゃっていただいていることを理解した上で、5を取り戻させていただきます。 |
| 0:04:36 | ですが1ページを、2番の鍵括弧が最後以下何とかという書いてあるもの、消火水の後ののは抜けてましてこれ   |
| 0:04:47 | 許可と同じように消火水等の放水による溢水ということで修正をさせていただきますと思います。   |
| 0:04:54 | はい。  |
| 0:04:57 | 続きまして、これは修正、よりはこちらの日本語が汚いところがあって恐縮でございますということで、右下15ページでございます。  |
| 0:05:10 | 二つ段落がございます、2段落目の文章のところ、  |
| 0:05:16 | 消火水の放水のリース料の設定においてはとあります。  |
| 0:05:20 | これから見ますと設定においては設計するという日本語的な仕様に   |
| 0:05:26 | 大きな漢字になってますのでちょっとここはここにあると思ってます全体日本語として見たときに、正しい適切な表現になってるかっていうのはもう一度、                                 |
| 0:05:37 | チェックをさせていただきますと思います。   |
| 0:05:40 | はい。  |
| 0:05:43 | あとは、あとで7のところは、   |
| 0:05:47 | 前回のやりとりも踏まえて修正をしてまして例えば、国としては42から41ページですかね。  |
| 0:05:57 | 地震今日の話も含めて、全体が抜けなくということで整理をさせていただいたと、いうことでございます。   |
| 0:06:07 | はい。  |
| 0:06:09 | あとは、西田43ページ、   |
| 0:06:15 | なかなか悩ましくていう中でも話はしたんですけどダイヤモンドの2で、店頭に含めてですねこれの考え方のところの記載であったり大瀬   |
| 0:06:27 | 修正をさせていただいてございますということでございます。   |
| 0:06:32 | はい。別紙分とか3番目にも、整理に合わせて修正をさせていただきました。  |
| 0:06:38 | あとは、Aを確認して恐縮ですけど右下82ページ。   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:06:46 | 資料の構成の話です。前回、口頭でこれもお話をして、5分の1の1-7分から順番に下に繋がるような線があったんですが、全体の構成であったり役割分担を考えて整理の仕方なりを、                                     |
| 0:07:01 | 申請をさせていただきました。   |
| 0:07:04 | はい。  |
| 0:07:07 | 武藤は、別紙4が   |
| 0:07:12 | そのあと83ページから舞台の別紙4が続いておりまして、  |
| 0:07:18 | 前回からの修正件別紙1に合わせて修正をしたりとですね、したところ、  |
| 0:07:25 | あとは、右下93ページ。   |
| 0:07:30 | 今の前回口頭でご説明をさせていただきました前回改造もしくは除却って書いてあったところ、除却って経営上の何か言葉遣いであって、実際の方としては結果が正しいんじゃないかという話をさせていただきました。                       |
| 0:07:45 | というのと、あとは、そのあとに水道管の条件の中で、もともと  |
| 0:07:55 | 何を書いていたかちょっと若干忘れてしまいましたが1個だけ書いてあった項目、これだけでは全部一斉条件としては出さないんじゃないかということで、関係性もちゃんと勉強するというので、                                 |
| 0:08:07 | 以下を修正をさせていただきました。  |
| 0:08:11 | はい。あとは、  |
| 0:08:15 | これが正しく修正をさせていただきますのでそれぞれあと燃料の比較をした上で発電に書いてあってうちに書いてないところ、分割申請のやり方との関係も含めて、   |
| 0:08:30 | 先ほどグローブ資料の構成でグレーになっていた工事会で示すような、添付書類が増えますよといったものをそれぞれ書いておりました。119ページ、119ですけども、この中で青字で書いてあるところに次回で示す、これ事業で示してるこれ添付書類としては、 |
| 0:08:48 | 他のをリンク処理場に振るということで、他の記載との整合も踏まえた上で、適切に表現を見直しをさせていただきたいと思います。   |
| 0:08:59 | はい。続きまして135ページでございます。  |
| 0:09:04 | これ以前事務局企画のところでの事項欄に次回で、関係する部分は厚生会で順次追記をしていきますということを書いておりました。   |
| 0:09:15 | この添付書類上の備考欄というふうになるわけですし、添付書類上はこれは明確に示されないまま、だからこれだけ今書いてある1個だけが、人格として必要なもの全体に見えてしまうので、                                   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:09:28 | これも添付書類上、ちゃんと次回で聞かれるものがありますよというのを明確にさせていただくということで、大脇を記載を追加させていただきました。             |
| 0:09:38 | ちょっとセンスとしては若干徳本日曜議会というところがちょっと成立が足りないなのでそこはちょっと修正をさせていただきたいと思います。                 |
| 0:09:48 | はい。主力とか別紙1に合わせて修正をさせていただきましたということでございました。   |
| 0:09:55 | はい。0-02についての説明は以上になります。   |
| 0:10:01 | 長シミズです。それではただいまの説明について規制庁側から確認ございましたらお願いします。                                      |
| 0:10:08 | はい。規制庁大岡です。いろいろ見直して、されて例えば評価結果の前提となる記載なんかは全部綺麗に                                   |
| 0:10:18 | 整理されて大分読みやすくなりました擬制的な性能とかも、   |
| 0:10:23 | 主に草だったんでそういうのもかなりすっきりしたとは思いますが、   |
| 0:10:28 | 先ほどの藤の話、河西藤の話が、   |
| 0:10:32 | 自主的に直されると発話がありましたが11ページ目の消火水の放水による溢水のところ、ここは頭をつけるということで、                          |
| 0:10:41 | これむき出しにもなっているようなところですので、ちょっとそういうところの性能も、そうご検討いただければと、15ページ目の見だしとかは、               |
| 0:10:51 | 全部頭がついてくるという認識で、  |
| 0:10:54 | よろしいですか。  |
| 0:10:57 | はい、米田でございますはい説明の中で触れるべきでしたグループで使っているところも含めて全体線を図らせていただきたいと思います。以上です。はい。規制庁菅です。あと、 |
| 0:11:08 | 19ページ目のところ、   |
| 0:11:16 | 毎回ちょっと確認していたしあったとか8Gのことを、こう溢水経路として、   |
| 0:11:24 | 考慮するというところなんですけどここ遮へい部だとかは何も書いてないんですが、  |
| 0:11:31 | 遮へい分束も8とは異なって、もう何も無い貫通部として扱おうと、そういう   |
| 0:11:37 | 位置付けなんですか。  |
| 0:11:54 | 井上石田で少々お待ちください。   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:12:47 | 吉原でございますお待たせしました。車両等については一斉区画とかを<br>考える時にはそこに障害物としてあるということを考えてないというこ<br>とで対象にしていけないということでございます。以上です。           |
| 0:12:59 | はい。規制庁からです。でしたらその遮へい物、   |
| 0:13:03 | ところで、そこ  |
| 0:13:05 | 水位を評価するようなときには、  |
| 0:13:08 | そこはもう水がだんだん流れてしまえば   |
| 0:13:12 | IV水位が最も高くなるではない方を、   |
| 0:13:16 | に今使ってるとかそういうことなんですかね。  |
| 0:13:41 | 日本原燃 s h a l l でございますここちょっとちゃんと整理をしてお答<br>えをしたいと思います多分ですね額として見るときのやり方と、一斉評<br>価としての見るときの見方。                    |
| 0:13:54 | も含めて、ちゃんと整理をして説明せんとあかんかなと思います  |
| 0:13:59 | もともと私が考えるに、その区画を考えるときには厳しい要件で多分あ<br>るはずなので、  |
| 0:14:07 | 区画として考え的には遮へい物は考えないしても、そのしゃべったら、<br>その近くその下の階に全部水が落ちるとすると、その区画の水の水位っ<br>ていうのは低くなってしまうので、                       |
| 0:14:20 | そうでは多分あるんじゃないかなと評価上多分厳しい方にとろうと思え<br>ば、しゃべったが、あるんですけどもそこら辺、   |
| 0:14:28 | 開口部じゃなくてそこに水がたまることを考えて厳しくなる水カサモ多<br>分佐治木田さんなので、その辺ちょっとこのヒアリング等に回答でき<br>るようにちょっと事実確認をした上で、説明させていただきます。以上で<br>す。 |
| 0:14:41 | はい。木曽医長わかりました。はい。そうだと思っていて、そうすると<br>その頭の中いっぱい  |
| 0:14:47 | ないのかなとちょっと思ったので、伺ってみた次第ですがまた整理され<br>るということで、承知しました。  |
| 0:14:55 | あと 36 ページ目に、   |
| 0:14:59 | 前科整理されると言っていたその壁の扱ってというのは、吸い込む設備<br>の中でどういうふうになってくるのかっていうところが、   |
| 0:15:10 | 結局 36 ページ目の下の段落のところの、吸い込む設備はのところで、   |
| 0:15:16 | 壁ってというのは、ここではエントリーせずについて貫通部処理措置は壁<br>の一部ではないですかとここまでは壁括弧し、貫通部止水処置含むって<br>いうふうに、                                |



|         |   |
|---------|---|
| 0:15:27 | 書いてきて、ここでいきなり勝部薄井処置が被水本設備というふうに扱っていて、そこら辺整理されるということでした。   |
| 0:15:35 | の状況整理結果というか、  |
| 0:15:37 | これ。   |
| 0:15:38 | 間違いないでしょうか。   |
| 0:15:41 | はい。日本原燃石原でございます。  |
| 0:15:44 | 汚染をした結果を上の方の考え方としましてはS防護設備ということで、溢水、  |
| 0:15:51 | 設備かということで真ん中の一斉の検温を塞ぐであったり、理由を防止すると言っているための設備としてはまさしく貫通部への、水野李相当塀の区画への流入を防止するための、   |
| 0:16:08 | そっちは防止設備そのものに当たるのではないかとということでエポーフを取り出して書いています。当然おっしゃっていただいたようにその前の文章がずっと低角貫通部止水処置をするって書いてあってそれが区画としての説明であったり、建屋外からの溢水であったり、 |
| 0:16:27 | のところの使う形がされていて、それが正しく確かに今、吹き出しを含めて見えるようになってないところがありますので、そこはもうちゃんと考え方がわかるような整理を示させていただきたいと思います。以上です。                         |
| 0:16:43 | はい。規制庁加賀です。整理されるということですが、何かちょっと、  |
| 0:16:49 | 姫野。   |
| 0:16:50 | 年、  |
| 0:16:51 | 許可本文のところに、  |
| 0:16:56 | 溢水評価において伊勢町の低減するための壁、扉出席等の溢水防護設備についてはというふうに許可のときは、壁の薄いほうの設備として扱って、  |
| 0:17:08 | ですね。  |
| 0:17:11 | これは、そこにはエントリー   |
| 0:17:18 | ておこう。   |
| 0:17:20 | あと設備としてエントリー  |
| 0:17:25 | を   |
| 0:17:26 | 許可制度という   |
| 0:17:28 | 所。  |
| 0:17:31 | はい、稲石荒でございます。おっしゃっていただけるとか趣旨は理解をしました。確かにやっていたことは  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:17:42 | 1 済み高さを例えばはじくときにどこに水がたまるかといった時にその今日カー壁が、扉があったり来てそこで水がせきとめられますよということ考えた上で、そこで水が考えることを前提に、                                     |
| 0:17:59 | 豊かさを示したりということだと思います。そこで協会がある以上はそこを核になってる小村壁か壁に対してある程度期待をしてるんだらうということで、伊勢防雪便投入していたんだと。  |
| 0:18:12 | いうふうに記憶をしています。今回の溢水防護設備というところ壁を持ったときにですね、今回、   |
| 0:18:21 | 購買課の竹尾としてその壁に対して何か期待することがあるのかというのは、今補足の説明させていただきますが一つの区画としての境界を示しているわけでその壁に対してなんだ。   |
| 0:18:35 | 何らかのその特別な要求事項を課しているものではないなと思って、今回、壁という具体的な名称を外させていただいたということでございます。そこを許可することの関係でどう考えてそこを話しに行ったのかっていうところもぜひしっかりとした上で、この吹き出し等も、 |
| 0:18:52 | お示しをしたいなと思ってたところでもございました。以上です。   |
| 0:18:56 | はい、鶴岡です。外から流入しないようにとかそういうののための、  |
| 0:19:02 | 壁が機能を持ってイスイホームとして機能を持っているという   |
| 0:19:08 | 書いてあって、  |
| 0:19:10 | いたんです。   |
| 0:19:11 | ただ遮へい上、  |
| 0:19:13 | 壁は普通に  |
| 0:19:14 | 設備として、   |
| 0:19:18 | 違うのかなというところ、やはり、まだちょっと、  |
| 0:19:23 | すいません、それじゃ補足ですけど、  |
| 0:19:26 | 何回もこの話はしていると思うんですが、エントリーするしないっていうのと、どういうエントリーをするということ。   |
| 0:19:34 | とか、話をごちゃまぜになってるような気がするんですね。  |
| 0:19:38 | 言われるように区画として、  |
| 0:19:41 | 区画としての期待はしているはずで、ただ、今言ってた遮へいとか、或いは火災防護区画とか、そこはちょっと趣旨が違って、火災防護区画は3時間耐火1時間耐火といった機能の欲求があると。                                     |
| 0:19:58 | 遮へいについても、遮へいとしての板厚というか、遮へい圧の要求があると。  |
| 0:20:06 | に対して、溢水の方はその厚さなりの要求はなくて、単純に、主は、  |
| 0:20:14 | 仕切りになっていればいいと。   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:20:17 | ということで、仕切りについても、ある程度の仕切りであればよくて、開口があってはいけないということではないと。   |
| 0:20:26 | いうところですけど、その後半部分であっても、全くもってすかさずかであっては区画にならないわけで、   |
| 0:20:34 | ある程度想定をして評価をしてこっちに流れます、流れませんっていう範囲においては、制限をしていなきゃいけないと。  |
| 0:20:45 | いうことなわけですから、区画としてのエントリーは必要なんだろうと。  |
| 0:20:51 | いうふうに思うんですけど、その点はいかがなんでしょうか。   |
| 0:20:56 | はい。与儀の石田でございますはい。ちょっとこれも何回もやりとりをさせていただいて、恐縮でございますおっしゃっていただいている通り   |
| 0:21:06 | 我々もちょっと態度をはっきりしなきゃいけないですよ。確かに我々が稼働より低くてたのは、もう以前も話した通り使用許可の関係なのでおっしゃっていただいた通り、  |
| 0:21:18 | A社広谷河西宇田等についてはそれに対するQがあって例えば壁厚であったり代表であったりっていうところの要求があると。一方9日分っていうのは区画としても、そこにまだある協会としてのものが立っていると、というような壁であってということの差分を、      |
| 0:21:37 | どうするかっていうところだったと思いますので、おっしゃっていただいた通り、確かに37ページとかブーム風ってしっかり書いてたりするので、そこも含めて物としてはいないと駄目だと思いますので、各方向でちょっと整理をさせていただければと思います。以上です。 |
| 0:21:56 | はい。規制庁岡です。はい。また再整理されてくるということで、承知しました。  |
| 0:22:04 | 規制庁小阪です。書かれるということなので少し安心したんですけど、というのをもう、   |
| 0:22:12 | 貫通部能取水処置っていうのをエントリーするといったときに維持管理としてどうするんだというと、処置箇所1ヶ所1ヶ所を  |
| 0:22:26 | 管理対象として、1設備扱いするのかっていうのは非常に私疑問に思っていますね。   |
| 0:22:31 | 区画として整理をしてその中の構成部位として、管理していくんだろかなと思ったもんですから、   |
| 0:22:39 | その点だとこの区画のうちのこの範囲を、処置しなきゃいけないもんですよとかっていうような話もあると思うんですね。地下階とかであれば   |
| 0:22:51 | 全面っていうようなことになるんでしょうけど、   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:22:56 | 2回3回という意味では、下から何センチとかっていうところの対応をとればいいのかってということもあると思うので、その辺りも含め、                              |
| 0:23:08 | ここでのエントリーを区画として話をし、それに対応してどういうふうな管理をしていくのかというのを念頭に整理を進めていただければと思います。よろしくお願いします。              |
| 0:23:20 | はい。ネシアでございます。ありがとうございますそうした趣旨をちゃんと理解した上で整理をさせていただきたいと思います。はい。                                |
| 0:23:31 | 規制庁岡です。あと、基本設計方針関係としてちょっと収束に向かっていくということで経費のところ先ほどちょっと物の話もありましたが、                             |
| 0:23:40 | あと他ですね、9ページ名の  |
| 0:23:43 | 下の段落、一番下の溢水評価の保安規定に定めるってところがこれを縦に読んでいくと、   |
| 0:23:51 | 表の7ページ目の評価の話をして、そのあと   |
| 0:23:55 | 戸田代替設備とかの持たせるような安全機能を有する。  |
| 0:24:00 | 安全機能を有する設備の話をした後に、評価の話が来て、チェック評価の話がここを受け、離れていて且つちょっと唐突感があるという、                               |
| 0:24:10 | ところで、本当に1個でいいのかっていう、   |
| 0:24:13 | ふうに思ったんですが、その辺、藤。  |
| 0:24:17 | 何かアイデアとかありますでしょうか。   |
| 0:24:21 | はい。日本原燃石原でございます。そうですね一つはもともとどう考えてたかっていうのをちゃんと説明させていただくことがあると責任だと思しますので、                      |
| 0:24:32 | まとめて設計方針をまず述べた上で降雨であって保安規定に定めるところ、他の例えば会社でも全部社に求めましたけど、こういう浅部は頭ごとの区画ごとで区域ごとしていうんすかねあるエリアごとに、 |
| 0:24:49 | まとめて、確保ということ設定をさせていただいたのは、もともとの記載のやり方でございます。   |
| 0:24:56 | しまったように設計方針として、防護対象設備をどうするかということが1ページ目であって、その  |
| 0:25:09 | 以外の設備の取り扱いって意味で9ページの方に、離れて防護対象設備以外の話があって、  |
| 0:25:18 | その何らかのさらに防護対象設備との関係での衛星評価の話があってということで飛び飛びになってるのは事実だと思います                                     |
| 0:25:29 | これも一応防護対象設備は何を何でその防護対象設備に対して、通常の影響を受けても機能を損なわないということ、  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:25:39 | やり方として、溢水評価という手法を使いますということ、7ページの方に書いているのでこれを追認して書こうかなということで、こういう形になってます。    |
| 0:25:52 | 二本立ての文章の構成も出るかという、おっしゃっていただいていることもよくわかっている9月の文章があって、おそらく系統の文章の2番の区分が来て、     |
| 0:26:03 | そのあとに、そのためについていう、7ページの文章の機会を9ページが一番最後の文書が来ると、それぞれの設計方針を語った上で、それに関係する        |
| 0:26:14 | 何だ、保安規定でも定めたいのが規定という構成になって、読むときには、言いやすいとか頭に入りやすい文章構成になるかなと思います。             |
| 0:26:25 | そういう方向でちょっと修正を考えたいと思いますが、いかがでしょうか。  |
| 0:26:29 | はい。実際調査ですそう。そうすれば読みやすくなるのかなと思ったんですが書いてみてまた                                  |
| 0:26:38 | 社内で検討されて、いい方法というところをお願いします。おそらくそう。それで、                                      |
| 0:26:46 | 今の読みづらさ違和感は改善されるのかなとは思いますが。   |
| 0:26:56 | 規制庁されサトウ22ページ目とかで、今回ですね、結構発電炉の吹き出しが充実してきて22ページ目から、                          |
| 0:27:07 | 何ヶ所かあるんですが、   |
| 0:27:10 | ここの書き方が、最近、ちゃんとこういうふうに出発炉の記載とかに、  |
| 0:27:17 | 引き出しを書くときは、そこに書く考え科目数加工施設の考えなのか発電所の考えなのかみたいなことを以前コメントして、かなりそこは精査されて整ったんですが、 |
| 0:27:30 | 今回追加されたような部分が、  |
| 0:27:33 | また何かちょっとど何のことを書いてるのかなってところが結構多くてですね、そういったところを少し意識的に、                        |
| 0:27:43 | 主語は何なのかとか見ていただきたいんですが、その辺いかがでしょうか。  |
| 0:27:49 | はい、井上西田でございますはいすいません。先祖返りしてしまってる部分があるかもしれません                                |
| 0:27:55 | 吹き出しも含めて全体この資料としての必要な要素ですので、おっしゃっていただいていることは、おっしゃっていた通りだと思います               |

|         |   |
|---------|---|
| 0:28:06 | 8年度の記載の差異を書くとき、どちらがどういうツールで書いてて、<br>どういうところで差分ができるのかってのちゃんとわかるようにという<br>ことが必要な要素だと思ってますって我々の方のレビューした時の仕方<br>もちょっと十分じゃなかったのかもしれない今一度見直しみて、 |
| 0:28:23 | 必要な修正を図りたいと思います。以上です。反省調査、ここ、こうい<br>う観点だけじゃなくてやっぱり、いろんな観点をレビューされてると思<br>いますので、  |
| 0:28:33 | 終息に向かってる  |
| 0:28:35 | ので、もし   |
| 0:28:37 | ちゃんとわかりやすくなってるかなということ踏まえて、いろんな観<br>点で確認いただければと思います。   |
| 0:28:43 | あと、3例のところ、  |
| 0:28:46 | 43 ページ目の、   |
| 0:28:49 | 添付書類のD2 から、系統図が今回消えてきたんですけど、  |
| 0:28:57 | 4 ポツの添付書類等の一番下ですねDのところから類、5-2-3、系統図<br>が消えてきたんですけど、系統図って溢水に関しては、  |
| 0:29:08 | 藤水源とか見る上では、例えば焼結炉の冷却、   |
| 0:29:14 | 系統とかそういうのは見なきゃいけないかなと思ってたんですがこれ何<br>で消えてきたんでしょうか。   |
| 0:29:27 | 日本原燃の福村でございます。以前までは、系統ずっと記載していたん<br>ですけれども、こちらについて当初は、遮断弁。  |
| 0:29:39 | 溢水防護設備としての遮断弁の系統図として、各イメージとして記載、<br>この別紙1の②として記載していたんですけど、  |
| 0:29:50 | そちらにつきましては違う、V-1-1-7の水の方の添付書類の方で記<br>載する。   |
| 0:30:01 | という整理といたしましたので、こちらに図2. まで記載しておりました。<br>系統図については、削除して整理させていただいておりました。  |
| 0:30:13 | 規制庁岡です。結構ずっとほかにもいろいろ、   |
| 0:30:17 | 確認しなきゃいけない、溢水条文では確認しなきゃいけないと思ってい<br>て、例えばさっきちょっと例で申し上げたその焼結炉のための冷却系統<br>とか、そういう、そういったものに関しては、   |
| 0:30:29 | 何か、どういうお考えなんでしょう。   |
| 0:30:35 | 日本原燃の福村でございます。1水源として想定する市内につきまして<br>は、  |
| 0:30:43 | どういうものを水源として考えるかっていう、設設備については、遠<br>い水の添付書類類のうちの1-7の、  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:30:54 | 溢水評価の考え方のところですね、整理させてお示しする。  |
| 0:30:59 | ここで考えております。  |
| 0:31:02 | 日本原燃志田でございますちょっと補足をさせていただきます。ちょっと今大川さんが言われたところ、場所を含めて全体に水源として、                                       |
| 0:31:12 | 対象にするものをどう示すかということだと思えます。岡さんが言っていたところは、例えば安全基準に係るものとかで、必要な要素であれば、焼結炉とかいうところの系統図に出てくるんだと思っております。      |
| 0:31:27 | これは水源伝搬からいきますといわゆる有形なものも含んだ上での水源というのがあります。それが、計画上に分岐が出てくるかというところといった部分は具体的なものが出てこない形でもあります。そういうふうにも、 |
| 0:31:42 | 考えた上で一斉に評価が高齢者のものってのは一斉検討の中でちゃんと対象物が特定できるようにということで添付書類側に全部集めた上でということで考えた結果が今お示し方でございます               |
| 0:31:54 | そういうふうに関係するものとしてあげるっていうのはおっしゃる通りだと思うので、大津として必要なものを、そちらでも見えるものがあるのは、                                  |
| 0:32:07 | あれば、この中にちゃんと追求してということをしていただければと思います。以上です。  |
| 0:32:13 | はい、規制庁からその考え方はわかりました。  |
| 0:32:17 | はい。  |
| 0:32:18 | 規制庁田尻です。頭の整理だけなんですけど、笠井所と系統図残ってるイメージを持っていて、  |
| 0:32:25 | いや、平井葛西の系統図って何に使ってるんでしたっけ。   |
| 0:32:29 | これ日本の予定でございます。系統部関係は消火設備とか設備申請の印象も、ごめんなさい火災の行政機関診断認証の方で設備申請のお話をさせていただいてましてそれで消火設備とか登場してくるのでその設備としての、 |
| 0:32:46 | 系統図ってということで記載させていただいております。   |
| 0:32:50 | 成長度ですんで、評価のためっていうよりは、設備登録してるものの系統を示すための系統図っていう説明ですかね今の件。   |
| 0:33:00 | はい。2本目イワダテでございます今田尻さんからおっしゃっていただいた認識で間違いありません。   |
| 0:33:06 | 長タジリです結局笠井が安いだろうが評価の前提となる条件どうやって確認するかちゅう話の流れだと思っていて、お酌に説明書のところに                                      |

|         |  |
|---------|--|
|         | 全部盛り込んでまして盛り込んでましてマーキングつけりゃそれ説明ができるってできる気がするんですけど。   |
| 0:33:22 | それぞれで何示すのかっていう概念は最低限の説明の中で統一をしようとしていたんだけど、   |
| 0:33:28 | 別に何か、いや当然消火系統の話はそれ検討つくだろうなっていうの言いますし、他の部分。いや消火系統。  |
| 0:33:37 | があるんだったらそれってその未遂の系統のような気もするんで別に合わせてつけてますっていやいいだけの気もしたので、別になんか系統図つけたから設備登録だっっちゃう話でも子もない気はするので、                          |
| 0:33:50 | 変えて駄目っていうことでもない気がするんでそのあたりはまた考え方先ほどの話と整理されるということだと思っんでよろしく願います。  |
| 0:34:00 | はい。与儀の石田でございます江藤社長も申し上げた通り要素として使えるものは当然あるはずなので、それとも含めて整理をして、何を書かないかで、  |
| 0:34:13 | 系統と書いても、何の計画を使うんだっていうの多分、岡山会長でわかりづらくなるのでそこは前の系統図っていうのがちゃんとわかるようにというのも含めて見たときにちゃんと対象物が特定できるように記載を整理させていただきたいと思います。以上です。 |
| 0:34:29 | はい。規制庁岡です。はい。別紙 1 関係、基本設計方針関係で何か規制庁側から確認したいこと等ありますでしょうか。   |
| 0:34:43 | 特にないようでしたら次、別紙、ちょっと別紙 3 のところで今回かなり変えられていて、   |
| 0:34:49 | 申請計画っていう意味で、被水の  |
| 0:34:52 | 前回も結構詳しく聞いたんですが、   |
| 0:34:56 | 今回別紙 3 の②、77 ページにある、   |
| 0:35:00 | 被水評価条件の設定 No 添付書類、ここががらっと変わってきていてですね、前回まではこう、  |
| 0:35:07 | 条件になるようなものを申請対象になった場合はそう、そういう条件に関しては、少しずつ添付書類の方充実化していきますというような説明を受けていて第 2 回第 3 回での丸が、                                  |
| 0:35:19 | ついていたんですが、今回全部バーになって第 4 回に寄せられてきたということで、結局、第 2 回第 3 回では、添付書類は、   |
| 0:35:30 | 背利水防護対象設備の選定という 7-2 までは出てきて、7-3 以降は、第 4 回、   |
| 0:35:37 | から、  |



|         |   |
|---------|---|
| 0:35:38 | 第4回だけで全部完結させるとそういう考えに変わったということなんでしょうか。  |
| 0:35:44 | はい。井上ネシアでございますはい。今おっしゃっていただいた通り条件設定の考え方とかです。ね、当然、最初の例えば機能喪失高さの件を設定する時には、                |
| 0:35:56 | 考え方全体を多分説明しないと、何でこういうのって話になるので、出させていただくと、実際評価の条件に使うものについては、                             |
| 0:36:07 | 2回3回ですねその評価の保険家のただした時の、別のやつに対してリーダーだって多分説明が、  |
| 0:36:16 | 我々の更新後のやっぱり評価の内数でのいろんな状況になるので、評価を示した時に一括で、その条件も含めて一切出すという方が、                            |
| 0:36:27 | 申請者としても成立するかなということを考えて、こちらとしてそういう整理をさせていただきましたということでございます。                              |
| 0:36:34 | はい、規制庁からその確認がしやすくなるのでここ、ここ、例えば工事会との住み分けとかそういうのがなくなるのでそれはそれでいいのかなとは思いますが。はい、わかりました。      |
| 0:36:49 | 何かこの件について規制庁側から確認事項等ありますでしょうか。  |
| 0:36:56 | 規制庁コサクです。   |
| 0:36:59 | 点で言うと、  |
| 0:37:02 | 82ページ、説明いただいていたので、これを踏まえながらですけど、  |
| 0:37:13 | 今あれですよ、7-3以降は、第4回。  |
| 0:37:19 | まとめてと言われていてそれまでの防護対象設備の申請でそれを本当に水防号対応できるのかと。  |
| 0:37:29 | いう見通しを得るという関係からはというのが、この図で見ると、なにに防護対象ですっていうところは明確にすると。                                  |
| 0:37:40 | ということで、それに対して本当に大丈夫かみたいなところをどうしてくんだってというのはもう長野市の方で、評価を、の全体像まで含めて示すということでカバーができるようにしておく。 |
| 0:37:53 | なので、3以降は最後でいいんだという整理になったという理解ですけど。  |
| 0:38:00 | 7-1の方の2歩114とか、  |
| 0:38:07 | それに見合う分書かれるということでいいんですよ。  |
| 0:38:14 | はい。稲石荒でございます。総務部添付書の役割分担であったり、工事課井手の示し方の考え方は今小阪さんからおっしゃっていただいた通りでございます。                 |

|         |   |
|---------|---|
| 0:38:26 | どうも一声評価のいわゆるこの1-1-1のポンプということについては、私は少し先生必要そう思い込んでいる第1回で、  |
| 0:38:38 | 語学の考え方も含めて締め処理系にと思って書きましたということでございます。以上です。  |
| 0:38:46 | はい。   |
| 0:38:48 | 規制庁コサクです。すいません今、私にポツ4って言っちゃったんですけど、2ポツにガーええん長野さんの資料の範囲に相当し、2ポツ3が、                                   |
| 0:39:00 | 7-4に相当すると。  |
| 0:39:03 | ということでその部分しっかりと書いていただきたいということだったかなと思います。ここの部分に、次回申請を含めてすべてを記載すると書いて、                                |
| 0:39:15 | あるのがその趣旨ってということだと思いますので、よろしく願います。   |
| 0:39:20 | 以上です。   |
| 0:39:25 | 規制庁かですねその82ページのところで少し、  |
| 0:39:30 | 別紙4の方に入ります確認します。衛藤。   |
| 0:39:34 | 今回前回からって効果ができているところとして5-1-1-7-6、これは説明書として、ちょうどに関する説明書としてひとまとめに、                                     |
| 0:39:44 | なったということで、前回ちょっと口頭で説明もあったんですが、この1-1-7-6っていう説明書に関しては何も、  |
| 0:39:54 | 数頭に立てDで、7-6-1、7-9-2って、具体的なものを書く、特に7-6で何か書くわけではないっていうそういう認識でまずよろしいでしょうか。                             |
| 0:40:08 | はい、稲石でございます。はい今岡さんおっしゃっていただいた通りです1-1-1の7億っていうのは、あくまで表示として、書いてあるものになります。具体はその下にあるもの、二つ側でキャッチアップをすると。 |
| 0:40:21 | この考え方は町の外部衝撃評価等も併せて全体整理をさせていただきましたということでございます。以上です。はい。室長わかりました。ちょっとその外部衝撃なんか等の比較をしていったときに、          |
| 0:40:36 | 強度計算の方針っていうものが、外部衝撃とかでは出てきていて、  |
| 0:40:42 | 今回、これまでの6-1強度、強度計算書作成の基本方針というタイトル、これ、   |
| 0:40:50 | 結構他の条文もちょっと発電の中でもちょっと見たんですが、これ、   |
| 0:40:55 | 強度計算の方針と何が違うんでしょう。  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:41:02 | はい、乾西田でございます。はい。合わせてと言いながら名前がちょっと違うのは、すみません、中身変わりません。上やってることは強度計算の方針そのものだと思ってます。                                |
| 0:41:13 | ちょっとそこははい。ネームはちょっと考えたいと思いますはい。  |
| 0:41:18 | はい。社長はですねはい。そろえられるというタイミングもいいかなと思いますので、また検討されたと思います。82 ページ目の構成とか私からは一応、   |
| 0:41:32 | なんでそのあと他は規制庁側から何かありますでしょうか。   |
| 0:41:40 | 特にないようでしたら別紙 4 のなか一三野鼻 C ということで、  |
| 0:41:45 | まず 88 ページ目。   |
| 0:41:48 | のところで、  |
| 0:41:49 | これ今回頭とかを、基本設計方針が出戻したっていう観点で、  |
| 0:41:54 | 基本方針側、7-1 の基本方針側でも頭を戻してるんですが、   |
| 0:42:00 | ここでは逆に添付書類、   |
| 0:42:03 | なので、今回具体的には、  |
| 0:42:06 | 展開していくものは等つけないっていう、条文も、他の条文というのは結構ここから具体化しているようなものもあったんですがその辺の使い分けっていうのは、                                       |
| 0:42:18 | どういう。   |
| 0:42:20 | 漢字で元の中で整理されていますでしょうか。   |
| 0:42:25 | はい。上西荒でございます。   |
| 0:42:29 | 現状はですね、研究所の井川ってのは基本設計部署本文の補足的な説明というか詳細設計を示す部分になります。ここを本部で使ったところは、   |
| 0:42:45 | グループできるものはちゃんとブレイクして書くということ。あとは今回の例えば設備の部隊の設計が出てきて、頭はブレイクされるっていう場合は今回の第 1 回ではこのままで、位置付けをちゃんと見込むに書くということだと思いますで、 |
| 0:43:01 | 今回のケースでいきますと、まとめて取り付けた理由は、本文事項であるか 9 種、今考えてるもの以外のいろんなファクターが来たときでもそういう方ができるように、                                  |
| 0:43:14 | 等をつけたというとですねやはり等ブレイクするのがなかなか難しくくてですね、大きなものも含めて、頭をつけたのにその大きさのものができるとしたら全部拡幅まで書けばいいじゃんっていう話になるので、                 |
| 0:43:27 | そこはすみません等のままで残させていただいたというのが現状でございますパークアンドライドブロックするということではなくてそういっ  |

|         |  |
|---------|--|
|         | たケースによって、教育するかどうかの使い分けをしているのが現状でございます。以上です。  |
| 0:43:43 | はい。規制庁佐田です。他の条文ではもう、   |
| 0:43:47 | 適用がないからと外すというところとかもあったんですが、今回は逆につけてきたっていうところもあってちょっと違和感を感じた次第です。   |
| 0:43:56 | これてえっと、  |
| 0:43:59 | 結局どこどこで外れるんです。例えば今回のその機器の発送等のケースは、   |
| 0:44:05 | どこで外そうと考えられてるんですか。   |
| 0:44:10 | はい。稲毛西田でございます。例えば 88 ページの機器の破損等っていうのを、   |
| 0:44:15 | んぼから外せるかというのと、なかなか外せないんじゃないかなと思うんですけど。   |
| 0:44:21 | なので大向までずっと残ったままだと思ってました。   |
| 0:44:26 | それを配分するのであれば、全部のケースがちゃんとわかった状態で、   |
| 0:44:31 | いうことになると思ってたので、その部分をおっしゃってた。ここってそのあとの文章を見ると、ここで頭入ってますけど、その下に行くとはなくて、機器の破損って書いてあって、それぞれの評価なり考え方の前提が書いてあるので、 |
| 0:44:46 | 統合の部分ってのは、ずっとずっと当面のかなと思ってました。以上です。   |
| 0:44:51 | 規制庁からです設工認フェーズでは、そこは具体的にちゃんと明確にするっていうことで、添付書類の方で具体的な   |
| 0:45:01 | 中身を詰めるっていうところはあると思うので、   |
| 0:45:06 | ずっと残るっていうことはちょっとないのかなと思った次第なんですが、今方針だから書いてるのかなと思って、どっかで外れるのかなと思ったんですが、                                     |
| 0:45:16 | 何か他の条文。  |
| 0:45:18 | ともちょっと考え方が図、違うのかなと今聞いてて思ったんですが、  |
| 0:45:23 | いかがなものなんでしょうかねこ。   |
| 0:45:26 | ずっと残るとい、ずっと目不明瞭なまま、  |
| 0:45:29 | 行くというのは、ここで、   |
| 0:45:32 | どうなんでしょうか。   |
| 0:45:33 | すいません、規制庁コサクですけど。はい。これは電源車でございます。  |
| 0:45:39 | 石原さんちょっと窃盗。  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:45:42 | ちょっと言葉遣いがちょっとよくわからなくて、外すとカードどこでするとかっていうのがちょっとよくわからなくて、大本で言われたなどは、絶対拾って考えますよという、   |
| 0:45:56 | 意識で書かれているものであってその意識はずっと変わらないと。  |
| 0:46:01 | その意識でやっていく中で、現状の施設だと、これを見ていけば一通り押さえることになりますよと、いうことなんじゃないかなと思ってたんです。   |
| 0:46:12 | そういったことがわかるように書くということであって、外れるとかどこってということじゃないと思うんですよ。  |
| 0:46:19 | そのあたりも含め、どういうふうを考えてやっていきますどう維持管理していきますとかっていうのを説明いただいたらいいかなと思います。  |
| 0:46:28 | はい、日本イシハラでございますはい。おっしゃっていただいていることは理解しました通そうと思います。そういう意味では   |
| 0:46:39 | 医師、今回一声評価の縦のいわゆる一声をなんていうんすかね。状態っていうのは、どうやっていい水が起こるかっていうこと自体は、いろいろなことを考えて、   |
| 0:46:56 | まず溢水量ものを考えますよと、制限であったりするものを網なんかをもって抱えている設備であったり、状態を考えながら、いろいろ広く考えた上で、どうやったら一斉学校か、どれが一番厳しくなるんだとかっていうことを考えております浅井諸島だと思ってます。 |
| 0:47:12 | そういったことを考えた上で溢水評価をしていくので、それがそのあとのオプション側での、いわゆる溢水の設計をやったりする評価の仕方だったりにあるのかなと思います。そういうところで                                   |
| 0:47:27 | 考えられることを広く拾った上で評価をしましたよということで、いわゆる一声評価がある。例えば、添付書類は明確にしますよということで、頭の更新はあくまでそういうことを前提に頭を付けて説明をしている。                         |
| 0:47:43 | それをキャッチアップするのが湧水条件だったり性評価の添付書類であると受けるのかなというのがちょっと私が蒔田思いでした。以上です。  |
| 0:47:53 | はい、規制庁ですわかりました私もちょっとはずとかそういう表現、不適切はすいません。   |
| 0:48:00 | その考え方がわかったし、次第なので、ちょっとそこを備考の方でもう少し、   |
| 0:48:08 | 記載してもらおうんですか。はい。また再検討されるということでお願いします。   |
| 0:48:15 | あと 93 ページ目。   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:48:18 | はい。  |
| 0:48:20 | 直していただいたところなのですが評価条件としているという、水源被水経路及び滞留面積で、これ発電野川等がついていて、それこそ                                      |
| 0:48:32 | 評価条件の評価条件小とか見てちゃんと全体に係るものを検討しますよってということが、多分この頭に含まれてんじゃないかなと思ったん。                                   |
| 0:48:44 | 次第なんですよこれ、結構限定的に頭を外して帰ってこられていて、そこら辺の考え方、例えば溢水量なんかはもうすぐ思いつくところではあると思うんですが、                          |
| 0:48:54 | その考え方っていうんでしょうか。   |
| 0:48:59 | イメージでございます書いといて私がリングして私が言うのは大変恐縮でございますけど岡さんがおっしゃってるってこともあと、あと武藤筒井照井もよくわかります。                       |
| 0:49:11 | 今回特に溢水評価の添付書類をつけていない人間がですね、これ等々けど非常に危険でして、当然S評価とかでいろいろ考えた条件、あと条件に                                  |
| 0:49:25 | 与える影響というような因子、これで変わったものをちゃんと将来にわたって広く見た上で、そのケア変わったときにその影響を見て評価をちゃんとやるんだと。                          |
| 0:49:37 | ということが、多分保安規定の定めるべきことだと思います。そういう意味で  |
| 0:49:42 | 心得等確実に会議をやってることに、自分が生じるかなと思いますかとのこの辺の意味を取った今私がお話したようなことをちゃんと備考欄に書いて招集したということを知るようにさせていただくことが必要かなと。 |
| 0:49:58 | 思いました。以上です。はい、規制庁カサモそういう対応で、明確になるかと思えますんで、またよろしくお願いします。  |
| 0:50:06 | 109 ページ名の、   |
| 0:50:09 | 前回もちょっと議論して、備考に、今回書いていた  |
| 0:50:14 | 主M O X側では貫通部の姿勢機能がお伝えできないところが、   |
| 0:50:20 | 貫通部の止水機能なのかによって、   |
| 0:50:23 | 期待できないところがあるというところで、少し見込みは変えてもらったんですけどこれ具体的に何でこういう差異が生まれるのかっていうところは、                               |
| 0:50:33 | その理由は何なんでしょうか。   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:50:45 | 木曾町長からちょっと曖昧でしたけどMOX側で、貫通部止水処置に耐火性を有することができない設計っていうのは具体的にどういう理由から生じるところなんでしょうか。         |
| 0:51:00 | 日本原燃の佐渡でございます。現状耐火性耐火性ある担当止水処置としては現状計画しているものとしては、モルタルで施工するタイプのものでございます。こちら熱影響等、         |
| 0:51:13 | がエネルギー配管等の熱影響が大きいところについて、   |
| 0:51:18 | については、現状ずっと熱伸び等の負吸収できるような、  |
| 0:51:24 | 福祉止水処置を計画しておりますが自主性といったところのものもございいます。そういったものについては大家との関係で大家との両立が難しいといったところもあるため、         |
| 0:51:36 | そういったところについては貫通部として、耐火性には期待せず、火災、   |
| 0:51:42 | 消火水等の放水等による   |
| 0:51:46 | ミスイの評価にあたっては、   |
| 0:51:48 | 止水性に期待しないものとしてございます。  |
| 0:51:52 | 清調査役わかりましたそれって、どっかの条文で見えてくるものなんですか説明  |
| 0:51:58 | あれ。   |
| 0:51:58 | してます。   |
| 0:52:01 | そちらについては、溢水防護設備の詳細設計のところ  |
| 0:52:07 | と、実施する貫通部止水についての個別説明を行う予定でございます。そちらの方で耐火性があるものないもの。                                     |
| 0:52:15 | といったところをご説明させていただきたいと思っております。はい、規制庁さんです。葛西農ではそういう説明ってされないんですか。葛西側の貫通部の考え方とか、            |
| 0:52:26 | 何かそういう説明とかあるんでしょうか。   |
| 0:52:31 | はい日本原燃のイワダテでございます耐火性、勝部の体育館の仕入れについては火災としては、火災の添付書類、今回、第1回なので記載はしてない調査が記載してないんですけれども、    |
| 0:52:44 | 添付書類の中の影響軽減対策の中で貫通部処理処置というところで耐火性能があるもの、施工方法ですねこちらについては示すことを考えてございます。詳細については            |
| 0:52:56 | すぐ経営設備が活動してくるタイミングで施行するものを詳細をお示ししようというふうに考えておりました。以上です。はい。規制庁佐田です。わかりました。すいません、室長コサクです。 |

|         |  |
|---------|--|
| 0:53:09 | 多分今、話がかみ合っていないんじゃないかなと思ってて、  |
| 0:53:13 | 火災で説明しますと言ったのは、火災防護区画とかでの耐火性能を有する。   |
| 0:53:21 | 必要のある貫通部についての処置の説明をしますと言ったのであって、下が聞いたのはここ  |
| 0:53:30 | 笠伊井の耐火性能を持たない貫通部について、そういうことでいいのかっていうところを整理してありますかということ聞いたんだと思ってて、その回答になってましたか。                 |
| 0:53:46 | 日本原燃笠間です。どっかサイト溢水量にそれぞれ説明したんでちょっとおかしいんですけど。衛藤。   |
| 0:53:54 | 火災として要求のある貫通部溢水として要求のある貫通部の場合は、溢水要求の稼ぎも満足する貫通部でなければならないので、                                     |
| 0:54:03 | これは9ページの備考で書いてある、耐火性能を有する。   |
| 0:54:09 | 先ほどできない貫通部は、火災で期待できる貫通部となっちはいけないと思いますので、貫通室で期待する火災で期待するっていうのをしっかり整理して、両方の要求を満足する。              |
| 0:54:22 | 貫通部であることの説明をしっかりしないといけないと考えてます。  |
| 0:54:27 | はい。布施町コサクです。   |
| 0:54:30 | というところで109ページ、真ん中でアンダーライン引いてる部分の貫通部っていうのは、火災防護区画のところではない、その内数のところでの                            |
| 0:54:44 | 貫通部だと。   |
| 0:54:45 | 内数って言うとあれですかね、区画内  |
| 0:54:49 | その前後が、どっちも   |
| 0:54:53 | 確認しなきゃいけないものじゃないと。   |
| 0:54:55 | 会場はですね、ただ溢水上はカクウリの要求が、   |
| 0:55:01 | をしたい場所。  |
| 0:55:03 | だけど、   |
| 0:55:04 | 火災の場合は隔離しなくていいんだと。   |
| 0:55:08 | するっていう、何か溢水の高中途半端な感じになるんですけど、  |
| 0:55:15 | そこはどんなところなんですかね。   |
| 0:55:20 | 溢水として火災時と火災じゃないところカクウの位置付けが違うってことですか。  |
| 0:55:34 | 規制庁の米田でございます。ただこの設計の方の考え方での差異ができると思いますけどそこをちょっとちゃんと調べた上で勝コサクさんとか岡さんから指摘されてるのはこの文章は多分中途半端なところで、 |



|         |   |
|---------|---|
| 0:55:50 | あと備考の書き方も、何を言いたいかってというのが全部切れてるわけじゃないところもあるので、   |
| 0:55:59 | 火災により施栓機能がそこまでの場合にはってというのはあくまでこれは首都機能が損なわれて、  |
| 0:56:06 | バイテックのところはあくまで火災区域区画とかでの境界での、火災防護上の貫通部の人に求めるところではない、これ  |
| 0:56:18 | それを説明するそういうものだと、いうことが、連携的な方法ですってというのはちゃんとわかるように書くということとちょっと具体的に場所がどこかちょっと調べた上で後で回答したいと思います以上です。 |
| 0:56:30 | はい。規制庁コサクですまずは調べていただいてですね、評価でどうするという以前に設計方針として、こういう場所があっているのかと。                                 |
| 0:56:40 | ということなんです。であっていいんだというのであればその体系をちゃんと整理をしてないと設計方針として成り立たないと思うんですよ。                                |
| 0:56:48 | 溢水防護区画最初の方に話しましたが、その区画の設定としてこういうことを許すところと許さないところと、というようなことがあるような、                               |
| 0:56:59 | 整理をされてるようなので、   |
| 0:57:01 | その点よくまとめて、整理が必要かなと思いますそうすると、これ今添付だけで書いてますけど、設計基本設計方針側に、   |
| 0:57:14 | 場合によってははねちゃうかもしれない。   |
| 0:57:17 | 整理状況なんじゃないかなと思うので、  |
| 0:57:21 | 早急に考えを整理した方がいいかと思います。   |
| 0:57:34 | はい。日本原燃石田でございますはい。ちょっとこちらはね   |
| 0:57:38 | 無理な場所であってそもそも設計方針として、ここをちゃんと宣言した上でということも含めて整理をさせていただきたいと思います。以上です。                              |
| 0:57:49 | はい、規制庁ですそこは少し明確にしてもらえるとと思います。で、あと111ページ目。   |
| 0:57:58 | 最後の段落なんです。  |
| 0:58:00 | です。   |
| 0:58:04 | とか112ページ名と可能ですね安全余裕の話で、   |
| 0:58:13 | ちょっとここはあれですねただ読んでいったときに、  |
| 0:58:17 | ちょっとどうと11な感じを受けると、安全余裕の話が少し唐突な感じがあって、(1)を読んでいくと最後に、   |
| 0:58:25 | さらに何か安全余裕加工する設計とする、そのあとに設備のことが、何のすん全治もないまま、   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:58:33 | きていて、この関係とかが全然読んでいくとわからん、わかりづらいうってところで少し軽微ですが、  |
| 0:58:41 | 修飾を入れたり、何か少し整理してもらいたいなというところなんです  |
| 0:58:49 | が、  |
| 0:58:49 | いかがでしょうか。   |
| 0:58:51 | はい、日本イシハラでございます。ちょっと、そうですね文書を盾に読んだときの繋がりという意味では、同と掴んであったり流れが悪いというところもありますのでちょっとこちらで至急 |
| 0:59:05 | 修正案を考えて、お示しをしたいと思います。以上です。はい。最初の方ですねこれはですね他の被水も上記も 114 ページから 117 ページからもう、             |
| 0:59:16 | 似たような構成にはなってるんですが、そこが全部そのバッチでこう、  |
| 0:59:22 | 段落が出てくるので、結構同じような観点で少し読みづらさがずっと続くことになってますので、そこも踏まえて全部                                 |
| 0:59:30 | 全体として整理をお願いします。   |
| 0:59:35 | はい、日本イシハラでございます。はい。ちょっと   |
| 0:59:40 | ほど水着で書いてるところもあるので、みずからの文章として整理をさせていただきたいと思います。以上です。はい、規制庁です。                          |
| 0:59:50 | 3 ページ目の下の段落、ここ、前回の議論で、前回 2 点議論があつてま   |
| 0:59:59 | ず、  |
| 1:00:00 | 上の、   |
| 1:00:00 | 基本設計方針にも紐づくところからこの地表面に滞留する溢水に関してはどういうふうに扱われるのか。                                       |
| 1:00:09 | 前回口頭では、   |
| 1:00:12 | 上の下から 3 行目の積等の頭の中で、流入防止ということで、含ん  |
| 1:00:25 | でますよというふうに説明を受けたんですが、あともう 1 点第 1 回申請対象との関係ってというのが、                                    |
| 1:00:25 | どういうふうになってるのかわかりづらい方針なのか、設計なのかとかそういった観点で、少し具体的に整理するというふうに、                            |
| 1:00:32 | 回答もらっていたんですが、結局据え置き D 項そのまま、修正なく、   |
| 1:00:39 | 提出されまして、ちょっとそこの整理の考え方なんで、変えなくてもよ  |
| 1:00:57 | かったのかというところを少し聞かせていただければと思います。  |
| 1:00:57 | はい。石原でございます。こちらについては、誠に申し訳ございません。こちらの方のケアが十分できてませんでした個別の補足で書いて安心したところもありまして           |

|         |   |
|---------|---|
| 1:01:08 | サトウイワタニこれ個別詳細評価について工事会議ということで具体的な添付書類も含めて示す場所を、以降に書いてそちらでちゃんと   |
| 1:01:18 | 評価結果については示しますということ、備考に本来書かなきゃいけなかったと思います。そちらについてちょっとすみませんが提案をさせていただいて追加をさせていただきたいと思います。   |
| 1:01:35 | はい、規制庁課です。ちょっと2件名の第1回申請対象設備として、建屋を、この   |
| 1:01:45 | 他、開口部高さ3設置高さを確保する設計とするというところが、方針のままとするのかそれともちゃんと確認したというところにするのかということで、  |
| 1:01:55 | 今回補足説明資料の方で暫定評価というか、許可の時の滞留の溢水量と、この高さの関係っていうのをちゃんと示してもらって、  |
| 1:02:07 | 大丈夫ですよってことは確認はしたんですが、添付書類のところでそういうことを少しケアするっていうところは、  |
| 1:02:15 | まず、   |
| 1:02:17 | 第1回申請としては、方針なのか設計なのかという観点ではいかがなんでしょうか。  |
| 1:02:26 | 日本イシハラでございます。具体的な評価が、第4回になりますので   |
| 1:02:35 | 確保する設計とそれで方針を示してる   |
| 1:02:41 | だけかなと思いますので、具体的には2年では確かに高さが80センチ以上ですよねありますってというのは、具体的にはお示しができて、その80センチでいいんだということの根拠は、補足的に補足説明資料で示させていただくと、この場整理をさせていただいたということでございます。以上です。 |
| 1:03:00 | はい。規制庁甲斐ですそういうふうになっていることを踏まえてですね、こちらの審査結果をまとめるにあたって、衛藤、   |
| 1:03:11 | 添付書類、補足説明で確認したってことは参考にはなるんですがやっぱり添付書類で確認したということが明記されますので、   |
| 1:03:20 | 補足説明で暫定的な評価でちゃ  |
| 1:03:24 | 添付書類の方でも山森  |
| 1:03:26 | で、  |
| 1:03:27 | ちゃんと高いこと、   |
| 1:03:30 | なんで、  |
| 1:03:31 | 設計までは、設計きよ、詳細な評価までは、確認はしてませんが、それは次回で説明されますけど暫定で、  |
| 1:03:39 | それはちゃんと確認していて、あそこの開口部、  |

|         |   |
|---------|---|
| 1:03:43 | 工事課、  |
| 1:03:46 | 具体的な、   |
| 1:03:47 | 再評価で、   |
| 1:03:48 | にしても、   |
| 1:03:50 | でしょうということが、今回確認された範囲になるのかどうかという。  |
| 1:03:55 | ところを、   |
| 1:03:56 | もし確認したとなるのであれば添付書類の方に、ちゃんとそれを勝ち崩して出してもらう必要があって、   |
| 1:04:02 | その辺で、何かお考え等ありますでしょうか。   |
| 1:04:09 | はい、与儀西原でございます。  |
| 1:04:12 | 先ほど申し上げた通りこういう設計等でも、  |
| 1:04:17 | 本講習会で出ると具体の設計を評価結果が次回でということも考えた上で、かつ、おっしゃっていただけるように、後で戻ってきても駄目だということもありますこれは暫定評価のこの高さで十分なんだということがまず言えないと意味がないと思いますので、 |
| 1:04:37 | 例えばでございますが、かなりちゃんと確認はした上で、と思いますが、   |
| 1:04:43 | この添付書類の   |
| 1:04:48 | 今の別紙かなんかでつけるのがパターンがあったかどうかあれですけど後に、概略評価の結果をつけてそれをもって、その境界の具体については次回に示すとしながらもその結果、                                     |
| 1:05:02 | この高さで屋外からの溢水についての流入というのは、防止できるんだということを説明を、第1回で、添付書類が出ているということで、   |
| 1:05:15 | とにかくコウジンカイでその評価が一斉評価の中でできた場合はその品物でつけたものがいなくなるので、そちら側に設置するということで、  |
| 1:05:27 | できないかと思ったところでございます。以上です。  |
| 1:05:31 | はい。規制庁岡です。  |
| 1:05:33 | そういうことが具体的に見える形で電気書類で整理されていれば、こちらとしてはそれを確認しましたという、  |
| 1:05:41 | ふうに   |
| 1:05:43 | 確認結果としてかけますので、そういう整理で   |
| 1:05:47 | 問題ないかと思うんですが、規制庁側から、  |
| 1:05:50 | 何か、   |
| 1:05:51 | ご意見等ありますでしょうか。  |

|         |   |
|---------|---|
| 1:05:54 | はい。規制庁コサクです。岡さんすいません、今、何ページ。今の論点は123ページ目。   |
| 1:06:06 | 規制庁コサクです。   |
| 1:06:12 | 123ページに書いてあるのは数字が書かれてないけど、  |
| 1:06:19 | でも建屋は申請雄対象物であって、高さは明確になってなきゃいけないと。  |
| 1:06:27 | いうことで定期、結局は先ほど大賀が言ったように、暫定でも、   |
| 1:06:35 | 或いは事前の概略評価でもな言い方はあれですけど許可でも評価をしているわけで、  |
| 1:06:44 | この高さで大丈夫だと。   |
| 1:06:46 | いう古藤わあ、説明をいただかなきゃいけないということだと思ってます。で、この部分が-2ポツ、  |
| 1:06:58 | 3ポツ2だと、いうことなんですけど、一方で詳細の方向設計みたいなのは2-4でしたっけこうでしたっけ、というようなことで、  |
| 1:07:09 | どの位置何をどう説明するのがいいのかっていうのがいまいちよくわからなかったんですけど。   |
| 1:07:16 | 一応2ポツ3で評価というところまではしているので、   |
| 1:07:21 | ここで、  |
| 1:07:23 | いいということなんでしたっけ。ちょっとその構成って、今の話をどこでどう表しそうかというイメージを共有できればと。  |
| 1:07:34 | はい。日本原燃者でございます。確かに今、広岡の支援も含めて2号、3の中で説明をしながら、  |
| 1:07:46 | 防護設計自体はその後ろに出てくると神戸個別の設備の説明をしています。  |
| 1:07:51 | が   |
| 1:07:53 | 当許可の時の整理っていうのもあれですけども防護対策としてエントリーするのがどちらかというたとえば何かの   |
| 1:08:03 | 積とか、  |
| 1:08:05 | 上野の対象説明をしていって、ですといわゆる発生する姿勢が建屋の中に入ってないから来ないよねっていうところについてはそのために請求してある程度この前の評価と合わせて通り説明している部分もあったということも含めて、 |
| 1:08:21 | ここの2.3.2のところ、建屋の鷹野開口部の高さを確保するというところも含めて書かせていただきました。   |
| 1:08:31 | あとは   |

|         |   |
|---------|---|
| 1:08:33 | 真壁さん深井は今回、ボックスの場合は 80 センチ以上となっております。これ正直ですね解釈変更とかいろんな当方の構成いじった結果として、  |
| 1:08:46 | 欠陥レベル 80 センチ以上というか高さが確保できましたが、急いで実は、例えば外から来る、低い数字で 80 センチ以上確保しなきゃいけないとはいないので、そこは結果的には 80 センチ以上だっているところを図面で示した上で、        |
| 1:09:03 | ここでは自分の高さを確保するんだという方針を示させていただくという形にさせていただきました。実際先ほど岡さんからご指摘あったようにこういう形が足りるんだという説明を、この添付書類の中で説明をするとあとこの今の位置付けの通りに計算的な中で、 |
| 1:09:22 | 概略評価をやった結果でも、この高さを確保する経験が、自分の高さですよということをお示しをさせていただくのかなと思ってました。以上です。   |
| 1:09:34 | 岸。  |
| 1:09:35 | 規制庁田井ですけど、許可の時って概略江藤建屋について概略評価は何もしてないんでしたっけ。  |
| 1:09:44 | はい。農業の石田でございます。芦川です。例えば一声方針を示し、整理資料の高速化なんかその結果の考え方、何を対象にしてっていうのも含めて説明をしてたと思ってました。                                       |
| 1:10:01 | わかります。  |
| 1:10:04 | いや、何か、いや、ちょっとどこまでだと思んですけど、何とか方針示すために、当然県として一定の前提があったはずで、その概略評価やり方がどこが正しいとかっていうのあくまで概略なんで、ものすごい保守的にやっていますって別に、           |
| 1:10:19 | あとで真面目にやるのねでもこれでも大丈夫なのねって言ってしまえば、   |
| 1:10:23 | そんな手間かけずにも説明は補足できるような基盤な属しました北助教の確認だけです。以上です。   |
| 1:10:30 | 規制庁コサクです。   |
| 1:10:37 | 開口部高さについては前提として   |
| 1:10:42 | ベIIの大枠の設計の中で決めてきてるっていうこともありっていうことだったり、厳密に溢水を念頭に高さ帯決めていくという設計の流れでもないので、  |
| 1:10:55 | 2 ポツ 4 に行くのではなくて N I P P O さんの中で明確にしてしまうということ。合わせて、N I P P O さんであれば、A 評価っていう断面でもあるので、                                   |

|         |   |
|---------|---|
| 1:11:07 | 合わせての概略評価の説明もできるし、最終的には評価をすると。  |
| 1:11:14 | いうことも明言できるということなので今の 123 ページに書かれているところを具体化していくと。  |
| 1:11:23 | いうことで理解をし下で、  |
| 1:11:27 | そこは理解をしたところで逆になんですけど、   |
| 1:11:31 | 話を部位変えちゃって申し訳ないんですけど、   |
| 1:11:34 | 2 歩 1 1 4 も今回、  |
| 1:11:39 | 7-1 という関係から分かれると。   |
| 1:11:42 | いうことなので、何とかなるのかなと思いつつ、  |
| 1:11:48 | 建屋内の積とかっていうのも、  |
| 1:11:52 | どういう申請の仕方をするのかどこまでが建屋附属腔として扱って、どこまでは  |
| 1:11:59 | 設備として、次回申請なんだというかっていうのもその   |
| 1:12:04 | 仕分けの考え方或いは施工の仕方みたいなところでの整理を教えてくださいませんか。   |
| 1:12:22 | はい。結城西原でございます。  |
| 1:12:28 | もともとこの 2 点、今、ああいった線で大分端折ってますけどある程度、設計方針として述べるとした上で詳細は次回で別の添付でと。   |
| 1:12:41 | いうことにさせていただいた上でということなんですけど、これもさっきのやはり新他の中で経常利益計測機能を期待する関というのがエントリーでありますおっしゃっていただいている通りそれ以外にも関がいるんですね。           |
| 1:12:55 | それは、  |
| 1:12:58 | 申請として、ご説明しなきゃいけない的ってどんなものがあるかって考えると、  |
| 1:13:06 | 例えばですけどどう。スペックと液体廃棄物の他、その設備のところ、当然設計の要件っていうのが、  |
| 1:13:17 | 閉じ込めも含めた条文要求として出てきますそういったものは設備の方を申請するときに、あわせてその具体の設計としてお示しをするのかなと。一般的にそういうものをつけますけども、設計を組む設計は当然今回第 1 回でお示ししますが、 |
| 1:13:34 | その部隊はそういったところでいくのかなと思ってます。  |
| 1:13:38 | それあまり正規性評価以外にあまり確かに水がないので、角水木がないのであまり出てくるものがないんですけど、  |
| 1:13:49 | そういうものぐらいしかないかなと思ってましたが、お答えあってますでしょうか。石田でございます。以上です。規制庁コサクですけど。   |

|         |  |
|---------|--|
| 1:14:00 | 今回の今回建屋の申請という中に、火災報告書くというのは、切っても切れないということ申請対象として挙げられていて、   |
| 1:14:15 | 具体の添付書類もついてくるん。  |
| 1:14:18 | でいいんですね。   |
| 1:14:20 | と思ってるんですけど、溢水の方は舞台がついてこないということで、そこは建屋とし、   |
| 1:14:31 | で切っても切れないということではないんだと。   |
| 1:14:35 | 設備として対応できるんだと、ということだと。   |
| 1:14:39 | 考えるしかないんですけど、  |
| 1:14:41 | そうすると一積というのは、壁とは違って、独立して設置できるんだと。  |
| 1:14:49 | 建屋設計とは別でいいんだと言う古藤なのかなあと。   |
| 1:14:55 | 思うんですけどそういう整理ってちゃんとできてますか。   |
| 1:15:00 | 乳井西原でございます石を、どういうものを使うかというのもありますし、例えばの設計をするときに、例えば構造設計として積というのをどこに置かなきゃいけないということが決まるものでもないと思ってましたので、 |
| 1:15:17 | 例えば等をどちらかというと設備との関係で出てくる積という形の整理かなということで、中では話をして、こういう形にさせていただいたということでございます。以上です。                     |
| 1:15:30 | こういう形でさせていただいたということでございます。以上です。  |
| 1:15:34 | はい規制庁補足です。   |
| 1:15:37 | それでまた一番最初の話に戻るんですけど区画っていうのも話あったよねっていうことだけど、そこは   |
| 1:15:46 | 溢水防護区画としての強度ということではないので、   |
| 1:15:51 | そもそもの単純に建屋なり、  |
| 1:15:55 | 建屋としての配置計画として、設計をしていればいいんだと、それについて、区画化されたものを溢水で使うんだという、  |
| 1:16:05 | 思想を、   |
| 1:16:07 | 語ってもらうということで、  |
| 1:16:10 | 詳細の添付書類が不要になると。  |
| 1:16:13 | ということだと思うんですけどそのあたりって何か工夫されました。  |
| 1:16:19 | はい。峰イシハラでございます。そういう意味ではですね、  |
| 1:16:26 | 今回、  |



|         |   |
|---------|---|
| 1:16:28 | 個別の補足を頑張って作った結果、添付書類に反映できてないところがあるので、大隈向後区画ってどういうものかっていうのとそこを構成する壁とかいうのはどういった位置付けなのかっていうのは、           |
| 1:16:42 | 今この後ご説明する補足説明資料とフィードバックをする形になりますけど添付書類でそこをちゃんと説明させていただくことがまだちょっと抜けができてないかなと思ったところでした。以上です。            |
| 1:16:56 | はい。規制庁補足です。その辺りを今、今の関係で言うと2ポツ3の中に、のその開口部と同じように変えていくのか。  |
| 1:17:07 | 2ポツ4側D。   |
| 1:17:09 | 書くのか  |
| 1:17:11 | そこはどちらでも読めばいいかなと思いますけど、整理をしていってください。よろしくお願いします。   |
| 1:17:20 | はい。弓削西浦でございますはい。承知いたしました。   |
| 1:17:25 | あ、規制庁中ですけど。   |
| 1:17:28 | ちょっと最初のイメージ、最終的にはこの添付書類のイメージとして、  |
| 1:17:34 | どうしていくかっていうのをちょっと確認したいんですがそもそも今確保する設計とするというところで、  |
| 1:17:41 | 方針か設計かっていう話があって、  |
| 1:17:46 | 方針ですねと思いつつ、   |
| 1:17:50 | ここの表現自体は結局、   |
| 1:17:53 | 確保する設計とするというふうにはするっていう方向なんですか。  |
| 1:18:06 | はい。りゅうぎんの石田でございます。方針として示したとしても  |
| 1:18:14 | 一定の高さを確保するというので、方針としてそういう設計とするんだということで書かさせていただこうと思ってました。ただその根拠も含めてどう示すかってところが、先ほど議論になったところかなと思ってましたが、 |
| 1:18:26 | はい、規制庁だからそうですね、そもそもの発想は設計する度だけ書かれるとさすがに、  |
| 1:18:33 | その設計が妥当なのかどうかという確認したいところもあるというところでの、何かこれで十分かどうかっていうような議論かなと思っていて、                                     |
| 1:18:43 | その中にその暫定評価暫定評価で一応補足でも今回示していただいたので、  |
| 1:18:50 | それはそれでやってるというのはわかりましたとただ添付としてそこを評価をしているというような、暫定評価をしてるというようなところの、                                     |

|         |   |
|---------|---|
| 1:19:01 | 記載がするかもしれないってところまで何となくついていて、  |
| 1:19:06 | 具体的な数字は、先ほどの話だと別紙みたいな形で添付の中の別紙で暫定的に示すというような方針ってことなんでしょうか。   |
| 1:19:19 | はい。与儀西田でございます先ほど岡さんからのご質問に回答したのは私からの説明はそういう説明をさせていただいたつもりでした。はい。市長中瀬。それはそれで一応そういう方向で直すとし、                             |
| 1:19:32 | た場合に、ちょっと第2回以降ってところも少し念頭に置いてなんですけど、今回たまたま屋外のもので   |
| 1:19:41 | 建屋だけというところそれは第2回以降だと個別の   |
| 1:19:46 | 防護する設備が一、多分仕様表上だと設置高さと同じように、  |
| 1:19:52 | 附属して示されて、   |
| 1:19:56 | それ自体も暫定的な評価を別紙でつけるとか、そういうイメージなんですかね。  |
| 1:20:03 | 結構そっちの方がかなり複雑で難しいんじゃないかと思うんですけど。  |
| 1:20:07 | 日本イシザワでございます。昨日操作高さという各席側の仕様表で示す高さについては、どちらかというところ評価結果のところそういう高さから持ってくるものではなくて、その設備の機能を考えたときに、これより上に水が来ると、その機能を喪失すると。 |
| 1:20:27 | 設備の構成から持ってくるものになりますので、そういう意味で、水道課とは直接リンクしないと思ってますので、設備を出すときにはその設備の機能であったり構成だということに、S Eは機能喪失高さ、高。                      |
| 1:20:41 | 守るべき数がここですよ、業務終了を示させていただくと思ってます。以上です。   |
| 1:20:51 | それが今回の屋外の場合とその第2回以降の、   |
| 1:20:56 | 設備個別の設備の設置高さとの話は別であって、  |
| 1:21:03 | あくまでも別紙で暫定評価するのは今回だけそうそういうことなんですかね。   |
| 1:21:09 | はい。二本木西浦でございます。すいません石原さん。   |
| 1:21:15 | その説明は無理だと思います。逆にですね、暫定評価を別紙でつける必要があるのかというふうに思ってます。  |
| 1:21:23 | というのも別紙でつけようとする、5-1-1の7-1は無理で、  |
| 1:21:31 | 5-1-1の7-4をつけなきゃいけないんだと思ってるんですよ。   |
| 1:21:36 | で、現状は暫定ですと、最終回にこれをリバイズして、正式版にしますという形に、  |
| 1:21:45 | それ以外ないと思うんですけど。   |
| 1:21:48 | そこまでスルー。  |

|         |   |
|---------|---|
| 1:21:50 | 必要はないと思うんですよあくまで暫定なので、不足なので、しかも許可でも聞いている話ですから、ザ、                                    |
| 1:22:02 | 粗々5-1の中に書いてアボすみません、   |
| 1:22:07 | 6、5-1-1-7の一井のところ2あらかた書いといて、S sだけ書いといてもらえばあとは補足で見ればいいと。                              |
| 1:22:17 | ということで十分だと思ってます。  |
| 1:22:21 | そうすればその工事課にですね、その程度で対応して行って、最終評価で確認するということだと思います。どちらも機能喪失高さだろうが開口部高さのろうが、           |
| 1:22:33 | どっちにしても設計から決まってるのは当たり前で、それが溢水として影響ないかどうかという見通しを立てるっていうのも、両方とも一緒なので、その点で             |
| 1:22:43 | 整理を、同じようにしていただければと思います。以上です。  |
| 1:22:48 | はい、梅田でございますはい。ありがとうございます今コサクさんもおっしゃっていただいたことを念頭に整理をさせていただきます。以上です。                  |
| 1:22:57 | 規制庁だからちょっとちょっと問題提起をあげさせていただいたところあるんですけど、  |
| 1:23:02 | 多分乾燥な形で言えば設計する一言で終わってしまうし、詳細でやれば別紙でつけるみたいなやり方あるんですけど、                               |
| 1:23:09 | 両方とも多分両極端すぎるのである程度  |
| 1:23:13 | 評価はした上でというような文言を入れた上で講師会というところをもうちょっと詳しく、就職すればいいのかなという気はしましたがちょっとそこは検討いただければと思いますが、 |
| 1:23:31 | 以上です。   |
| 1:23:37 | 規制庁かですね今の件、また最初、検討されるということで、お願いします。あと、私から、あと1点だけ、135ページ目の、                          |
| 1:23:49 | うん。   |
| 1:23:50 | 今回準拠企画のところで工事課のことが書いてきたんですけど、一方で共通  |
| 1:23:56 | 06ですね、77月4日に提出された共通06で、やっぱりガイドは準拠規格に列挙しないで参考扱いにするっていうふうに、                           |
| 1:24:06 | 書いてあって、今回、  |
| 1:24:08 | 135ページ目の一番初めに今回書かなきゃいけないって書いてきたものがガイド、  |
| 1:24:13 | いす影響評価ガイドだったんですが、   |

|         |  |
|---------|--|
| 1:24:16 | そこって結局どういう整理になっているのでしょうか。  |
| 1:24:21 | はい、稲石でございます。   |
| 1:24:24 | 大川さんがそうなってしまったとすると私ども原子力協力の文章の書き方がまずかったんだと思います。城企画のところは一応共通で考えたのは本部につけるものと、検討側につけるものっていうのを、                |
| 1:24:39 | 二つの組み合わせで分類で考えてました。今岡さんが終わったところは本文の  |
| 1:24:47 | 状況比較表は、共通 08 としておそらく同じ肥田に出させていただいたやつの第 1 回の準企画のところの整理、整理したやつのところの本のところは、                                   |
| 1:25:00 | 参考として表の外にですね、ガイド類を並べて書いてます。そちらの話を書いたと思ひまして結局そこに差別化べったりが上手く受けちょうどできてなかったかもしれないので、                           |
| 1:25:12 | そこをちゃんと整理をして収支図にしたいと思います。以上です。はい。室長わかりました。確かに表の中で列挙せず、参考扱いとするっていうようなことが書いてあって、ただ主語は、本文及び添付資料ってなっていたと思ったので、 |
| 1:25:27 | ちょっとそこを少しわかりやすく、整理していただいてで、ここで、添付書類の中で準拠規格の中でガイドというのは普通に列挙するものとして今後も整理されると。                                |
| 1:25:39 | ということでわかりました。  |
| 1:25:42 | と添付書類関係私から以上なんですが、規制庁側他ありますでしょうか。  |
| 1:25:49 | 規制庁コサクです。今の共通 0608 の話もあったので、すみません私そっちの方見てないでの質問で申し訳ないんですけど、  |
| 1:25:58 | 結局、  |
| 1:25:59 | 本文での企画基準っていうのは、  |
| 1:26:04 | フルパッケージには節順次追加をすると。  |
| 1:26:08 | いう運用。  |
| 1:26:10 | ていうことなんですか。  |
| 1:26:15 | はい。日本原燃志田でございます。部分として示しておるん。   |
| 1:26:24 | 基本設計方針だったり仕様表だったりを示すために必要な状況比較については、その際に必要なものをつけるんですが、確かおっしゃっていた通りで仕様表別として基本設計方針は                          |
| 1:26:39 | 変更後のやつが追加されたりする場合は、次回で増えるということは可能性はあると思ってます。はい。  |

|         |  |
|---------|--|
| 1:26:48 | 田尻ですけど、すみません。新谷ですけど、基本設計方針は、とりあえず、大体0が様にいるかもしれないんですけど、第1章の第2章があって第2章は、個別の設備の話が書いてあるんですけどもうこっちは後次回申請出されることはあるかと思ってんですけど、            |
| 1:27:05 | が共通部分に関しては、対象条文であればほぼっていうか、今日は言い方がフルパッケージで出ているというイメージを持ってるんですけど、本文としてっていう意味でいうと、   |
| 1:27:17 | 設計方針後で追加するようにしているんですけど。  |
| 1:27:20 | 設計方針というかその計画も含めてですけど、  |
| 1:27:24 | はい、峰者でございます。そういう意味ですいません私1割の方を指して説明してました。それでは今回特に枠の更新として本文事項として、ほとんどのものを当然はつけさせていただいてますので、   |
| 1:27:39 | その関係のものはほとんど、今回の第1回でにされるということだと思ってます。はい。以上です。規制庁、田井です。1割って誰にしたいっていうか、どんどん自分でしたっけ。  |
| 1:27:52 | 人間のイシハラでございます。今日方向のところであれです。   |
| 1:27:58 | 取り込みだったかな。   |
| 1:28:01 | ごめんなさいね重大事故の一部個別の設備に関するものって言ったのが1行目以上なので、対象があるかどうかわかりませんが設定をしていただくとしては、1割ぐらいはあります。ただ人格として本当に流れるかっていうのは、すみませんもうちょっと我々の方で調べさせていただいて、 |
| 1:28:20 | 杉原先生いただければと思います。今、例えばあくまで設計方針として、工事課に送ったものがすぐ賠償も含めてですね、あるということでした。以上です。  |
| 1:28:33 | 長谷です。ちょっと改めては見てみるんですけど、基本的に第1章で一行だけとかあと次回でって言ってるやつはやめてくれて大体入れてもらったような記憶があるので、  |
| 1:28:45 | 案内板の取り込みとかも特にそうであいつだって変更条文じゃないから、変更してないのに後で違うのかちゅうて何か書いてもらったりしたような気がするので、第1章っていう意味だとあんまないと思ってますただ第2章の個別設備のやつらがいるので、                |
| 1:28:59 | 仕様との関係で何かそこで述べてたらあるかもしれないかなぐらいは思っているケア、多分基本原則は第1章、   |

|         |   |
|---------|---|
| 1:29:07 | 例外ないで欲しいなと思ってるのもし例外があるんだったらまた教えていただければちょっと認識ずれてると後で手間が発生するのでよろしくをお願いします。                                |
| 1:29:17 | はい、吉田でございます承知いたしました。規制庁コサクです。   |
| 1:29:22 | 第1章共通であって、骨格の方針でしかないカラー、第2章側の具体の設計での適用規格基準を変えていけばいいんだと。   |
| 1:29:35 | いう。   |
| 1:29:36 | ことであればまだいいんですけど特にこの溢水の場合は、溢水防護設備っていうのを第2章まで書きますと、   |
| 1:29:43 | いうことで、それは次回ということですから、それも含めてより一層第1章部分はというと、ほとんどなくていいということなのかなとは思ってますけど。                                  |
| 1:29:55 | そのあたりの考えをよく整理してですね説明いただかないと、何で第2回でいいんだっていうのが、第1章の方は、申請しますと言っているのに、                                      |
| 1:30:06 | 漏れが生じちゃうと。  |
| 1:30:09 | その結果、第2回以降で変更ですと言って出してくるといようなことだとよくないので、しっかりと確認をしていってください。  |
| 1:30:18 | よろしくをお願いします。  |
| 1:30:22 | はい、井上西原でございます。はい。承知いたしました。  |
| 1:30:31 | 規制庁岡です。他は規制庁のほうから確認等あります。   |
| 1:30:41 | 規制庁志水です。ちょっと別紙5 関連で私の方からの確認までで、コメントさせていただきたいんですが、   |
| 1:30:52 | ページで言うと投資、右下139ページで、  |
| 1:30:58 | 今日、   |
| 1:30:59 | 評価対象とする設備についてなんですが、先日のそういう種類の補足説明資料のヒアリングで出てましたけど、当評価対象外の話についてはこの評価対象外っていうよりは防護対象外になってまたそういった評価パターンとして、 |
| 1:31:17 | 添付で書くっていう話があったかと思うんですが、当間ボックスにおいても、補足説明資料だけではなく、次回で示す添付、  |
| 1:31:26 | 5-1-1の7-2ですかね、まずは書くっていう、次回で、この添付で示すっていう理解で問題ないでしょうか。  |
| 1:31:46 | はい。乳井の石原でございます。すいません私の理解が間違っていたらごめんなさいなんですが、それは私と防護対象設備、だけど評価対象会議するような遅く説明資料の、                          |

|         |  |
|---------|--|
| 1:32:01 | パッケージ我々も   |
| 1:32:05 | 溢水防護対象設備を具体的に申請する開示で、そこを補足説明資料をつけさせていただくということで考えてました。はい。   |
| 1:32:17 | 規制庁田尻です。かみ合ってなさそうだったので補足なんですけど今補足の話だけしてるけれど、補足っていうのは本文添付補足する話なので、そこがぶら下がるための添付の話のせいで1点分今本部でもいいけど添付とかの話の整理があって、 |
| 1:32:34 | 多分清水が言ったのは添付とかのところでも、その補足の結果、ちょっと補足どこまで細かく書くのか知らないですけど添付でもその内容を受けられるような記載が当然あるんですよね。要は受ける記載というか抽出会議するようなやつ。    |
| 1:32:46 | 対象額対象が書かれてるんですよねっていう指摘だったような気がすんですけどそのあたりを確認できるって認識違ったらすみません。誰か指摘いただければ助かります。                                  |
| 1:33:02 | 規制庁シミズ、そういった認識でコメントを確認させていただきました。  |
| 1:33:16 | はい。日本原燃石原でございます。大変申しわけございませんでした。   |
| 1:33:33 | 規制庁野中です。単純な話としてこの前の再処理で、ヒアリングで出ていたのは   |
| 1:33:41 | 書類の体系としては基本設計方針という本文と添付と補足というのがあるって、   |
| 1:33:47 | 補足レベルですね評価対象外はこれであるというようなところで、   |
| 1:33:53 | 話が終わっていたのでそれは今後の全体構成を見るんだけど再処理においてはその評価パターンということである程度、   |
| 1:34:03 | 添付書類の方でも示してくださいねと。   |
| 1:34:07 | というような話で終わったのかと思ってます。  |
| 1:34:11 | MOXを最初若干最初は冷却塔ということでそもそも耐水性として除外するかどうかみたいな話なので今回ある程度整理する必要があるだろうと。   |
| 1:34:23 | MOXは建屋なのでそのものが今回の議論の対象かどうかというのはちょっと、   |
| 1:34:28 | あるんですけど、このて別紙の5を見る限りだと、  |
| 1:34:33 | 補足すべき事項だけでしか議論しないように見えてるので一応その添付レベルでも今後、7-2のなのかもしれませんけれど、  |

|         |   |
|---------|---|
| 1:34:44 | そこでそういう、除外とする対象パターンについて説明をするんですよというこの別紙5だけ見るとそこはわからなかったということなんです、そういう理解。                                  |
| 1:34:56 | よろしいでしょうか。  |
| 1:34:59 | はい。二本木西田でございます。はい。いろいろとすみませんありがとうございます。私もちょっと頭が飛んでました。139ページのところ、確かに2.2を                                  |
| 1:35:12 | 2番目ですね、ちょうどこの2.2選定結果と書いてますね。  |
| 1:35:21 | 100%とする溢水防護か。   |
| 1:35:24 | 規制庁タジリ利水者が止まってしまったんで、もう一度お願いしたいと。   |
| 1:35:35 | はい。日本原燃石原でございます。  |
| 1:35:38 | 大丈夫ですかね。ありがとうございました。  |
| 1:35:41 | はい。   |
| 1:35:43 | 139ページの2番目の項目の例と5-1-1-7-2のところ、ここがですね確かに書かなきゃいけないことが、  |
| 1:35:53 | 正確に書かれていないところがあるので、福岡区長ささせていただきます。具体的には2.2と書いてあって評価対象の製法対象設備の選定結果でありますけども、そこは評価対象外とした云々かんぬんと書いてあります。実際これ、 |
| 1:36:08 | 評価対象とするものを選ぶときには評価対象外とするものの考え方であったりその根拠であったりも含めて、ある程度ちゃんと店舗とか例えばそこを説明するというのが補足説明資料の役割だと思っておりますので、         |
| 1:36:22 | 139ページの添付書側に書くことっていうのをちゃんと拡充した上で紐づけも含めて、あと前回最初にお話があったまさしく同じだと思いますので、                                      |
| 1:36:33 | ここのところの記載東京、連携として拡充をして、示しできるようにしたいと思います。以上です。   |
| 1:36:41 | はい。規制庁清水です。すみません。私もわからずね、ないです。  |
| 1:36:47 | その評価対象が一つで考え方根拠を、添付でも各真子次回になるとは思いますが、書くってことはその別紙5においても、何か   |
| 1:37:00 | 記載しておくってことで理解しました。はい。私からは以上になります。規制庁コサクです。評価対象外ということを書くのではなくて、  |
| 1:37:11 | 評価対象外と言った説明の内容がそれ自体が評価になっているので、評価のパターンとして、2-2で示していただいて、こういうパターンでや   |



|         |  |
|---------|--|
|         | るのはこの設備です。このパターンであればこの設備ですとして挙げるのではないかと。   |
| 1:37:27 | というのがその前回のヒアリングでのコメントだったとされていて、それに対応した形で、この別紙5のこの部分は拡充されるということによいかということじゃないですかね。                   |
| 1:37:44 | はい。有名者でございますはいすみませんあたし言葉足らずでございます確かに前回最初に個別補足で、  |
| 1:37:53 | 評価対象該当するものいくつかパターンがあって、これは明らかに評価の以前で除外できるよね。でもこれはもう完全に評価してると変わらないじゃないかと。                           |
| 1:38:04 | いうことのやりとりがあったというのも記憶をしています。そういうのも含めて添付書類側で示すことが一体何が必要なのかってのは整理をさせていただいて、                           |
| 1:38:14 | 65の①自体は前の方の別紙3とかで使ってるやつも含めての連携ですので、1年、何をこう示さなきゃいけないのかってのをちゃんと整理をして確認した上で、お示しいただければと思います。以上です。      |
| 1:38:29 | はい。規制庁コサクですそうしていくとですね。   |
| 1:38:33 | 前、前から言ってるように下からさかのぼっていった方針が適切かっていうところまで考えてくださいねということなんですけど。  |
| 1:38:42 | ここはあくまで  |
| 1:38:44 | 対象設備を抽出するところなんですっていうことになっていて、基本設計方針はすごいアバウトなんですよ。  |
| 1:38:54 | なんですけど評価パターンがいくつかあってということをおっしゃると、評価方針のところとも関連してくるんですけど、  |
| 1:39:03 | そのあたりの照らし合わせっていうのはまだできてないということですかね。  |
| 1:39:09 | はい。井上西田でございます。はい。そういう意味では、   |
| 1:39:16 | はい。  |
| 1:39:18 | 確かに、   |
| 1:39:23 | 現法の別紙の4でいくと、594ページからの伊勢防護対象設備の選定になります。ここでの書き方が、業績方針を受けた形でのそのままの文章になっていて、具体的には等に示しますよと言っている部分があります。 |
| 1:39:41 | その中でやはり、ちゃんと先ほどの話もフィードバックした上で変えていかないといけないと、これはそれが大枠の方針として、   |

|         |   |
|---------|---|
| 1:39:52 | 医師防護対象設備を安全全部上げますと言っておいて評価自体になるとそれがそぎ落とされるということも、それは一声との関係での機能損失。   |
| 1:40:04 | の関係の話もちゃんとした上でそういうものをちゃんと評価をするんだと、いうことの方針がですね、今のままでいるのかっていうところはちょっとまだちょっと整理ができてませんので、今1回のことを念頭に前の方にさかのぼって、規制の記載はちゃんと展開できるようにさせていただければと思います。 |
| 1:40:24 | そういう  |
| 1:40:27 | 順々に   |
| 1:40:28 | S Iで何も考える意見は  |
| 1:40:32 | いかんみたいな正規が薄いから水田井関の喪失しないでしょうみたいなやつがいいと思うんですけど、僕はもう1000あったとしても、機能への影響がないっていうのは、その機器の構造とか、  |
| 1:40:45 | 設計方針からさかのぼってるつやはりちゃんとそういうことをここで済むということが、この後の評価に結びつくものだという前提となるようにちゃんとリンクを取って記載を拡充したいと思います。以上です。   |
| 1:41:02 | はい。規制序加来ですよろしくお願いします。そう、ちょっと先走っ、振り返りを先走りっぽくなっちゃいますけど、   |
| 1:41:11 | 結構ちゃんと遡れば整理をして議論しないと、方向性、書類の構成も含めて、   |
| 1:41:20 | 明確になっていかないような気がするんですけど、どう進めますか、前回のヒアリングで踏まえて今日だと思いつつ、今のやりとりだとちゃんと時、   |
| 1:41:31 | 整理を進めてなかったような気がしていて不安なんですけど。  |
| 1:41:36 | スケジュール感を教えてください。  |
| 1:41:40 | はい。日本原燃石田でございます。  |
| 1:41:45 | いつもの1週間のルールまではすいません守れないのが確実だと思うんですけども、できました。来週、   |
| 1:41:55 | 今週はもう14日のあれ、今週末、3年期でしたっけっすね。  |
| 1:42:05 | 私はあまり関係ないんであれだし、  |
| 1:42:10 | 評価的には影響団体なので、19日が例えば修正版うと、全体的に見直し、全部でパッケージになるかどうかですけども  |

|         |  |
|---------|--|
| 1:42:23 | 一番骨格になって決めておかないと、申請者さんにはね返るようなものってというのは、ちゃんと示し、19日に示して例えば21とか20とかにヒアリングさせていただくとかですね、ちょっと大戸来週に          |
| 1:42:38 | 組ませていただいてやらしていただければと思いますがいかがでしょうか。   |
| 1:42:43 | はい、規制庁コサクです具体はまた事務的に調整いただければと思いますけども、  |
| 1:42:52 | なんですねしっかりと検討して確実に進められるようによろしく願いします。  |
| 1:43:05 | 規制庁シミズです。若干、物のスケジュールみたいな話もあったんですけど、まず一線00-02について他規制庁側から確認ございますでしょうか。                                   |
| 1:43:20 | なければちょっと続いて溢水01に移りたいと思いますのでまず原燃側から説明をお願いします。   |
| 1:43:29 | はい、乳井西原でございます。腓臓値につきましては、レビジョンということで7月7日に提出をさせていただきました。  |
| 1:43:39 | これについては右下3ページとかで新生会ごとの示し方の記載を拡充をしたというのと、   |
| 1:43:50 | 右下7ページとかですかねそれ以降にもありますが防護区画の位置付けと、というような記載であったり、の拡充をしたということでございます。あとは、それぞれの話としては例えば右下18ページ先ほどから話題になって、 |
| 1:44:10 | 明日、建屋外での溢水の評価をつけさせていただいたということでございます。この中ですみませんうちの方で間違った表がいつてしましまして右下20ページのFは、すいません対象ではないので、             |
| 1:44:25 | ここはちょっと消させていただこうと思います。以上です。  |
| 1:44:32 | はい。規制庁清水です。ただいまの説明について規制庁側から確認ございましたらお願いします。はい、規制庁若菜です。ちょっと私から幾つか確認させていただきます。                          |
| 1:44:43 | えっとですね3ページ名の2ポツで、申請の考え方が整理されてきて、で、これはさっきの別紙302で、   |
| 1:44:52 | ちょっと確認した。  |
| 1:44:54 | 結果と整合した。   |
| 1:44:56 | ものになってるんでしょうか。溢水評価の条件とかは、  |
| 1:45:00 | 第2回申請以降に多数というふうになったりしてるんですが、   |
| 1:45:05 | そこは、   |

|         |  |
|---------|--|
| 1:45:08 | いっちょ圏となる設備であって、条件自体は第4回で出すとかそういうふうの説明されているんでしょうか。  |
| 1:45:18 | はい、日本イシハラでございます。す。   |
| 1:45:21 | 説明が十分じゃなくてそのつもりで書いていたつもりなんですけど、それが十分伝わらないところもあるのでここはすいません記載を直す必要があると思っておりましたすいません説明省いてしまいました。以上です。 |
| 1:45:33 | はい、規制庁ですちょっと今、どこで何が出てくるのかっていうのは、   |
| 1:45:38 | 別紙3の方で少し明らかになってきたんですが、ここはちょっと曖昧かなと思いますんで、  |
| 1:45:43 | もう少し   |
| 1:45:44 | 精査いただければと思います。   |
| 1:45:47 | あと7ページ目で、毎回いろいろと説明を追加していただいている第1回申請の対象範囲なんですが、   |
| 1:45:56 | まだちょっと   |
| 1:45:59 | それぞれの説明が、バッチというか、  |
| 1:46:03 | 繋がりがよくわからなくてですねまず、   |
| 1:46:05 | 毎回ちょっと聞いているんですが、結局建屋っていうのは、  |
| 1:46:09 | 何。   |
| 1:46:11 | に使われる何で構成されているか、今回、  |
| 1:46:14 | 下の矢羽根のところまで五つ。   |
| 1:46:18 | 書いてあるんですが、これはちゃんと網羅できているのかとかその考え方が、上のポツのところを書いてある必要があると思っていて、そこが、                                  |
| 1:46:28 | 今んところないかなと思うんですが、  |
| 1:46:30 | 少しそこをロジカルにこう説明していただきたいんですがいかがですか。  |
| 1:46:48 | はい。日本原燃社でございます。この今7ページ目の二つ目のポツの矢羽根でございますがすいません確かに、   |
| 1:46:59 | 私が最初作った時は当然譴責方針添付書類の関係中身を見ながら、建物に関係する部分というので、記載を整理をして書かせていただきました。刻む順番とかが違ったりしてるかもしれませんが            |
| 1:47:19 | 先ほど貫通部の話であったりも含めて今一度キャンプ処理場での整理も、基本設計方針側の整理も含めてし、結果をもう一度反映して、                                      |
| 1:47:30 | 的にということで整理をさせていただければと思います  |

|         |  |
|---------|--|
| 1:47:36 | そうですね区画の話、突然次の8日っていうのが多分、位置付けが明確じゃなく床ってできて次貫通部っていうのが、添付書類で出てくる藤堂淳物の順番に書いたつもりではあるんですけど前後関係っていうのが繋がってないところは確かにおっしゃる通りだと思います。 |
| 1:47:54 | どこから持ってきたかっていうのをちゃんと付した上で、それぞれ、  |
| 1:47:58 | 部署だったり行政教習の関係を、ここ出して関係性がわかるようにということを見せていただければと思いますがいかがでしょうか。はい。社長からそういう関係がわかって、かつその網羅性みたいなものを、                             |
| 1:48:14 | 観点としてはありますので、そういうのがわかるように少し前段部分を工夫してもらいたいという、  |
| 1:48:22 | ところと、あと  |
| 1:48:24 | 要求分、2ポツ目なんですけど、溢水対策の要求として設計する事項はないっていうふうに止めていてで、結果その次の矢羽根のところでそれぞれその溢水事項として、   |
| 1:48:37 | 要求す。   |
| 1:48:38 | そして設計する事項はないことは示されてるんですが、  |
| 1:48:42 | 溢水との関係を説明すると固陋なので、少しその、  |
| 1:48:47 | 何でこれが抽出されたかっていうのをそれぞれまた上げてもらった上で、  |
| 1:48:54 | 機能要求を求めるものではないとかそういうことは  |
| 1:48:57 | そういう前段があつての話だと思うので、  |
| 1:49:00 | その辺も含め、ここの部分を少しわかるように精査していただきたいと思います。いかがでしょうか。   |
| 1:49:08 | はい、日本エリアでございます。そうですねおっしゃっていただいて理解しましたそもそも多分一つ目のポツ二つ目のぶつかってさらにその下に矢羽根があつて、矢羽根が、二つ目のポツにリンクするかその人があるのかと。                      |
| 1:49:22 | 多分一つ目のポツと29で、矢羽根が出てきてその結論として多分二つ目のポツなのかと思います。ちょっと構成も含めて市田、こちらでもう一度考えさせていただければと思いました。以上です。                                  |
| 1:49:36 | はい。規制庁岡です。それで、少し精査の方よろしくをお願いします。   |
| 1:49:41 | あと女。   |
| 1:49:43 | うちところで結局最後の、   |
| 1:49:48 | 建屋外壁の開口部、  |
| 1:49:56 | あれに交通  |
| 1:50:01 | 設計、設置高さが今回要求されるっていうことなんですけど、   |

|         |   |
|---------|---|
| 1:50:06 | 当面のところでは、   |
| 1:50:08 | 建屋として申請対象範囲に関係して水対策の要求として設計する事項はないっていうふうに、  |
| 1:50:15 | 整理されていて、開口部との関係はこれはどういうことになってるんでしょうか。   |
| 1:50:31 | はい。日本原燃石原でございます。ここはすいません。そうですね確かに、なぜこの二つが両立しているのかっていうのが確かにわかりづらいですね先ほど                        |
| 1:50:43 | 前の表に出た  |
| 1:50:45 | 1段目の事を含んだ全体の更新の話と、  |
| 1:50:50 | そのあとに書いてある開口部の高さの話っていうのを、整理をしないでそれぞれ2回というところが多分困難になるのかなと思いますので、                               |
| 1:51:00 | それぞれ書いてある趣旨を考えた上で、当然物をちゃんと上げて、先ほどの文献がないよねっていうのも含めた上で書いた上で、                                    |
| 1:51:10 | 3、下から二つ目がそもそも委員で外壁ということで登場するののかも含めて、整理をさせていただければと思います。以上です。                                   |
| 1:51:19 | はい。規制庁岡ですよろしく申し上げます。あと、12ページ目。  |
| 1:51:25 | うん。   |
| 1:51:26 | 今回  |
| 1:51:28 | 具体的にいろんな、その設備の各ケアの経路の設定の考え方が、内外で、   |
| 1:51:35 | 考えられていてこれで大分わかるようになってきたところはあるんですが、  |
| 1:51:41 | 例えば12ページ目の、   |
| 1:51:43 | 8Gに関する②のところですね②の、   |
| 1:51:47 | 溢水防護区画外漏えいにおける溢水経路の設定のところ、  |
| 1:51:51 | 8Gの話が入ってんですが、これは地に被水処置が施されている場合っていうふうに、   |
| 1:51:57 | なっていて、これ、具体的にどんなことが想定されてるんでしょうか。  |
| 1:52:12 | 日本原燃の福村でございます。  |
| 1:52:17 | 千野所。  |
| 1:52:20 | んとあ、すいません少々お待ちください。   |
| 1:52:32 | こちらにつきましてはすいません文字通りですね開口からの流下を考慮しないっていう場合につきましては、ハッチに止水処置保育されてる場合は、流下を考慮しないという考え方として示しておりました。 |

|         |  |
|---------|--|
| 1:52:48 | はい、規制庁課ですそれはわかるんですが、具体的にドンと止水処置ってどういうことをやっているんですかっていうことなんですが、  |
| 1:53:00 | 日本連盟の川口でございます。   |
| 1:53:02 | 例えばですけども当間H a t c hの比較部分全集に対して、  |
| 1:53:09 | 保険の通りで、処理をしている場合について   |
| 1:53:13 | については、下階への流下は見込まないような評価といたしますけども、今、現状考えている木造施設としての対策としては、  |
| 1:53:25 | 発注としては特段、そういった精密処理、  |
| 1:53:28 | 公金等をしなくても統制評価上は問題ないというようなことで今概略の評価を進めているところでございますので、現状としてはそういった処置、                                       |
| 1:53:40 | いうところは現状を考えておりません。以上でございます。  |
| 1:53:45 | 規制庁数、  |
| 1:53:48 | とりあえず、   |
| 1:53:49 | とりあえず登場してこないということで、方針とし、考え方としてはこういうふうに書いてるという。   |
| 1:53:57 | ことで、とりあえずは理解しました。ちなみに、   |
| 1:54:00 | 遮へい部たは先ほど  |
| 1:54:04 | 貫通部として扱うようなことをおっしゃってましたが、  |
| 1:54:08 | やはりH a t c hと何が違うのかなっていうところがちょっとあってですね結局どっちも扱いとしては同じになりそうな感じなんではないでしょうか。                                 |
| 1:54:19 | 日本イシハラでございます先ほどの件、すみません、これ一はですね車へ宇田はちゃんと書かないといけない。これ実際ですね、区画以西合格としては、境界に遮へい物は考えるにしてもこれ多分どうも調べたところでは、     |
| 1:54:38 | 実際その防護区画に対してその対象物がいないからということで外していたみたいなので、これは当分別として入れた上で考え方は発注の遮へい部とも一緒ですのでそこをちょっと整理をさせていただければと思います。以上です。 |
| 1:54:52 | はい。清調査役わかりました。よろしくお願いします。  |
| 1:54:56 | あとちなみにここ   |
| 1:54:59 | 枠囲みしてる正しいとかマターとかのところこれって何、何を意図して、船越てるんですか。   |
| 1:55:26 | わかった。日本イシハラでございます 13 ページの下、これも何か説明が十分伝わらない気がします表の下に、評価の液位表 1-1 において四角にて囲いをし表示している。                       |

|         |  |
|---------|--|
| 1:55:41 | 椅子インボイスのなんかの仕組みでやる。  |
| 1:55:44 | これこれは、水防設備として説明するって書いてあるこの趣旨、資格をつけてます。ただこの文章を読んでもわからないのでちょっと文章は修文をしたいと思います。以上です。はい。失礼。このことを指して、          |
| 1:55:59 | ました。   |
| 1:56:01 | 規制庁コサクですその意味だ等、それ、ちょっとよくわからなかったんだったんですけど、これって、ちゃんとあれですよねぼ期待するものがあれば保護。                                   |
| 1:56:12 | 設備としての設計方針で述べて、先ほど言われたパッキンの要求性能なり何なりっていうことを明確にしていくと。   |
| 1:56:21 | いう古藤だけど、先ほどの部分はM A C C Sではないので、登録に上がってませんか、そういうことですか。  |
| 1:56:31 | はい、与儀西浦でございますそうでございますはい。   |
| 1:56:41 | はい。規制庁、津島変わりました。あと、  |
| 1:56:45 | これ、④、  |
| 1:56:48 | における積と。  |
| 1:56:50 | ⑤における積は、   |
| 1:56:53 | 何が違うんでしょうか。  |
| 1:57:14 | 日本原燃の福村でございます。すいませんちょっと004の扉と⑤の積及び壁それぞれに堰書いておりました。そうですねちょっと  |
| 1:57:26 | すいません。ちょっと御同じ席っていう整理にできると、ご指摘を踏まえて考えますので。はい。④の扉の方の席については丸尾の関と同等と。  |
| 1:57:39 | 加えていただければと思います。以上です。   |
| 1:57:43 | はい、規制庁患者さん先ほどちょっと関の話、少し議論がありましたのが、責任も期待するものしないものみたいな。  |
| 1:57:51 | のもありましたが、まずは、そういう理解で少し、ここら辺の整理をお願いします。   |
| 1:58:00 | この観点から、規制庁タジリサトウに言葉ではあるんですけど、その効果を期待するとかっていうふうに設備としての話するやつと、流入を考慮しないとっていう評価の視点で書くやつで今の関のところだと多分⑤だと設計の多分、 |
| 1:58:16 | 今後期待するで④だと流入を考慮しないところなんですけど、これ何か意図的に使い分けているんですかねここでは。  |
| 1:58:27 | その効果を考慮するとかってというのが新しいパターンとかみたいにして何か一本、   |



|         |  |
|---------|--|
| 1:58:33 | 日本原燃の福村でございます。すみませんちょっと表記載の乱れが出てしまったのかなと思いますので、そちらにつきましても、はい、改めて精査して修正させていただきたいと思います。                  |
| 1:58:47 | 記載した考えとしてはちょっと評価にあたっての考え方を書こうとした際にちょっと部、それぞれでぶれてしまったのかなと思います。大変申し訳ありません。                               |
| 1:59:00 | はい。規制庁田尻です。  |
| 1:59:02 | そうですね結局これ何示したいのかちゅうのがわかるようにだけしていただければいいのかなともSD経路の設定において、こういうふうで設計するというふうにしたものについてはそれを期待するとかっていうふうに、何か、 |
| 1:59:15 | 1分で書こうとするからかわかんないんですけど、  |
| 1:59:18 | どこを示したいのかわかりづらい文章がたまにいるような気がするので精査だけいただければと思います。   |
| 1:59:28 | はい、日本イシハラでございますはい。承知いたしました。  |
| 1:59:33 | あ、規制庁コサクです。念のため確認なんですけど、先ほども少し話しましたが、僕、  |
| 1:59:40 | 設備の申請が第4回ということで評価とあわせてなんですけど、世古時期と考えるともう第4回で良いものだっていうことで大丈夫ですか。  |
| 1:59:55 | 何か新基準対応だと何か闇雲にも工事始めちゃってるんで何も気にせずに申請してるような気がしてならないんですけど、基本認可を受けてから施行を始めるという、                            |
| 2:00:05 | 関係で本当に大丈夫かっていうことなんですけど。  |
| 2:00:10 | はい。井上ネシアでございます。はい。そこはおっしゃっていただいていること当然念頭にあった上で、先ほどあった建物の一部として、施工組み上げていくものなのか。                          |
| 2:00:23 | 土門を建てた後に機器がつけられるのかっていうのを考えてそれぞれ別々で大丈夫だということを本当にこの申請会場も含めて整理をさせていただいたところでございまして私も当然                     |
| 2:00:35 | 更新時に作っちゃいましたっていうのが一番怖いので、そこがないようにということで、こういう整理をさせていただいております。以上です。                                      |
| 2:00:45 | はい規制庁コサクですわかりました。  |
| 2:00:51 | 規制庁岡です。あと、18ページ目に暫定評価こう書いていただいて、確認ができてって簡単聞いたもうそないなということはわかったんですがあと、                                   |

|         |  |
|---------|--|
| 2:01:02 | 阿藤交通ってというのはどういう扱いに今なってるんでしょうか。   |
| 2:01:15 | 日本原燃志田でございます。すいません。もう一度お願いいたしますが、ちょっとうまく聞き取れなかったので、規制庁はです屋外の流入、流入評価って、   |
| 2:01:26 | 屋外で発生するタンクのことだけ今回まとめられてきたんですが、降水の上への影響っていう観点では、その他外部衝撃のところでは溢水側で説明しますというふうに、                                       |
| 2:01:40 | 書いてあって、  |
| 2:01:41 | これって結局どういう扱いになってるんでしょうかというところなんですよ。はい。日本原燃志田でございます。工水の補足説明資料のですね、先日ちょっと日付を   |
| 2:01:56 | 具体的には、   |
| 2:01:59 | 1月8日に出ささせていただきまして、この1層我部の説明としての開口部の高さ80センチ、との関係で十分カバーできますというような説明を書かさせていただいてございます。                                 |
| 2:02:14 | 若干私も確かに気になったのは   |
| 2:02:18 | それは一斉にやっています。ただ  |
| 2:02:21 | 磯貝藪コースを受けてないので、そこのリンクをちょっと整理をさせていただいて  |
| 2:02:26 | 飛ばしてありますので、その関係がわかるようにこちら側でも、起案をさせていただきたいと思ってました。以上です。はい、規制庁からです。そこはやはり、今回ちゃんと見えるようにしといていただくところだと思いますのでよろしくお願いします。 |
| 2:02:42 | 規制庁コサクです。今の話だと、まず補足同士でっていうのはありますけど、  |
| 2:02:48 | その話は添付でもそういう状態にするっていう、   |
| 2:02:55 | はい、与儀西原でございますはいちょっと今回統合しない検討ではあるんですけども、構成外部衝撃以外の店舗で、久貝の排水構成のところですね。  |
| 2:03:08 | 岐阜にたまった水との関係は  |
| 2:03:12 | S Oでありますということで、1110を飛ばす形で表記をしてございます。   |
| 2:03:19 | 規制庁コサクです。そうすると一飛ばしはあれですかね  |
| 2:03:25 | 5-1-1の7-1ですか。  |
| 2:03:35 | 表現者でございます。先ほど私が冒頭稲井店等あった気がすると言ったのは、正しく7-1じゃなかった気がして、そんな発言をしましたの  |

|         |   |
|---------|---|
|         | で、ちょっとそこは、今回7-1で書き切っているの、書き込みでそこでもリンクにさせていただきたいと思います。以上です。  |
| 2:03:52 | はい、規制庁いただきたいと思います。以上です。   |
| 2:03:57 | でないとおかしくて、それを踏まえて、先ほど新野さんのところで、建屋の話をしてよということだったので、つなげていただき、補足につなげると。  |
| 2:04:10 | ということかと思いますがよろしくお願いします。   |
| 2:04:17 | 規制庁若菜です。あと最後に一つだけ先ほど20ページ目の屋外タンク等の中でF-CとR-c o mガスは違いますという説明が、   |
| 2:04:29 | あったんですが、これ、   |
| 2:04:34 | 一応許可の時の水の、  |
| 2:04:36 | 整理資料なんかにもこれは入ってなかったんですが何かあるのかなと思っ<br>ていろいろ許可の方で調べてたら、   |
| 2:04:43 | 駅変わるもんは高校入ってるっぽいんですけどそこはどういう扱いにな<br>ったんですか。多分変わるのを意識して、   |
| 2:04:53 | 書かれたのかなと認識したんですが、   |
| 2:05:04 | はい、与儀西原でございます。駅からの  |
| 2:05:08 | 万が一多売気がして、期待になるのでそこは対象にしてなかったです。<br>ここで最後の労働、まだ検討してる場所があるかもしれませんが<br>も、   |
| 2:05:20 | 物自体を表す客層みたいのがあるかなということを入れてました実際<br>今ないので、そういう意味では対象がないということ今消してまし<br>提出ということ発言をさせていただきました。以上です。                   |
| 2:05:32 | 規制庁勝又ありました。三田様な観点で窒素ガス設備  |
| 2:05:38 | これ比嘉窒素の方、   |
| 2:05:51 | はい、日本イシハラでございます。こっちがその関係でいくとガスと書<br>いてあってもこの設備を冷やす側の構造のことを言っていました。以上で<br>す。はい、規制庁がわかりました。はいそういう整理というか、認識し<br>ました。 |
| 2:06:05 | 私からは以上なんですがあと、規制庁側からこの資料観点関係で、  |
| 2:06:11 | 何かありますか。規制庁コサクです。今の関係のところって、どうい<br>うものがその対象なのかっていう考え方が非常に、確かぱっと目でよくわ<br>かんないんですけど、どっかで整理されてます。                    |
| 2:06:26 | はい。日本原燃石原でございます。  |

|         |   |
|---------|---|
| 2:06:30 | そうですね実際は整理調べる写真つけたりとかいろいろ、ミッドサルファーについてももう含めてちょっとわかりやすくしたいと思います。そういうふうな内容を、  |
| 2:06:43 | 水としてとか考えてるかっていうような冷却も含めてこういうのですね、   |
| 2:06:48 | 大久保則克原子力でいろいろ参考資料も含めてついでにないのでそれも含めてちょっと整理をして記載を拡充させていただければと思います。以上です。       |
| 2:07:03 | はい。よろしくお願いします。  |
| 2:07:08 | 規制庁側から他ないようでしたら、こちらの資料は以上としてシミズさんお返しします。                                    |
| 2:07:14 | はい。   |
| 2:07:16 | 規制庁角です。これ先ほど 000 については少しスケジュールの話をしたんですが、溢水の 0-02 と今の資料を合わせて、                |
| 2:07:27 | あと原燃側から振り返りと、もうスケジュールについて説明をお願いします。   |
| 2:07:34 | はい日本原燃の方でございます。   |
| 2:07:38 | はい。ちょっと椅子の処理についてですけれども、ちょっと全体的にまだ整理が必要な案件が何点かございました。                        |
| 2:07:47 | 等記載について吹き出しの書き方ですとか等、全体の II、文章の繋がり部分ですね、その見直しというところが必要というところですね。            |
| 2:07:59 | 具体的なところでは、水分を設備としての壁の扱い方につきまして独自のほうは整理して、                                   |
| 2:08:08 | その考え方を吹き出しで示すとあと、   |
| 2:08:14 | 電車の中に入れ込むといったところでは考えてございます。   |
| 2:08:18 | あと、   |
| 2:08:22 | フェイズ添付書類としてと系統図が消えてたというところで、必要なものについては拾って入れていくというところで、そういったところ、見直しを行っていきます。 |
| 2:08:34 | 等貫通部の止水処理についての記載については整理した上で記載の方、追加の方をしていくというところ。                            |
| 2:08:45 | あと、   |
| 2:08:47 | 建屋内の開口部について、こちら現状の、さっきの高さで問題がないといったところこちらの S s の方添付書類の方にし、                  |
| 2:08:58 | 入れていくというところをし、していきます。   |

|         |   |
|---------|---|
| 2:09:03 | はい。規制庁コサクですちょっと振り返りが振り返りになってないというかですね、逆に混乱をされていて、   |
| 2:09:10 | 本当にわかってんのかっていうのがわからなくなってきてしまったんですけど、今ちょっと、  |
| 2:09:17 | 言われた順番に多田烈士って言われてるんですが、別紙1、或いは基本設計方針としてどういう論点があるかということ、添付として何をすべきか必要があるかということ、を補足で何をするかということと、    |
| 2:09:32 | いうのをちょっと分けて、ポイントポイントをしっかりと書いていただけませんか。  |
| 2:09:45 | はい。日本原燃の安保でございます。   |
| 2:09:50 | 基本設計方針といたしましては、   |
| 2:09:56 | アジアの防衛と防護対象設備としての壁の取り扱い方、こちらについても整理をしていくと。  |
| 2:10:04 | いうところ。  |
| 2:10:05 | 大きなところですがそこが根本的にちょっとずれてて、議論は確かに壁からスタートしましたが、報告書とということをどういうふうに整理をして、                               |
| 2:10:18 | 語っていくのか、それに、そのときに、火災防護区画とは違って、仕様としては不要であってというようなことを、どういうふうに表現するかということ若干店舗にも繋がってくるかと思えますけど、        |
| 2:10:32 | その辺りを整理をすると。  |
| 2:10:36 | いうことだったと思います。   |
| 2:10:42 | はい。日本原燃宇津はいすいません。はい。  |
| 2:10:45 | すいません言葉足らずで申し訳ございません。   |
| 2:10:49 | 奥。  |
| 2:10:50 | はい、日本イシハラでございますすいません。変わります。   |
| 2:10:54 | 透析方針が別紙1は大きく僕がやり変えさせていただきました補足では書いたつもりでの点検の基本設計方針にフィードバックできてなかったところもありますので水墨画の位置付けであったりそれを構成する部分。 |
| 2:11:10 | 取り扱いの設計上の位置付けというのをちゃんと整理をして、基本設計をし添付書類全体通して記載を反映していくということが大きなポイントかと思えます。                          |
| 2:11:23 | その後は醜くとしても、第1章側に書くことを受けた上で第2章でどう見させ登録させ方というものも含めて整理をさせていただきますことかと思えます。                            |

|         |   |
|---------|---|
| 2:11:35 | 当計測方針等は簿  |
| 2:11:39 | おっきくは、  |
| 2:11:43 | そう。   |
| 2:11:44 | 車両みたいな話であったり等を  |
| 2:11:48 | なかったりといったものが全体通して整理をして位置付けを明確にして記載をさせていただきたいと思います。  |
| 2:11:57 | はい。別紙 4、添付書類 5 ですが、一番下の竹川の溢水のやつですね、そこの 2.3 で我々も書くということで整理をさせていただいてます。今回の第 1 回の申請としての、   |
| 2:12:13 | 約束事というのは何なのかという部分を明確にした上で、検査のところで書く書き方という整理させていただきます。ご質問なんてありますがそこをつけるような中で   |
| 2:12:25 | 忘却等を考慮して、必要高さを確保するのかという前提条件も含めてある程度記載を追加をしていきたいと思っています。   |
| 2:12:34 | はい。あとは、今回の第 1 回目申請対象となる添付書類は、親の書類ということになってます。   |
| 2:12:44 | そこの書き方今回第 1 回正確範囲形の 1 回ちゃんと整理した上で、特に 2. のところの書き方ですね、というのを整理させていただきます  |
| 2:12:55 | 改良方針のところをしっかりと述べるということを前提に、詳細は次回というの、その辺の添付を今回出すということの関係性も含めて記載範囲は整理をさせていただきたいと。  |
| 2:13:07 | います。  |
| 2:13:08 | はい。   |
| 2:13:09 | あとは、74 でいきますと、ちょっとすいません。比較表を作りながら一番右側に我々ちょっと寄せてしまったところを、文章として見たときに、設計方針として、   |
| 2:13:24 | らしいいろいろ順序だったりひもづけであったりというのもあると思うのでそこは全体見直しをさせていただきたいと思います。  |
| 2:13:33 | はい。   |
| 2:13:35 | あとは、  |
| 2:13:38 | 事務局企画の話は先ほどご説明した通り、ただ人格今回技術だけではなくて全体を通して、第 1 回で書くべきものっていうのがちゃんと書かれていますよねっていうのはうちの事例ということで確認をした上で、整理をして必要なものは、記載を拡充するということをさせていただきたいと思います。 |
| 2:14:00 | あと、別紙はそうかも一つあった。  |

|         |   |
|---------|---|
| 2:14:03 | しおりですね、別紙は別紙4じゃないのか、別紙。   |
| 2:14:08 | 別紙3、5本、一度出てきた話で最初の話であった設備、評価対象外にするようないろんな考え方を補足で書いていた分あれ実際に                             |
| 2:14:20 | どこで書くべきなのかって、それ自体は設計ではないかというものを含めた上で、書類、あと基本設計方針も含めて記載をどこまで拡充しなきゃいけない関係も整理をして、          |
| 2:14:37 | 修正案をお話をしたいと思いますと、いうことかと思います。  |
| 2:14:43 | はい。そこまでが、0002関係ですかね。  |
| 2:14:47 | あと、個別の補足の方は、  |
| 2:14:51 | いろいろと記載を拡充させていただきましたが記載間その前後関係の整合性とか、   |
| 2:14:58 | あとは添付書側で説明したことも、整合とれてない部分だったりわかりづらかったりというところは整理をさせていただきたいと思います。                         |
| 2:15:07 | はい。   |
| 2:15:09 | 学校状況もそうですね後は一斉のぐらゐのタンクの評価をしてますけど、水が入っているように運営の説明というところは何を言ってるかちょっとわかるように、               |
| 2:15:21 | 整理をさせていただきたいと思います。はい。   |
| 2:15:24 | 以上です。   |
| 2:15:28 | 長市民です。はい。   |
| 2:15:31 | スケジュールについてまた事務局として確認させていただきますが、ただいまの振り返りとあと市全体を通して規制庁側から確認ございますでしょうか。                   |
| 2:15:44 | 年齢がわあわあ特に、  |
| 2:15:48 | それから確認等ございますでしょうか。  |
| 2:15:51 | 乳井西田でございますはい特にありません。  |
| 2:15:56 | わかりました。それでは今日は午前中すいません。ごめんなさい、ないと言ったのに申し訳ない。一番最初にあったシステム上の回線の問題でございますが、ちょっと理由はまずわかりました。 |
| 2:16:09 | うちの利用なんですけどウェブXで使ってるアプリっていうか、ソフトウェアのアップデートで更新がありましてその更新で今、回線が大分混んでる状態です                 |
| 2:16:22 | 今日と明日頃まで大東山場を超えるということなので、それが終われば元の状態に戻ると思っていますのが今している見解でございます。                          |

|         |   |
|---------|---|
| 2:16:33 | これちょっとすいません今日アスター、あれ、今日が大分P E E Kプールで、明日はもうちょっと緩和されると思いますけども、そういった状況でございました。以上です。 |
| 2:16:43 | はい、規制庁コサクです。わかりました。   |
| 2:16:47 | ありがとうございます。それではこれで本日のヒアリングをした午前中分のセリフを終了したいと思います。                                 |
| 2:16:56 | 本調査は録音の停止をお願いします。   |
| 0:00:00 | お願いしました。  |
| 0:00:03 | ありがとうございます。規制庁清水です。それでは舟山から日本原燃とのヒアリングを開始します。衛藤。本日のヒアリングは、                        |
| 0:00:12 | 12年12月24日に申請があった設工認申請について資料をもとに、ヒアリングにて事実確認を行うものになります。                            |
| 0:00:20 | 今日土肥雪葉さんですので出席者の紹介を改めてします。規制庁側の出席者ですが、  |
| 0:00:30 | あと本庁側の出席者について紹介をお願いします。   |
| 0:00:34 | 規制庁たりです規制庁本庁からの出席者ナカガワオオオカタジリです。  |
| 0:00:40 | 他と規制庁はW E Bからカミデ、シミズ以上になります。  |
| 0:00:46 | それでは日本原燃の方から出席者の紹介をした上で議題の構成を説明し資料の説明を開始してください。                                   |
| 0:00:54 | はい。業務ナカハマです。改めまして参加者の紹介をいたします。  |
| 0:01:00 | 柘植。   |
| 0:01:01 | 戸松。   |
| 0:01:03 | 森口イシハラ。   |
| 0:01:05 | カサモ。  |
| 0:01:07 | アボトクナガ。   |
| 0:01:09 | イシザワサトウ。  |
| 0:01:13 | 紙代が、  |
| 0:01:14 | 尾野層の  |
| 0:01:18 | イナバイワダテ。  |
| 0:01:21 | 原田。   |
| 0:01:24 | 佐藤タカハシ須川。   |
| 0:01:27 | 新関イワタニチダ  |
| 0:01:31 | ヤマモト。   |
| 0:01:32 | 井村。   |
| 0:01:34 | 便覧  |
| 0:01:35 | を発し、  |



|         |   |
|---------|---|
| 0:01:36 | ナカハマ以上となります。  |
| 0:01:39 | ご確認いただきます資料でございますけれども、外交 00-02、開口 01、   |
| 0:01:47 | アボ 00-02 アボ 01。   |
| 0:01:50 | 以上四つとなります。それでは外交 00-02 から 5、ご説明差し上げます。  |
| 0:01:57 | はい。日本原燃新屋でございます。それでは、阿井小園様にレビジョン 8 ということで、7月6日に提出をさせていただいた資料になります。                                    |
| 0:02:08 | 全般的には他の条文でのやりとりも踏まえた上で修正をしたということ、あと別紙 G では特にあの上。9 ページですね右下 9 ページ。                                     |
| 0:02:19 | のところで荷重のサービスの条件みたいなもので、   |
| 0:02:24 | 許可等の展開も含めて必要なところを追求するということで、修正をさせていただきます。   |
| 0:02:32 | はい。あとは、別紙 4 が、  |
| 0:02:36 | 右下、30 ページからあります。利用者 32 ページのところは前回ありました認可分をですね、ちゃんとしたものということで、すいません前回違うものをつけてましたので修正をさせていただきました。       |
| 0:02:51 | あと別紙 4-2 ということで右下 40 ページから続いている資料ですけども 41 ページのところでございますが、ちょっとこれ表現がうまくできてませんでちょっと正しくしたいと思っております何かというと、 |
| 0:03:06 | もともと天井部分の評価点が三つ、下部面が一つ、こういうことでやってましたそのうちの、42 ページにあります 3 番目のものがその上に屋根がなのかなというか天井が乗ったことによって、            |
| 0:03:22 | その部分が、表面上なくなりましたと、いうことなんです、仮の評価で、   |
| 0:03:30 | 対応できますと書いてますけどもやはり天井と壁を比較してその壁もせな対応できますってやっぱおかしな話ですので、検討部分で見ますと、もともと 3 点あったうちの 2 番目が、                 |
| 0:03:43 | 一番上の行状態だったと思いますけども  |
| 0:03:48 | 対象部分になっていたってそこに   |
| 0:03:52 | 3 番目のようにさらに屋根が加わって同じベースだったということで、これももとの評価ポイントは市場方式と   |
| 0:04:02 | スパンとかで決めています。新方式でいきますと 2 番目と 3 番目がもとのやつは、実施方式で買いが違ったということでスパンでいきますと、                                  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:04:14 | 2番目の方が広く、3年目がその半分ぐらいということでございます。ここ3番目の、やはり普通に考えますとスパンの置き方が当たったときの衝撃とかも含めての考え方としては厳しくなるということで、 |
| 0:04:28 | 2番目の方に、スパンとしても考えても暴落できますということが代表的代表選手としての考え方としては一般的な考え方かと思しますので、そういった形で修正をさせていただこうかと。         |
| 0:04:42 | ありました。  |
| 0:04:43 | はい。0シリーズの説明は以上でございます。   |
| 0:04:51 | 貴重です。とても合わせて説明してもらえると助かります。はい。  |
| 0:04:56 | はいすいませんユニシアでございますそうですねはい。外構内補足同じ姿勢は取りかえさせていただきました得るようにでございます。こちらの民主党4ページのところに今、部、             |
| 0:05:09 | 伊敷常務2で説明したと同じような話を書いてありまして、こちらも同じように4番目のところで比較してどうのこうのって書いてますがこれは今日のご説明した考え方に、                |
| 0:05:21 | 合わせて修正をさせていただきたいと思ってございます。  |
| 0:05:25 | はい。70国基準の1ハガ=10説明以上でございます。  |
| 0:05:30 | 規制庁、田尻です。それでは幾つか確認していければと思うんですが、まず0019前に、今から説明はされたと思うんですけど、                                   |
| 0:05:41 | 細くくうの外部01、所々それぞれシーズの方に昔載せ的设备ついてるんでそれ使いながらでも構わないんですけど、   |
| 0:05:50 | とりあえず、  |
| 0:05:52 | 既認可のやつがそのまま使えるんですよっていうところの説明をもう一度しっかりしていただきたいと思っていて、今補足資料の、                                   |
| 0:06:01 | 01の方に関して言うと、  |
| 0:06:04 | あと右田3ページのところに、建屋増床のイメージが書かれていて、右下4ページのところに高さが上がって一番上の階のところちょっと3ページの4ページで、屋上部分の他何か一部の多分、       |
| 0:06:19 | テーマの部分が何かずっとあってないような気がするけどそこらも適宜で構わないんですけど、要は一部の床面上がって、                                       |
| 0:06:27 | 右下6ページ、これスキームかなマスキングじゃなく、マスキングじゃないかな。とりあえず、   |
| 0:06:34 | 洞爺回帰プランのところメディアの面が変わるという形の評価になっていて、変更前のところだと、黒ポツの3としていたところが                                   |
| 0:06:45 | 上の階に上がる形になって洞爺回帰プランところの面積を比留間の方で評価をするという話があったと思うんですけど、  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:06:52 | この辺り先ほど話されたように、  |
| 0:06:55 | 両端支持の話とか多分されたと思うんですけど既認可の説明書のところ結局代表点を選ぶときの考え方みたいのが書かれてたはずで、   |
| 0:07:05 | それに対して、今回変更したけどその代表点選ぶところの考え方変わりませんよっていう説明をしてもらうのが多分基本だと思っていて、先ほど説明された中で床目とか壁面を比較するように説明してたんでってところを直されるんだと思うんですけど。 |
| 0:07:21 | 00 シリーズでいうと、   |
| 0:07:23 | 右下 49 ページに参考として  |
| 0:07:27 | 民間の説明書を 45 ページ以降書いてあって、49 ページのところ、解析分ってこういうのですよってのが書かれていて、   |
| 0:07:35 | 当クロポツ 1 だったら解析部岩橋らしい黒さんであれば 2 年指示とかってというのが書かれている形になってたと思うので、   |
| 0:07:44 | そこんところの関係を説明していただきたいんですけど先ほど   |
| 0:07:48 | クロポツさんと黒須市の関係、黒築城から区域の関係について、同じお話をされたんですけどこの説明してみると橋田主事等   |
| 0:08:00 | 二瓶理事ですかね何か、議運書き方変わってるんですけどここの部分を含めてもそこは説明できるということでもいいんですかね。  |
| 0:08:09 | 日本イシハラでございます。右下 49 ページですかね、荷重の位置をマルチのところ、柱指示黒丸 3 のところは、二瓶知事へ、  |
| 0:08:26 | ②、   |
| 0:08:29 | 申請するなと思ってますけど、確か、  |
| 0:08:35 | グローバルにも、   |
| 0:08:38 | 二瓶主事、方がフリーか何かになってたと思いますので、私の考え方は同じでございます。こういうことで支持方式でいくと、これまでうちが橋田知事大丸新倉丸さんが、                                      |
| 0:08:53 | 両ピン支持方式で、502 所さんは図にあるように、  |
| 0:09:01 | 天井部分からの年計上分としてランド P l a y スパン 50 メートル 20、20.5 下へなっているということでした。   |
| 0:09:12 | 四方式の考え方でも、伊東さんが同じで、ということで先ほどの説明になっているということでした。以上です。  |
| 0:09:21 | 規制庁田井です今おっしゃられたように、既認可のタイミングで、壁目 1 枚等後各階ごと、ちょっと中途半端なカミデとか見たかもしれんけど屋上階のキープランと投薬のキープランと二階のキープランがあって、                 |
| 0:09:35 | それぞれの面等に行って、その中で、クロポツさん等にかんしては二瓶知事のやつのところ、黒須さんにかんしては、スパンの考え方という  |

|         |  |
|---------|--|
|         | とクロポツに包含される形にはなるんだけど、とに会計プランとして前まで取ってましたっていう話で、  |
| 0:09:52 | それが多分今回上の階に上がる形になって、戸谷唐木プランに多分包絡されるのかな、あと衛藤矢崎プランところに洞爺会の方に上がる形になるんだけど、もともと藤岡キープランでやっていたところのスパンが多分一番広い形になるという結果は変わらないので、上の階に上がっても変わらないんですよ。だから追加追加説明するんじゃなくて、 |
| 0:10:11 | 評価する上が単に説明するところは形になっただけですと、各階ごとの説明しようとしたときに、今まであと2回来プラントがそもそもなくなってしまうので、結局塔屋会の方に上に上がる形になるんだけど、   |
| 0:10:23 | 上がったとしても、その結果に関しては藤岡キープランの黒ポツに包絡されることがもうわかっているので改めて説明するまでもなく、1ヶ所の評価点部分が消えただけですとかそういう話のような気がするんですけど。  |
| 0:10:35 | 何分記載がわかりづらくて、何か新たに評価してるようにも読もうと思ったら読めてしまうような記載を持ってこられると、じゃあ1個1個また見ていきましようかってなってしまうので、要は変わってないんだったら変わってないで要は既認可から改めて見て欲しいのか、既認可の範疇でやって改めて説明することはないけど、         |
| 0:10:51 | その範疇であることの説明を今しっかり仕事してるんですけどっていうので全然位置付けが変わってしまうので、その点認識して整理して説明いただければと思います。   |
| 0:11:01 | はい、米田でございます。はい。そこはすいません例えばちょっとこの書き方が十分じゃなくていろいろと50ページでいくと、天井部分、各階ごとにということで屋上、  |
| 0:11:13 | 大矢甲斐、あと2階とそれぞれアームがおっしゃっていただいた通り、2階の部分のキープランってのは各階ランダムと一つになってましたということでございます。これはこの上に多田に屋根が加わったことによってその上に行くんですけども、  |
| 0:11:27 | もともと各階ごとにと呼んでいることからすると、あと相対対象から消えると。ただスパンとか指示方式とかの比較からするとどうかということていくと、   |
| 0:11:39 | 黒丸の2の中で、スパンの最大のところに崩落含まれるので、こちらで代表性主任そういうことで問題ないということで整理をした結果として、この③で書いたものが単に引き上げるということで整理をさせていただいてます。   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:11:55 | そういうことがわかるようにちょっと記載を整理をしたいと思います。以上です。  |
| 0:12:00 | 規制庁佐治ですよろしくお願いします例えば4、防護設計説明書00Gの41ページとかのところ2、   |
| 0:12:10 | 一応今回これを説明したんでこれは説明になるはずなんですけど、   |
| 0:12:14 | 何か、ひずみが家を地下であることについてはとか何か、改めて評価したのかどうかとかちょっとわかりづらい言葉の解析結果については、どっかに示す通りとなるとかっていう形になっていて、                       |
| 0:12:24 | どこを説明しようとしてるのかっていうところが、  |
| 0:12:27 | 結果的に説明しようとするものは変わってないと思うんですけど、表現がおかしい形になると、改めて今回の既認可で見た今回の申請で見たのかどうかちゅう話が後でちょっと整理がおかしくなってしまうような気がするんで、         |
| 0:12:39 | あくまでキリンから東りの範疇で、発注っていうよりは、若干床面変わったのでその部分の整理っていうのを今回してみても、結果として金融館待機認可の結果からも評価結果包絡されてることもわかりました話なので、            |
| 0:12:52 | そこの既認可の整理を使いながらやりましたよっていうところがわかるように特に41ページ辺りをしっかり書いていただければいいのかなと45ページ以降はあくまで、昔の参考がついてるだけなんで、                   |
| 0:13:03 | 41ページでしっかり説明してもらわないと、今回の説明書の位置付けが多分伝わらないはずなんすよ。  |
| 0:13:08 | 補足のほうがまだちょっとわかりいいんですけど。  |
| 0:13:12 | 結果、こっちも4棟2とかで比較してたりするんで、おかしなところはあるんですけど、あくまで説明書として、うちが理解できる記載にしてもらえるようによろしくお願いします。                             |
| 0:13:24 | はい。マネジャーでございます。承知いたしました。   |
| 0:13:28 | 規制庁谷です。あと、細かな話少しだけなんですけど、簡単なほうから0市野氏、外交01の資料の方で、さっき言ったんですけど、4ページの、増床に伴う建て上げると変更のところなんですけど、                     |
| 0:13:43 | 3ページのちょっと微妙にずれる形になっていて多分屋上階キープランがあるんですけど屋上階を書いてないような気がするんで、屋上階に設備がないからなのかなと思いつつなんですけど、図面がいまいち合わなくてわかりづらいので、甲斐。 |
| 0:13:57 | 行けるんだったら書いて欲しいんですけどこれって何。屋上階って何もないでしたっけ。   |
| 0:14:14 | 系統単位ですけど、と聞こえてますか。はい。置いています。   |

|         |  |
|---------|--|
| 0:14:23 | 遠慮クレーンがいるの。  |
| 0:14:25 | 有名者でございます何か天井クレーンがいるような感じもするので記載を整理して実装の書きあると思います。以上です。どうぞよろしくお願<br>いします3ページとか6ページでやってるところでどうしても屋上階の<br>話してるんですけど、せっかく |
| 0:14:41 | レイアウト変更の図面を示したところにそいつが書かれてない形にな<br>ると、どこどこでらっしゃるのが正直わかりづらくなるような気がするの<br>でその点考慮してよろしくお願ひします。                            |
| 0:14:50 | 阿藤先ほどお伝えしたところは基本こいつに関しては整理してもらえ<br>ばいいかなというふうな気がするので、金融課との関係をしっかり整理し<br>てこの補足で言ってもらって、                                 |
| 0:15:02 | 事細かな部分はこっちに書いてもらえばいいんですけどそのエッセ<br>ンスっていうのは、説明資料にも書いてもらってそれで理解ができるよ<br>うな形にしてもらえばいいと思うんでよろしくお願ひします。                     |
| 0:15:13 | はい、泉谷でございますはい承知いたしました。   |
| 0:15:17 | 規制庁田井です。あと細かなところの00様にも細かなところだけ幾<br>らかなんですけど、まず右下6ページのところなんですけど、  |
| 0:15:26 | 許可の本文のところに箱で等の解説っちゃうのがいて、  |
| 0:15:30 | (2) 防護設計において記載するって言うてるやつところで、建物構<br>築物で公募する等の等を説明してるんだと思うんですけど、これ過去2<br>のどれですかね。何かいるんでしたっけ対象。                          |
| 0:15:45 | 多分右下14ページに、  |
| 0:15:48 | 右下13ページから、右下13ページから防護設計の話書かれてるんだ<br>と思うんですけど、  |
| 0:15:54 | これはどれのことを言ってるんでしょう。この通って、  |
| 0:16:03 | はい。日本原燃石田でございます。   |
| 0:16:08 | この等ですね、おそらく、   |
| 0:16:11 | 14ページ。   |
| 0:16:15 | でもここでも等が出てくるだろうと。  |
| 0:16:19 | 防護設計の建物側の設備建物構築物で防護する等というのは多分メ<br>ール構造も含めての話で等書いてると思うのでこの14ページの2段落目、   |
| 0:16:31 | 対象だと思ってました。ちょっと、もう1回確認はしますが、以上<br>です。次はタジリです。  |
| 0:16:39 | 要は、メール構造の建物構築物じゃねえかって言った経営ではある<br>んですけど  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:16:45 | 阿部列島無理やり消せとも言わないんですけど、(2)で示すっていうやつがいまだに示してるのかわかりづらくて、今おっしゃられたように、右下14ページのところで、もう堅硬な壁等によるっていう形になって、                                   |
| 0:16:57 | 結局、頭の先にも頭がいてっていう形にはどうしてもなってしまうという気がするので、それが添付にて示されるのかっていうと、現状が示されてるって言いたいんだとは思いますが五つなんですけど、  |
| 0:17:09 | 今この6ページのやつがどこを指してるのかわかんないんで6ページのところに追記いただくとかでも構わないのでちょっとご検討いただければと思います。  |
| 0:17:17 | はい。日本原燃志田でございます承知いたしました。規制庁樽井です。で、今話に出た時に34ページなんですけど、  |
| 0:17:24 | 結局メール構想って原因でしたっけ。  |
| 0:17:29 | いやこないだ竜巻のときにメール構造っていう概念が一瞬消えかかったような気がするんですけどあれはあくまで竜巻として聞いただけで、航空機衝突という意味でいうと、航空機が突っ込んでくるようなでかい開口を上げてないっていうのをこのメール構造という言葉で表していいですかね。 |
| 0:17:52 | 日本原燃品田で少々お待ちください。  |
| 0:18:09 | はい、弓削石田でございますちょっと金融機関に大分引きずる開けるところもありますし金融機関のところの許可のときも議員から受けた形で展開した気持ちだったので、良好って直接言わなくても直接、   |
| 0:18:25 | 直撃しないようだと打ち壁で、その厚みを持たせて、それより先に行かないようにとかって先ほど施工する事項があるはずなのでそこを具体的に展開できして書いていければと思いますが、いかがでしょうか。                                       |
| 0:18:40 | 規制庁鳥居です。気にかかるのはルメール構造という言葉を使いたいんだったら三枝広告費脇から話もあるんで止めやしないんですけど竜巻に関しては新たなものとして言ってくるのに、   |
| 0:18:51 | 何か、何を指してるかわからないものがあるというところはあると思うので、  |
| 0:18:56 | とても今のお話だとうち壁とかの話なんですかねメールコードって。  |
| 0:19:00 | はい、ベイシアでございますはい優秀効率とかそれこそ、話も出てたような場所ですけど近日とか   |
| 0:19:10 | 直接なんですかね直撃しないような、守るべきものが他に、外壁の開口部の中にあるっていうような工場の話をしていると思ってました。以上です。  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:19:21 | 規制庁鳥居です。ここの部分防護設計に関しては既認可から変えてないという流れでいこうとしてるので、基本設計方針に関しては変えないで<br>おいて、その上で、説明資料のところでもメールコードの後に括弧書きか<br>何かつけて、メールコードってこういうことですよっていうふうに書いて<br>いただくとかでも構わないと思うので、 |
| 0:19:38 | 一応既認可から流れを断ち切るというふうには言わないので、そのこと<br>も考慮した上で少なくとも別なところでメールコード消えたけど、この<br>航空機におけるメールコードって結局何なのっていうところがわからない<br>まま終わると、   |
| 0:19:50 | そもそも航空機に対してメール講座ってなんだろうという感じも若干あ<br>ったりはするので、そこが最低限添付でわかるように記載いただければ<br>と思います。   |
| 0:19:59 | はい。日本原燃石田でございます。はい、承知いたしました。そうです<br>ねどこだっけな。   |
| 0:20:07 | 別紙 4 の、  |
| 0:20:10 | ところで、今のところを受ける形のところで整理をして記載をさせてい<br>ただきたいと思います。以上です。   |
| 0:20:19 | 社長谷ですよろしく申し上げます若干  |
| 0:20:23 | で、別紙 4 の右 33 ページからが、昔の店舗運用してきてる形になっ<br>てるので、書き換えづらいっていうところがあつたら別に分析法人で頑張<br>ると求めはしないんですけど、   |
| 0:20:34 | ここってそのまんま同じものまで持ってきてるんですけど。  |
| 0:20:39 | 日本イシハラでございます。  |
| 0:20:42 | 基本設計方針から展開をして後に議員かを参考で呼び込んでいる形にな<br>るので、最初の基本設計方針のところも含めた全体の整理だと思いま<br>すので県下的な影響も含めて、  |
| 0:20:58 | 整理や影響の範囲で整理をさせていただきたいと思えますあれだな。そ<br>うですね、33 ページから 002 がですねこれ入れないんだな。   |
| 0:21:08 | その前で何とかしなきゃいけないけどちょっとなかなか難しいかもしれ<br>ないですねちょっとそこを委員会の範囲をも考えた上でちょっと整理を<br>したいと思えます。以上です。   |
| 0:21:17 | ちょっといいですよろしく申し上げます   |
| 0:21:21 | メール構造っていう言葉を入れられるんですけど。注釈注釈じゃないけ<br>ど括弧書きとかをつけたとかでも構わないので、何者かっていうのが、<br>何か航空機に対するメール構造ってのき認可とか許可の添付で書いてる<br>のは理解しつつも、  |



|         |  |
|---------|--|
| 0:21:35 | 何だっけっていう感じには結局直接ぶつからないで壁にワンクッションぶつかるんですよって話が気がするんですけど。   |
| 0:21:42 | 括弧書き等検討できるようなのであればちょっとどこに書くかとかで悩んだ場合はまたヒアリング等で説明いただければいいと思うんでよろしくお願ひいたします。                               |
| 0:21:51 | はい、峰世良でございます承知いたしました。テンポが行きますと多分32ページまでの間で、何らかの手当をする。  |
| 0:22:01 | 基本設計方針は逆に見解を受けながら今回許可も踏まえた上で新たに付けるものですので、逆に言うと、基本設計方針側の方がいじりやすいような気がしますのでそこを含めて、対象にしたいと思います。以上です。        |
| 0:22:17 | 規制庁田井です結局どういう設計だったのっていうのがわかるような記載であった方がいいと思うのでよろしくお願ひいたします。  |
| 0:22:24 | 続けてなんですけど、右下26ページなんですけど、   |
| 0:22:30 | 補足の02ってもうもらえましたっけ。   |
| 0:22:39 | 衛藤北谷です一番2ポツかな、日本1ポツ2ポツを受けるところの補足説明資料のところで、補足街区を0に国吉良確率評価及び国、   |
| 0:22:50 | 同確認についてってやつがいて、  |
| 0:22:52 | 要はこないだデータの更新があったんでそこでも大丈夫ですよって話を書くだけのやつだったと思うんですけど、これって何かもらってましたっけ。                                      |
| 0:23:00 | 弓削西原でございます。荒田分出せてないので準備はして作っていたと思うので、確認してき次第出すようにします。あとはスケジュールも含めて提示できるようにします。                           |
| 0:23:14 | 規制庁谷です。これはもう、宮尾有井に近いもんだと思ってるので   |
| 0:23:19 | 何データ新しいものにしたとしても、確率ちょっと減るぐらいでしたとか言って終わってしまうようなレベルの内容だったような気がするので、  |
| 0:23:26 | 何かヒアリングが組みづらいとかどこを考えるぐらいだったらとりあえず出してもらったほうが早いかもしれない。もらって確認ができてしまえば別にヒアリングしなくても割れるものがあると思ってるのでよろしくお願ひします。 |
| 0:23:39 | 規制庁谷です。続けてなんですけど、右下32ページのところなんですけど、  |
| 0:23:45 | ここは単に確認なんですけど、   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:23:47 | 備考欄のところで、当社において重大事故等対処設備は5-1-1-4安全機能です建設説明資料に記載してるっていう形で書いてるんですけど、こういった航空機の話も読めるように今書いてましたっけ。                   |
| 0:24:05 | 弓削西原でございます。   |
| 0:24:10 | 航空機までよ。   |
| 0:24:19 | 規制庁丹治です明治にどこまでっていうよりは対象としてそこで選ばれて書かれていれば大丈夫なぐらいな気はするんですけど発電の書いてるのって、  |
| 0:24:28 | ただ重大事故等対処設備に対して航空機の墜落を考慮するっていうので多分小池木村さんはCだとは思っているので、   |
| 0:24:35 | 只野井関分散の話だけが書かれてると航空機との繋がりがわかりづらいところがある気がするんで、   |
| 0:24:41 | それで発電所がここに書いてあるならば何かえばっていう気もちょっとしたっていうだけなんですけど。   |
| 0:24:47 | はい。メディアでございます多分添付でいくと逆に多分な。両方を出し合ってるような気もするので、考えとしてはおっしゃっていただいた通り、ここにそのままほとんど同時に書いてしまった方が早い気はします。はい             |
| 0:25:02 | これごめん1-1-4もですね結局ここに飛んで帰ってくるんじゃないかなって記載上今なってる可能性もあるのでそこをちょっと整理した上で、はい。適切に修正をしたいと思います以上です。                        |
| 0:25:13 | 京谷です。航空機の記載ってぎらつくのであんまりなんかいろんなところに書いてないような気もするので、何か飛ばしあってどこに向かってないということにならないようによろしく願いいたします。                     |
| 0:25:26 | 規制庁田尻です。  |
| 0:25:29 | 添付のところを先ほどお伝えした通りで趣旨は伝わったと、期待をしつつなので、   |
| 0:25:36 | その部分に関しては本当に既認可通りであるということをしかり示すだけなので、大丈夫だとは思いますが中身がおかしくならないようにだけよろしくお願いします。自分から航空機落下慣例以上ですが規制庁側から他に何かありますでしょうか。 |
| 0:25:55 | なさそうであれば電源のほうから振り返りをお願いいたします。   |
| 0:26:02 | はい。日本原燃の安保でございます。   |
| 0:26:04 | 航空機につきましては評価の代表点の選ぶ考え方、こちら、   |
| 0:26:11 | 既認可の範疇にあるというところで近隣から考えられる考え方というのも変わってないと。   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:26:18 | いうことをしっかり説明できるように記載の方、  |
| 0:26:23 | 見直しの方を行っていきます。  |
| 0:26:25 | あと迷路構造の記載についてですけどもちょっとこちらは既認可の縁の下に書いたかと、うん。いう範囲、どどこまで書いたかと。   |
| 0:26:36 | いうところも考慮して天空へ展開するか、基本方針方で展開するかというところを検討して反映したいと思います。以上です。   |
| 0:26:47 | 規制庁鳥居です補足出してくださいとかそこのあと細かいやつは認識はされてるといふうに理解するのでよろしくお願いします。あと他なければ次の議題いただければと思います。                                     |
| 0:27:02 | はい日本原燃イワダテでございます。そうしましたら次の議題としまして内部火災についてご説明させていただきます。資料としましては令和4年7月6日に提出した株を00-02のある14とアボ01の糖度当日です、③というところではアボ0002から |
| 0:27:22 | ご説明したいと思います。こちらにつきましては全体としては6月7に一度補正をさせていただいております、そこで補正で記載した内容を展開しましたというところが一つと、                                      |
| 0:27:34 | あと補正後にですね、いろいろまた中身を確認していったところで表現しかなかったところがございましたのでそういったところを適正化しますというのが二つ目で、あとは全体的なところで、                               |
| 0:27:46 | まとめた条文のヒアリングの中で共通的にご指摘いただいたところ、こちらについて記載を適正化といいますか追記とさせていただきますというところで具体的には、   |
| 0:27:57 | 江藤越智編の民主党のページで言うと103ページ、これカーボン図、別紙1になりますけれども、勤怠の共用に係るところで対処、申請耐震性設備共用の考え方どう、の整理のところをご指摘、条文でいただけたと思いますけれども、            |
| 0:28:16 | が火災につきましては、許可の中でですね最初にMOXとともに勤怠に対して、区域設定してええって話とあと感知消火設備つけますという宣言をしていたところも踏まえまして、                                     |
| 0:28:30 | 今日に関わる記載として文章を追加してございます。  |
| 0:28:34 | 当間全体的な話としてはそういったところで、あとちょっと個別にご説明が必要と考えていますのは、右下の207ページのところで、   |
| 0:28:45 | 小石さんの丸一井で参考で1回添付をつけさせていただいてるんですけども  |
| 0:28:50 | 一旦別紙1からっていいですかね一旦説明全部した方がよろしいですかね。  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:28:55 | 聞いちゃったりするそんなに長く突っ込むつもりないんで全部まとめてやるので、やってください。説明。   |
| 0:29:02 | 元のイワダテで承知いたしました。そうしましたら別紙3の①で参考とつけさせて付けさせていただいておりますけれども、   |
| 0:29:10 | こちらについてはですね、4月の末に火災のヒアリングの中でカミデさんからお話いただいたかと思うんですけれども、Sクラスの機器に対しての耐震計算の考え方と、   |
| 0:29:21 | の中でCクラス申請だけれどもS s機能維持をすが必要なもの、こちらについての   |
| 0:29:28 | 申請上のセイリガクというところでどう指摘いただいたかと考えてございます。こちらにつきましては、207ページ。   |
| 0:29:35 | これで審査基準の要求であるとか基本設計方針の記載とかですね、あと耐震絡みの耐震関係の   |
| 0:29:44 | 規則要求、こちらを一旦並べてございます。結論といたしましては、  |
| 0:29:50 | 火災結びますと火災防護設備についてはSクラスで申請している機器と、Cクラスで申請してる機器ございますので、  |
| 0:29:58 | Sクラス機器につきましては、108ページの5への版下の方ですね3ポチで申請上の整理と書かせていただいておりますけれども、   |
| 0:30:08 | 赤石家耐震の条文側として、Sクラス機器については機器本体の耐震と波及影響に関しての説明をさせていただくと、高さ御説明につきましては火災防護設備の耐震計算ということでCクラスでS s機能維持が必要なもの、こちらについてはそういった形で整理をさせていただくと。 |
| 0:30:27 | ということでこちらの参考をつけさせていただいております。こちらにつきましては別紙3-01あと本体の方ですね、通しページでいうと、   |
| 0:30:38 | 198ページと201ページにそれぞれ、今の考え方を踏まえて記載を追加させていただいておりますちょっとわかりやすいのが、  |
| 0:30:49 | 201ページ、右下201ページのところですね、こちらで  |
| 0:30:55 | 左側の項目番号というのはあるんですけれども、   |
| 0:30:59 | こちら80万88をどんどん右側に進んでいって添付書類における記載ということで耐震絡みの考え方ということで、先ほどご説明した内容をトーカー様で記載させていただいております。  |
| 0:31:12 | 198ページ、なぜ、この201ページの方の消火に関してってところの構成として説明しております、198ページもこちらと同じように、とか、感知として記載をしてたんですけれどもすいませんちょっとこちらはですね、                           |

|         |   |
|---------|---|
| 0:31:27 | 記載更新へのしきれておらずにさ、すごい簡略的な記載になってましたのでちょっとこちらは 100 ページ、101 ページの紹介に合わせてちょっと記載は適正化したいと考えてございます。   |
| 0:31:37 | 10 日 500-02 については説明は以上となります。  |
| 0:31:42 | 規制庁田井です。過去 01 を説明したいことあったら次をお願いします。   |
| 0:31:47 | はい。梅野イワダテでございます角 01 につきましては我々と 7 月 6 日に一度提出さしてさせていただいておりますけれども、基本的には資料 3 の記載の整合であるとか、表現修正等を行っているというところでプラン特出してご説明すべき事項はないと考えております。以上です。 |
| 0:32:06 | 規制庁館ですそれでは中身火災に関しては、結構中でヒアリングやってきたこともあってある程度まとまってきたかなと思ってるので、少し細かい点含めて、1 週間ということで確認させていただければ  |
| 0:32:21 | まず最初なんですけど、   |
| 0:32:23 | 頭の整理したいだけで多分認識は同じだと思っているんですけど右下 13 ページ性のところなんですけど、  |
| 0:32:31 | 基本的にどの整理になっていて重大事故等対象施設って言ったら、これあくまで常設の話になっていて、可搬を入れてないので、可搬に関しては火災防護計画に飛ばしてるっていう理解でよかったですかね。   |
| 0:32:44 | はい。日本原燃イワダテでございます。今渡さんおっしゃっていただいた整理になっております。  |
| 0:32:50 | 長田井です火災防護計画の話は本文としては加瀬赤伴については再興計画にも書きますよって書いてあって添付レベルにいくと一番最後に火災防護、可搬型の設備についてはこういうふうにやりますよってというのが多分添付の一番最後ぐらいに書いてあって、                   |
| 0:33:06 | 内容で健全性説明書と基本同じことが書いてあるんですかね。  |
| 0:33:14 | 健全性説明書っていうか S A の条文なんか 30 条が何かない。   |
| 0:33:25 | 日本原燃の伊達でございます。少々お待ちください。  |
| 0:33:42 | 日本原燃笠間です。30 条の可搬設備の火災防護っていうところと、ちょっと内容的には一緒なんですけど書き分けとか飛ばし方っていうのをどうしてるかっていうのは、ちょっと再度確認させてください。  |
| 0:33:53 | 規制庁谷井です一応こっちでもざっと見て自然現象のところは 30 条の方がちょっと細かめに各事象について答えて帰ったかなっていうぐらいで、他は大體一緒かなと思つてはあったんですけど、一応どういふふう整理してるのか                               |

|         |  |
|---------|--|
| 0:34:08 | 基本的に火災のこの条文としては先ほどの話みたいのに倣いながらあの常設について火災区域設定しながらという話を書いてあって、可搬のほうになったの火災区域概念というよりはあくまで、可搬としての制御を火災防護計画のところで、長々と書いてってという宣言してたと思いつつなんですけど。 |
| 0:34:24 | 割と再処理施設数もコストもなんですけど  |
| 0:34:29 | 許可のときからこのS Aの重大事故対象施設の条文いっぱい書いてたりするんで、関係性どうなってたかっていうところが、ろうとは関係なく整理しなきゃいけない時が出てくるような気がするのその程度までた上で                                       |
| 0:34:40 | ちゃんと整理できているかについては確認いただければと思います。  |
| 0:34:45 | 日本原燃笠間です。はい。衛藤原燃がロスTR成立をしてるの私も認識してますので、確認させてください。  |
| 0:34:53 | 院長大丈夫ですよろしくお願ひいたします。ちょっと細かな話入って恐縮ですが右下18ページのところ  |
| 0:35:00 | では許可添付5のところ、ST、熱的制限値の値書かれてたりするんですけど、熱的制限値っていうのは仕様としてはどこにも書かないものでしたっけ。  |
| 0:35:12 | はい。日本原燃イワダテでございます。こちらは小計具体の設備と焼結設備っていうのが工事課で申請されるんですけどもその仕様表の中で、制限値ということで展開される。  |
| 0:35:26 | というふうに考えております。   |
| 0:35:28 | 規制庁可児です週報に書くんだったら後で仕様表にかけますよという番号をつけといてもらおうと要はこのダイヤにやつか結構奥瀬もんで、誰や丹羽店ぶーですっていうふうに書かれていたり、  |
| 0:35:40 | 今、228ページのところって、第1が19期採泥ダイヤビーバー添付書類記載内容って言って、火災区域を設定する建物な何かいっぱい書いてあるみたいな感じのやつになってたりするんで、  |
| 0:35:52 | 結局本文に書くのが添付に書くのがどっちの整理だろうっていうので仕様書に書くんだったら別の本文に書くのねって流してしまうんですけど、添付っていうと何まで添付するんだっけっていう指示を確認したくはなってしまうので、番号の付け方た。                        |
| 0:36:06 | できる限りやってもらえば最悪ちょっとずれても最後こだわりはしませんけど、特に本文添付とかの関係の整理に繋がるやつに関しては番号精査していただければ助かります。  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:36:18 | 日本原燃イワダテでございますそうですねちょっと別紙1の②を見てくと使用に係る話が、テンプからの展開のダイヤの方は何もなかったりしたのですいませんそこは                           |
| 0:36:29 | どう展開するかも含めて適正化したいと思います。   |
| 0:36:32 | 北谷ですよろしく願いいたします。  |
| 0:36:35 | あと続いて右下23ページのところで、  |
| 0:36:39 | ここ、単に確認に近いかと思うんですけど合格の話が書かれていて、ここまでのところって割と添付に書かれててもその設計方針割合基本的方針に落とし込んでるイメージはあったんですけど、               |
| 0:36:51 | 1のような防爆のところの1-4の一井良一とか、ここらの話っていうのは、   |
| 0:36:57 | あまり何か、基本設計方針というこのまま添付で整理されてるようなイメージがあるんですけど、どういった時だと添付するとかって何か考え方あるんですしたっけ。大枠のところでもう十分読めるところの整理でしたっけ。 |
| 0:37:11 | はい。日本原燃イワダテでございます基本的には今おっしゃっていて、の方は9で、  |
| 0:37:18 | 読めるっていうところは添付に落としてるっていうのはありますねちょっと、   |
| 0:37:25 | ちょっとすいませんしゃべっててちょっと逆した結果なってるかもしれないんですけどもちょっとここは、  |
| 0:37:32 | もともと発生しない設計とするので、ちょっと、  |
| 0:37:37 | ちょっとこれ、6分整理と若干MOXの書き方変わってたところがあってもともと既設のものはそれを確認しましたようで落としたところMOXは、                                   |
| 0:37:47 | 新規っていうところもあったんです、仕様設計しますってちょっと宣言を許可したところもあったので、   |
| 0:37:53 | ちょっと展開が   |
| 0:37:55 | 綺麗になってるかって言われるちょっと。   |
| 0:37:57 | 整理が要るかもしれないんですけども、  |
| 0:38:00 | はいまず、この奥野カミデところすみません鍛冶さんおっしゃっていた形になってきて、何でもかんでも書けと僕は言っていないので多分ちゃんと整理ついてますよねって問われた時に、                  |
| 0:38:11 | あれ、これはっていうふう悩むのはやめてくださいねっていう意味の方がどっちかという強いので、この文学とかの話だとう発生防止に係る方針の多くのところにある程度の内容もうたわれていて、             |

|         |   |
|---------|---|
| 0:38:22 | 事細かに1個1個の文言読めるかっていうところは別としてもうそこでオオオカの方針が読めてあ等、個別個別の設備のところ改善の状況が発生しない設計とするとかの内容であればそれは添付レベルでいいと整理しましたっていうのはそれで構わないとっていて、       |
| 0:38:35 | 特に火災は許可のタイミングから火災審査基準の流れ受けるのであえて仕様要求しまくってるんで、何でもかんでも書く流れになってるから書かないやつがちょっと目立っちゃってるだけだと思ってるので、                                 |
| 0:38:46 | ちゃんと整理ついてるんですよっていうところだけは事業者としてもちゃんと説明できた方がいいと思うんでその辺よろしく願いいたします。  |
| 0:38:55 | はい、日本にはなってございます申しわけございませんし、火災関係はいろんな他の要求、この火災審査基準の中でも関係で別に小4  |
| 0:39:05 | おっしゃる読み込んだといろんな書き方だったりするので、ちょっとすいませんそういった方も踏まえて整理はさせていただきます。  |
| 0:39:12 | はい規制庁谷井ですよろしく願いいたします。   |
| 0:39:15 | で、  |
| 0:39:17 | 阿藤衛藤右下4ページも似たような話になると思うんですけど、結局は添付5のところ、  |
| 0:39:24 | ローマ数字1の安全上重要な施設の火災区域の分離の話が書かれていて、グループ数とかの話が並んへの何となく書かれてるような形になってると思うんですけど、これって許可の本文だと、許可って河川結果じゃない、基本設計方針のどこにぶら下がるっていう話でしたっけ。 |
| 0:39:42 | はい本年イワダテでございます。ですね、ここで言うと、  |
| 0:39:49 | 区域の分離に係る話は2章の火災区域構造物のところで分離の話として整理している形で下でここで書いてある消火設備関係グローブボックスの   |
| 0:40:03 | これは排風機関係のインターロックとかかな、   |
| 0:40:07 | については   |
| 0:40:12 | 排風機関係のところは2章の消火設備の個別設備のところでの整理かなというふうに考えていました。以上です。   |
| 0:40:21 | 規制庁田尻です。となった場合はさっきと同じで大矢野になっていて、これ添付ですという形になっていて、今の話と第2章だと、2章の本基本の方針に書きますという話で、   |
| 0:40:32 | また整理が違ったりするような気がするんで、今回特に第2章に関しては、全部が書かれていなくて、特に火災に関しては発生防止というか火災構築物ですね。  |



|         |  |
|---------|--|
| 0:40:43 | そこんところろうがちょこっと書いてあるだけで感知消火とか影響軽減の方ってことが書かれてない形になってると思うので、後々そういうところに盛り込む予定ですよっていうのであればそういう番号振っておいてもらった方がこっちとしての理解がしやすいかなと思うんでよろしくお願いいたします。                  |
| 0:40:58 | はい表現にはなってございます。ちょっと記載については、読み込ませ方についてはちょっと全般、整理させていただきます。  |
| 0:41:07 | 岩谷ですよろしくお願いいたします。  |
| 0:41:10 | あと右下 46 ページで、ここは手法だけの問題なんですけど基本設計方針の (2) があってポツがあって、中央監視室に設置する火災工場の系統分離対策を講じる制御盤及びそのケーブルについては、何となくあったら、  |
| 0:41:25 | 中央監視室の制御盤はっていうふうになんか、監視制御盤の話が何回か出てくるんですけど、ここは、   |
| 0:41:33 | どう、どこで話が切れるんでしたっけ。   |
| 0:41:40 | やっぱり 2 本目にわたってでございます。  |
| 0:41:45 | それはちょっと、少々お待ちください。   |
| 0:41:50 | 規制庁田尻ですね、考えておられるあれだけなんですけど、いや最初は制御盤及びそのケーブルTのやつのウォークの設計方針言って、政府場合についてだけ詳述してるような気もしたんですけどそしたら何でケーブルではないんだとか何かよくわからなくなってきたその後ろの方でケーブル書いてるからここで書いてないのかどうかなんか、 |
| 0:42:09 | 整理があるかもよくわかんなかったんで教えてもらえれば。  |
| 0:42:16 | はい日本原燃イワダテでございますこれちょっとセイリガクがすいません悪かったですね   |
| 0:42:23 | もともとの規制業務及びそのケーブルについてはっていうのは許可の添5を見ると、まずは中央監視室として全般の話の中でうたってて、そのあと個別で制御盤の分離とか坂内の感知、あと、   |
| 0:42:35 | 麻生社宅床下とかあるんですけども、ちょっとここはポチとして多分なまずで全部、一部制御盤の話の調整も含めた形で一つの項目になるように見えてしまってるところがあるので、このAとして、  |
| 0:42:50 | しめというか、もともとはここの登録で言うべきところは多分がんの話になっ  |
| 0:42:57 | とる狭窄症の中身を見てくと番の部分の話になってるので、ちょっとすみません区分けは整理させてください多分、このケーブルについてはっ   |

|         |   |
|---------|---|
|         | ていうところは、そのBポチで書いてる床下の話も含めての話だと思いますので、ちょっとそこは整理したいと思います。   |
| 0:43:10 | 木崎大谷です。はい。米田笠間です。すいません。ちょっと今吉さんが言ったこともちょっとおかしくて、  |
| 0:43:17 | 坂内の影響軽減対策として、制御盤ケーブルとして大型の方針を述べて、   |
| 0:43:25 | あとケーブルのことを書かないといけないんで、今伴のことしか書けてないんで、   |
| 0:43:29 | ポツでケーブルを書く必要があると思いますんで、添付5から必要なものを持ってきて記載したいと思います。  |
| 0:43:36 | 関谷さんおっしゃる通りでコツが、これ坂内の話でB普通は床下の話になってしまうのでそこをごちゃごちゃにすると多分きつくて、今許可添付5のところの一番上のところで多分木場の                                |
| 0:43:49 | ちょっとここはどこの話を述べたかっていうのがわかりづらいところがあるんですけど、ここ統一的な話を謳っているんで、ここの話を持ってきてるんだとしたら、ポツに入れるというよりは全般の部分今、許可店舗だと3-1で制御盤の分離の話書いて、 |
| 0:44:04 | 江藤さんの4とかで床下の話とか形になっていて、この制御盤とケーブルについて両方立ってるのは3絶対かかる内容としてうたってるので、  |
| 0:44:14 | どっちの整理かっていうところにはよるんですけど、全体の話うたって、坂野ぶりの話と幸田と伴だけの話だったのか、いやでもそこはケーブルも込めて説明しなきゃいけないのかとかが、ちょっと許可の、                       |
| 0:44:25 | 添5の、ちょっとわかりづらくなってるせいもあると思うんですけど、このコストピークの関係性っていうのはどこに何を書かなきゃいけないのかというところを整理していただいた上で、主語をはっきりして記載いただければと思います。        |
| 0:44:39 | 日本原燃カサモです。了解しました。ポツの前に監視室として書いて分割した影響書かないといけないかもしれないですけど、そういう理解しましたんで、ちょっと文章を考えさせてください。                             |
| 0:44:51 | 長谷ですよろしく願いいたします。  |
| 0:44:54 | あと、っー等、   |
| 0:44:58 | 右下49ページのところ、  |
| 0:45:02 | 衛藤基本設計方針のB歩II542-Pポツのところデータ、設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計というところで、  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:45:11 | 単一故障を考慮しても制御盤間の離隔距離により同時に機能を失うことなく消火って話なんすけど、これって自動消火とかなく離隔距離だけで説明ができるやつでしたっけ。  |
| 0:45:27 | つつ、ちょっと表現になってございます。江藤草場   |
| 0:45:33 | 本に関してはもともと離隔をとっておきますっていう話C、   |
| 0:45:39 | 設計考えてましたので、分離、離隔の話だけで説明できるかなというふうに思っていました。  |
| 0:45:46 | 規制庁谷です。計画でもいいんですけど言ってる趣旨は影響軽減の対策って3時間耐火化は1時間耐火プラス自動消火か、6メートル離隔プラス自動消火の話があったんでそこと関連づけて書くんだったら離隔の話と、感知の話が、                                    |
| 0:46:03 | セットになるんだけどここで言っている、離隔距離により同時っていうのは、どこの花椎野絡みですかねこれ。  |
| 0:46:14 | 日本原燃イワダテでございますそういう意味でいうと6メートルの離隔プラス感知消火の花強い結びつくかなというふうに考えてます。ただそういうふうに言うと、今田井さんおっしゃっていただいたように分離っていう観点で海野さん、方策っていう観点で考えた時にこの記載だけで足りるかっていうのは、 |
| 0:46:31 | あるかもしあるかと思しますので、  |
| 0:46:34 | それとの系統分離のその分離の3方策の絡み等も含めて記載は、菅伊奈をしたいと思います。  |
| 0:46:43 | 来ちゃったらいいです。どこまで書くかちゅう話があるんですけど、別に影響軽減対策を立てることによりでも別に他のところで営業権対策言っているんで、それでも読めてしまう気はしつつ、   |
| 0:46:56 | 何かどうもちょっと具体的に書いてるのでそこを受けてってということかと思うんですけど具体的に書く時は抜け漏れがないようにだけしていただければと思うんでよろしく願いいたします。  |
| 0:47:06 | はい本件にイワダテでございます。衛藤。   |
| 0:47:09 | 具体的に書くときの考え方、さっきおっしゃっていただいた形での影響軽減対策って言ってっていうところもテーマ、   |
| 0:47:17 | うまく書けるかということも含めて、記載は整理したいと思います。   |
| 0:47:21 | 院長谷井ですよろしく願いいたします。阿藤。   |
| 0:47:25 | で、右下62ページのところなんですけど、  |
| 0:47:30 | MOXは1時間耐火の障壁はないんでよかったですっけ。  |
| 0:47:35 | 日本原燃の伊達でございます葛西。  |
| 0:47:39 | 失礼しました1時間耐火は  |

|         |  |
|---------|--|
| 0:47:42 | そういう区域から構造物としてののっていう意味ではない、ないっていうふうに考えてます決得の話の中で   |
| 0:47:51 | 排風機とか非常用電源とか名称を上げてるんですけども、   |
| 0:47:56 | その分の中で一部対策としては1日1時間の積み立てみたいなのはあるんですけども、火災区域、動物、  |
| 0:48:04 | すべて関係ではないというふうに整理してます。   |
| 0:48:07 | 規制庁タジリですね、火災構築物って意味では3時間耐火が求められてその説明が書かれていて、影響軽減対策っていうと、さっきだけケーブルとかの絡みところで1時間耐火プラス自動消火説明するところがありますよっっちゃうことですね理解いたしました。 |
| 0:48:24 | あと規制庁タジリですが  |
| 0:48:30 | んと右下63ページのところ  |
| 0:48:34 | どこまで書くかの話っちゃうのは幾つなんですけど今発電炉の設計方針時に   |
| 0:48:40 | 炎感知器、赤外線方式のやつって確か要求事項がなんかも踏まえた上で資格がないようになっていうふうを書くのが基本の流れに許可とかなってた気がするんですけど。   |
| 0:48:51 | 目視で使うんでしたっけ。   |
| 0:48:53 | この感知器の赤外線カメラってイナバだったでしたっけ。いるんだったら同じような形でと思ったんですけど。   |
| 0:49:00 | 日本のイナバです。衛藤。葛西監事の設計についてはエリアによってですね高野瀬火災感知器の設置高さによって炎感知器を使うケースってのも、今当然設計を   |
| 0:49:12 | 運営化していく中でちょっと見えてきているところもありますので、今おっしゃられたようにですね魔法の感知器であればその資格ですね、その話がし入れなきゃいけないと思いますので、ちょっと記載の方は改めさせていただきたいと思います。        |
| 0:49:27 | はい。規制庁田尻です。一応求められる仕様みたいな形になってしまっているところがあるのでちょっと細かな話であるんですけどよろしくお願いたします。  |
| 0:49:35 | あと、  |
| 0:49:42 | 右下76ページのところで、これは飛ばすとき、受けるときから受けるときのルールに近い話なんですけど今なお書きのところで、なお消火設備の破損どうのこうの、  |
| 0:49:54 | の影響についてはS E部5設備の基本設計方針にて確認するっていう形になっていて、   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:50:01 | 他の資料に飛ばすときの記載ぶりとかいつのところで、書き方って疑問違うような気がするんですけど何か違いがあるんですけど。   |
| 0:50:11 | 浦上イワダテでございます。すいませんちょっと他条文の引当の話飛ばし方の話は、すいませんちょっとルールを切れてなかったかもしれません。ちょっと全体ルールを確認して、適正化したいと思います。                               |
| 0:50:22 | 規制庁田尻です共通部分でいうと、他条文ところだと、鍵括弧をつけて何とかに飛ばしますとか何とかで記載するとか何とかに基づくとかって書くのが基本にはなっていたと思うんですけど。                                      |
| 0:50:33 | 炉も含めてなんですけど、これ個別設備のやつを受けるやつで、第2条の時は違うルール作ってる可能性もあるかなと思って今復帰してるところがあって、右下76ページの実用のところ見ても水防設備の基本設計方針にて確認するとかっていう形で書いてたりはするので、 |
| 0:50:49 | 個別設備見る時は記載を変えてるんですけどっていうんだったらそれはそれ別にとめもしないんですけど、ただルールとして確認しておきたいので、どういうふうを書く記載型にするのかっていうとこだけ決まったら教えていただければと思います。            |
| 0:51:04 | 表現でイワダテでございます確認させていただきます。   |
| 0:51:09 | はい。規制庁田尻です。続いてなんですけど、   |
| 0:51:15 | 右下77ページのところ   |
| 0:51:25 | 等、ケーブルトレイ内の話がかかれていて、設計の妥当性を試験により確認したっていう話を書いているんですけど、これと本文だとどっかで受けるんですけど。   |
| 0:51:35 | ここに対応する本文ってどこや書籍方針でどこでしたっけ。   |
| 0:51:40 | 日本原燃なっておりますすいませんちょっと許可の時にはちょっと書き過ぎたって言ったらい方語弊あるかもしれないんですけど、複数の場合ケーブルトレイの消火実際にも能がなくてですね、一応ダイヤに扱いはしてはるんですけども、                 |
| 0:51:55 | MOXは対象がないっていうところを、ちょっと添付の中で宣言をする形で、今ダイヤにっていう形を振らせていただきました。社長帯磁率あの許可で疲労設計方針を出したけど実際問題するやつがいなかったっていうことですね状況はわかりました。           |
| 0:52:13 | そうですね。対象がないんだったらあんまり議論しても仕方なさそうなんでちょっと飛ばしますと、   |
| 0:52:19 | 次なんですけど、  |
| 0:52:37 | ちょっと細かな話は、  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:52:40 | 言葉遣いだけとかのやつは、いずれ精査できればいいと思うんでちょっと飛ばさせていただいて、  |
| 0:52:54 | 別紙1はそれぐらいに一つ、ちょっと先にちょっとまとめて自分の分言わせていただいてなんですけど。   |
| 0:53:01 | 先ほどの別紙3のところRAWの後ろにつけた資料のことでなんですけど、右下207ページのところDタイプの繋がりで書かれてっていうのはわかるんですけど、  |
| 0:53:13 | これで結局のところ、今葛西の条文として書いてるのは、  |
| 0:53:22 | 基本設計方針で四角囲いで書かれてる内容が書かれてっていうところかなと思うんですけど。  |
| 0:53:27 | 今結局これ書かれているような内容っていうのは、火災でも耐震でもどこ投与して本文とか添付で言うとどっかでそれがわかるようになってるってもいいですよっていうこの資料の位置付けがここに書かれてるやつっていうのは、               |
| 0:53:41 | 基本設計方針とかテンプレートとかとの関係でいうと何でしたっけ。   |
| 0:53:48 | はい日本  |
| 0:53:50 | の色でございますカスカスタジリっていうちょっと意味になっちゃうかもしれないんですけどもそういう意味で言うと、  |
| 0:53:56 | 添付の繋がりとの関係というところではまず1ポチの最初の四角にある数、ごめんなさい二つ目の四角ですね基本設計方針で、   |
| 0:54:07 | 管理設備消火設備については地震、地震で火災想定する場合においても機能維持できるっていうものに対して添付で、添付の展開というところで、  |
| 0:54:17 | 私的にはその耐震性に関する説明書っていう形で3ポチの中で、こう展開しますというふうに整理をしてた形になります。   |
| 0:54:28 | 規制庁タジリです今基本設計方針において、結局その火災区域内の分を防護対象の充実が重要な機器だった場合においてはそういう耐震重要度分類に応じて機能維持するようにしますよって言うてるのを、                          |
| 0:54:40 | 単に書きかえただけのものを文章としてここに書いているってことですかね一番下とかの話。  |
| 0:54:46 | 日本原燃和田でございます平たく言うとはいそういう、清今言っていた形になります。90度ですけどそういう自体が耐震Sクラスに相当するような例えばグローブボックスの感知とかで重要なやつだったら、それはSクラスが当然それに依拠してやりますよ。 |
| 0:55:02 | という話が書かれてるだけと思うんですかねこれ。   |
| 0:55:06 | 本件になってございます整理としてはそういった形になってます。  |

|         |   |
|---------|---|
| 0:55:10 | 社長タジリスっ書かれている内容はわかりつつなんですけど、これ監事さんで何かありますか。   |
| 0:55:21 | はい、規制庁カミデです。  |
| 0:55:25 | 何か話をしたような記憶もありつつ、   |
| 0:55:29 | どんな話だっけかなけどもあって、何を説明したいか、なんですけど、  |
| 0:55:39 | 結局、   |
| 0:55:41 | この資料で何か高校の認識を確認したいみたいなところのポイントってとこなんですかね。   |
| 0:55:51 | はい日本原燃イワダテでございますポイントとしてもともとですねこのここヒアリング、7月の時にあったことの発端は、   |
| 0:56:01 | それが今日、基本設計方針の中で実体信用事業度に応じてっていう部分に応じて書いてるものに対して他に添付3の耐震性に関する説明書で示しますよっていうことだけを宣言してですね              |
| 0:56:14 | 防護設備のSクラスで出すものとCクラス申請だけどS s機能維持っていうところを踏まえて、そこで書き分けだとかその整理が申請上の整理学としてどう扱ってますかっていうところはちょっと、        |
| 0:56:29 | 前に提出した資料ではちょっと見えてなくてですね。  |
| 0:56:32 | それに対して考え方を整理させていただくということでお話をさせていただいたと記憶してまして、その考え方の整理の資料という位置付けで考えてました。                           |
| 0:56:43 | はい。規制庁神戸ですか。ありました。何となく認可してきたような気がします。それで、何で耐震の方で分けるのかっていうとその地震の6条対応のものと、6条対応以外のものを全部一緒くたにはしにくいから、 |
| 0:57:02 | 3-4という形で、火災防護については、耐震   |
| 0:57:09 | Sクラスだったり、   |
| 0:57:12 | 波及的影響の、浴場に関係する部分以外でS s機能維持するものについて3-4で示しますよ。そういうことですね。  |
| 0:57:23 | はい、日本イワダテでございます今カミデさんおっしゃっていただいた形の説明になります。  |
| 0:57:31 | はい、清長官です。わかりました立て付けとしては特にコメントは、   |
| 0:57:38 | ないというか、   |
| 0:57:42 | そうですね、今208ページの内容で言うと、下から二つ目の表で、3-2が耐震性に関する計算書D。   |
| 0:57:54 | A321281、火災防護設備行ったんですけど、ここがちょっとイメージづかなくて、ここ六条対応としての経産省なんですけど、                                      |

|         |   |
|---------|---|
| 0:58:05 | 何か設備の分類ごとに計算書って分けるんですけど、これど、どういうものなんですか。  |
| 0:58:14 | はい日本原燃イワダテでございますこの整理はこの今里さんの2-1281と火災防護設備なんですけどこことしては、  |
| 0:58:24 | 設備ごとにそのSクラス申請してるものについてそれぞれ番号で、項目を立ててそれで   |
| 0:58:32 | ご説明するという形というふうにちょっと理解をしまして、あとそのうちで今回の火災の話としてここに徳田町さしていただいているというふうに整理してます。   |
| 0:58:42 | あと、日本原燃加茂ですけど、ちょっと類型化の議論が進んでいって、その類型化と耐震計算書を、   |
| 0:58:49 | をリンクさせて出すかっていう検討結果まではちょっとまだ出ていないので、火災防護設備って類型化すると特殊な感知器になるのと特殊でない配管。  |
| 0:59:01 | とかになるんで、ちょっと防護設備という形で出すっていう形で今回説明していますが、それ経過等の整理で、他社とかあるんで、ちょっとご説明しますという形に変わる可能性はありますすいません、ちょっと途中経過で申し訳ないです。カミデです。わかりました。 |
| 0:59:18 | U Kカーを踏まえた構成がまだ確定はしていないという状況ですけど火災防護設備も   |
| 0:59:26 | それぞれ、6条文については類型に応じて   |
| 0:59:31 | 類型に応じて示すっていうことでわかりました。で、  |
| 0:59:37 | それで、今度3-4の経産省別を審議するのは、  |
| 0:59:46 | いいんですけど、気になるのがその耐震関係の基本方針っていうのを、どう当て込むか呼び込むかっていう話が、これは次回なのかもしれないですけど、   |
| 1:00:02 | その辺まず基本的にはあれですよ。  |
| 1:00:06 | 3-1であったり、   |
| 1:00:09 | 3-1が基本方針なんで3-1を基本的には全部踏襲してやりますよということでもいいんですか。   |
| 1:00:23 | はい。日本原燃石原でございますはいその考えでございますただ、多分、中身を見ながらというやりとりもあると思いますけど、基本的には3-1を踏襲してということ考えております。                                      |
| 1:00:37 | はい、規制庁深見です。わかりました。  |
| 1:00:40 | 私の方から確認は以上です。はい。  |



|         |  |
|---------|--|
| 1:00:44 | はい。規制庁田尻です。では続けて、自分の方からまた幾らか確認させていただいて、別紙4シリーズに入っていて、  |
| 1:00:52 | ちょっと漠とした質問になってしまうんですけど、ボックスの近隣間の火災防護を打って、  |
| 1:00:59 | 既認可の時点で河西工業の説明でもう終わってたんでしたっけ。  |
| 1:01:04 | はい。日本人のようでございます統括浜辺スタッフ郷植野説明はですね金貨は添付がございませんので今回完全新規っていう扱いになってます。  |
| 1:01:14 | 規制庁丹治です。なんかあそこだから比較しないって話なんかやってもいいですか。わかりました触れれば谷中君かに書いてって書いてないですよねとかそういう話がないようにと思ったんですけどそれであれば意識今回必要なものを書いたということで理解するので、わかりました。 |
| 1:01:29 | で、243ページのところでなんですけど、   |
| 1:01:33 | あと時間に飛ばすときの整理なんですけど、243ページの上から二つ目のパラで、なお備考の話が書いてあって、次回以降に詳細を説明するというふうに書かれてるんですけど、  |
| 1:01:43 | 今そのあたり続くコピー工程、割と詳しく書き終わっちゃってる気がするんですけど、これなんか飛ばすんもあるんでしたっけ。   |
| 1:01:51 | はい。日本原燃イワダテでございます  |
| 1:01:56 | こちらの小尾三井ではですね、   |
| 1:02:03 | 物によっては半期の話では表でお示ししたりとかっていうのもございます。ただ文章としては今おっしゃっていただいたようにほぼほぼ言いたいことの業績フジノってくるっていう観点で書いたんですけどホイー切れてるっていう部分も、                      |
| 1:02:16 | あたりるので、ちょっと基本せなんだろうな、設備が出ない関係があってその基本設計方針で一緒側で記載したものを  |
| 1:02:27 | 持ってきたものについては、それを基本、転記じゃないですけども同じことを記載するっていう観点で、中身的には変わらないけど表現を、  |
| 1:02:38 | 松江に合わせながら設備審査的に見直すというのはちょっとあるのかなというふうには考えております。  |
| 1:02:45 | 注腸といいです、発電炉に合わせて直すってのがちょっといまいち理解しきれなかったところがあるんですけど今比較して、発電炉との差異も含めて、大体設計方針としてはもうあらかた書かれてるような気がしてて、                               |

|         |   |
|---------|---|
| 1:02:58 | この設備が増えたからって具体的にどうこうっていうところあんまりない気がしてるんですけど、その中で例えば 245 ページとかのところで一応 244 ページの末のところから潤滑油及び燃料の貯蔵に関して、   |
| 1:03:11 | 必要量だけやりますよっていうふうに言って炉の方だと具体的に数字とかまで書いてるけど今、日下いてない形になっていてこういうところを書くってことですか。  |
| 1:03:22 | そうですね井上でございますそういうイメージですあとは例えば 244 ページの発電の方で吹野橋井で区域における環境の第 4-1 表に示すとかの表の話があったりすると思うんですけどもこういったルール区域に対してこういう関係式でありますよっていうのが                                  |
| 1:03:40 | 設備申請されるタイミングで展開されるっていうふうには考えてました。   |
| 1:03:45 | 里見すいません。はい。   |
| 1:03:48 | 石原でございますちょっとですね多分、これも共通的にどこにその工事会を書くかってところが、1 丘とも合っていない気もするので、  |
| 1:03:59 | 実際もともとはこの後は具体的にそれを、   |
| 1:04:04 | 何て言うかね拡大するところ、拡充していくところに、ドンピシャその項目を書いていたところがほとんどの条文で頭に書いてしまうと何を確認するんだかさっぱりわからなくなってしまうのでちょっとそこは、   |
| 1:04:18 | こちらで他のやつとの横並びも含めて整理をさせていただきたいと思います。以上です。  |
| 1:04:23 | 成長鳥居です。多分おっしゃっていただいたようにさっきのところであるとかその表の部分とか、多分そんなに多く飛ばすところないような気もするので、  |
| 1:04:34 | 絶対個別に 1 個 1 個書かなきゃ認めないとまでいやしませんけど、  |
| 1:04:39 | 何か数、そんな多くなくて書けるようであれば、個別に、4 日のやつにルールにのっとりながらそう書いていただいた方がわかり気はするので、ご検討のほどよろしく申し上げます。   |
| 1:04:51 | 規制庁谷です。続けて行かせていただいて、261 ページのところ   |
| 1:04:57 | これはちょっとどう判断したかの確認なんですけど今発電炉のところが一番下の括弧 C ところだと、金属材料内部の電気配線ところ D、  |
| 1:05:06 | なんたらかんたら書いてあってその機能を確保するために必要な代替設備の使用が技術上困難であり発火した場合でもっていう形で書いていて、なんでこれ使うかの話って一応書く形にはなっていた気がして要はあの船とか何年基本使わなきゃいけないんだけど、これこれこうだからってっていうので、多分書く形になってたと思うんですけど。 |
| 1:05:24 | ここの括弧 C がそれが書かれてない気がしていて、   |

|         |  |
|---------|--|
| 1:05:28 | 括弧 B のかな。  |
| 1:05:30 | 括弧 A は技術上困難であるためっていうのがわかるんですけど、括弧 B 括弧 C っていうのは、そこは書かないんですけど。                                    |
| 1:05:41 | はい表現のイワダテでございますちょっとさっきの次回の話も過熱するかもしれないんですけどそこ設備のない関係もあったのでまずは基本設計方針で記載している内容をそのまま持ってきてというのが実態です。 |
| 1:05:56 | ここの多分、無料括弧 B の潤滑油のところていくと、もうちょっと潤滑油と書きながら文章自体は基本設計方針持ってきてる関係で、いろんな幅広な記載になってしまってるんですけど、           |
| 1:06:08 | 継続のタイプ B の駆動部のっていうのはここで潤滑油に対して云々かんぬんで最後  |
| 1:06:13 | 刀禰先生じゃないしざるを使用する設計とすると、電気配線のところも文章がざっと書いてあって機器内部のケーブルはとか書いてあったので                                 |
| 1:06:23 | 記載は一応主語になるかなというふうには考えてはいたんですけども、ちょっと   |
| 1:06:30 | 何かそのさっき言った設備が出ないっていう関係もあってちょっと基本設計方針をそのまま記載しているところで当発電所の読み方とちょっと差が出てしまってるっていうのが、現状でございます。        |
| 1:06:41 | 規制庁谷井ですすみません、業績方針なページでしたっけ。  |
| 1:06:50 | はい日本どうもありがとうございます基本設計以降の設計方針については、   |
| 1:06:58 | すみません少々お待ちください。  |
| 1:07:06 | すみません。本業でございます当間 B C G ありますけれども、右下さーん。   |
| 1:07:12 | 36 ページ。  |
| 1:07:14 | のところで  |
| 1:07:16 | この関野氏のところに迫ったっていうところですね金属の植田ポンプ及び辨野っていう、ここの記載を今別所に持ってきてるっていう形になってます。                             |
| 1:07:26 | 規制庁田尻です。言いたいのは何かっていうと、これ右下 34 ページのところから、プレゼンまたは難燃性材料の使用というので、基本的にそれ使えますよって言って、                   |
| 1:07:36 | 今ここでは全体として技術上こんなときは仕方ないんでそれやりますよっていうのをうたった上で、それぞれの設備について並べてるって形で、確かに右田さん 15 ページのところとかで、          |

|         |  |
|---------|--|
| 1:07:48 | いや、配管等のパッキン類のところだけが書いてあるんですけど。   |
| 1:07:53 | これ、許可から若干駄目だったような気がするんですけど、これ、前提は、技術上困難だからいたし方ないよねって言って、仕方ないから代替措置であって、  |
| 1:08:03 | 技術的にできるんだったら船何年使えよっていう要求なんですよ。   |
| 1:08:07 | なんで、   |
| 1:08:10 | 本文の時、結局本文にも書いてもらう方が早いんじゃないかっていうところはあるんですけど本部の常盤文章の流れの中であるからまだ、ただし書きの話のところはその下のところも全体に関わる形で、ビジョンなんて話がかかるのであればまだわかるかなというふうに思うんですけど。                |
| 1:08:25 | ちょっと配管等のパッキン類はっていうので、35 ページで建ててるんでそれも厳しいぐらいでは正直あるんですけど、今の 261 ページ 262 ページのところ、(エ) 括弧ビーカ欲しいっていう形で書いて (エ) だけは技術上困難でっていうので、帰って行って括弧 B 括弧 C を書いてなくて、 |
| 1:08:42 | 先ほど詳細がないんでっていう話を言われたんですけど、これ詳細な話ではなくて設計方針の話なんです、設計方針で致し方ないときだけやりますっていう宣言をしろっていう話であって、  |
| 1:08:53 | 別に詳細が決まってないから書けないという話ではないという認識なんですけどそのあたりってどのように考えてますか。  |
| 1:09:00 | はい日本原燃イワダテでございますすいません設計の考え方としては竹井さんおっしゃっていただいた通りでちょっと文章として   |
| 1:09:09 | 申請対象設備の時も、基本設計方針持ってきますというちょっとそれだけが独り歩きして、ちょっと今の記載になってしまったので、あと、全体の考え方も含めて記載を適正化する必要がある、項目としてですね記載の、  |
| 1:09:24 | 考え方をきちんと書くべきところっていうのを  |
| 1:09:28 | 今、記載を  |
| 1:09:30 | いうふうに書き書く必要があるというふうには理解をしましたので、ちょっとすいませんここの表現については、見直しをし、考えたいと思います。  |
| 1:09:40 | 規制庁田尻ですよろしく申し上げます  |
| 1:09:44 | 基本設計方針という意味でいう等、右下 35 ページ 36 ページでいうと、実用量も配管のパッキンのところで書いてそのあとはその流れで書いてるからか何度も何度もビズ技術上困難で話は書いてないんで、  |

|         |  |
|---------|--|
| 1:09:58 | 何か書いてもいい気はするけどここは最悪同じ整理ですっていう気がするんですけどそのあと 261 ページのところは小を分けた上で、普通にしか書かなかつたら他はそうでもないけど勝手にやりますっていうふうに言ってるようにも見えてしまうので、           |
| 1:10:12 | あくまで、何を書かなきゃいけないのかに求められていてそれに対して何でこの記載をしてるのかっていうところを踏まえた上で、記載の整理いただけるをしていただけるようよろしくお願いいたします。                                   |
| 1:10:23 | はい室谷イワダテでございます承知しました。  |
| 1:10:26 | 規制庁谷です。続いて 267 ページなんですけど、  |
| 1:10:32 | 対象の建屋どれだったかの記憶を下整理したわけですけど M O X のところ燃料加工建屋の後に重大事故等対象施設を収納する各構築物に設置する避雷設備は設置系統というので、   |
| 1:10:44 | 原因等の変化の話書いてあるんですけど、これ、どこの建屋とか構築物のイメージでしたっけ。  |
| 1:10:50 | 目視で何か対処ましたっけ。  |
| 1:10:52 | すいません。表現にはなっておりますそういう意味でいうと当年、D 野瀬世界だと、燃料加工建屋を例の対象のこの設計方針の対象外ですね正確に言うと   |
| 1:11:05 | ちょっと共用してる拠点とかそっち側の話の方針としてこの記載が対象にはなりません。ちょっと D B N 加工建屋対象外なのは認識していて、   |
| 1:11:15 | S E になった時って勤怠って、何か原因分布の変化しなきゃいけないようなもの繋がってましたっけ。   |
| 1:11:31 | はい。  |
| 1:11:33 | どっち。そうするとね、  |
| 1:11:35 | 本来のイナバですすみません勤怠の方なんですけど、ちょっと確認させていただきたいんですが確かですね設置も単独になってたかと思えますんでそこはちょっと確認の上記載のほうを適正化させていただきたいと思えます。                          |
| 1:11:51 | 瀬崎です。対象がやるんだったら普通に書いていただければいいと思ってるんですけど、ボックス数に関して言うとあんまなんか独自建屋ポンポン変えてくるだけ、最初のメインのところ、全員の電車で何かいろんな計器を受けましたってところのメインの話だった気がするので、 |
| 1:12:09 | 対象があるんだったら書けばいいですし補修できる代替ですっていうんだったらそれは別に止めはしないんですけど許可から流れて書きたいんですけどねともしないんですけど。   |

|         |  |
|---------|--|
| 1:12:17 | とりあえず対象ってのはいるんでしたっけっていうところぐらいは整理して説明できるようにしていただければと思います。   |
| 1:12:24 | はい、日本へのイナバですね了解いたしました。この記載は確か既認可の時に帰って、やつを持ってきたんじゃないかなと思うんですけど。  |
| 1:12:32 | 来ちゃった人がごめんなさい、ごめんなさい。  |
| 1:12:37 | 規制庁タジリなんで必要な記載と必要な記載で書けばいいんですけど、必要でしたっけっていうところも込みでご検討いただければと思うんでよろしく願いいたします特に燃料加工建屋がない後にあえてS Aとして書きに行っているんで、 |
| 1:12:50 | S Aで何追加されてるんだっけってというのが、一瞬、   |
| 1:12:53 | なんかすぐ答えが動かないっていう状況なんでよろしく願いいたします。  |
| 1:13:00 | 規制庁館です。続けてなんですけど。  |
| 1:13:03 | 右下 320 ページで、ここちょっと整理を確認しておきたいっていうのに近いんですけど。  |
| 1:13:09 | 今 319 ページからのところで耐火隔壁とか防火扉とかの話書かれていて、今回後で見ますけど 01 のところで補足として、高、耐火扉のところに関しても試験結果抜けてたりすると思うんですけど、               |
| 1:13:23 | 今 320 ページのところだと、耐火隔壁のところは特に多分試験内容とか書かずにあと時間飛ばすような形になっていて、  |
| 1:13:33 | あそこでもこれ防火扉がいるのか。   |
| 1:13:36 | すいません、社長谷です。右田 322 ページで防火塗料の話書いていたただ、今回試験結果載ってるやつに関しては、一応意識試験方法とかっていうところを歌うようにしてるってことでよかったですかね。              |
| 1:13:49 | はい。日本原燃依田でございます田谷さんおっしゃっていた、いただいた通りで 322 の防火扉のところを書いてるっていうそういう整理でございます。                                      |
| 1:13:57 | それぞれ理解いたしました。で、続いてこっから先ほとんど多分あと時間と場所って記載がないので、ちょっと飛ばさしていただいて、  |
| 1:14:12 | はい、頭の整理に困っちゃうんですけど右田 367 ページのところ、  |
| 1:14:18 | 屋外どこで、9 階の可搬型重大事故等対処設備保管エリアのっていうのがいるんですけど、   |
| 1:14:25 | 何かこういうやついるんでしたっけ。  |
| 1:14:27 | 久我委員。  |
| 1:14:34 | 可搬型って屋外に何かそういうエリアを設けて今言いましたっけ。   |
| 1:14:39 | はい、日本イシハラでございます  |

|         |  |
|---------|--|
| 1:14:42 | S A のときの整理では建屋内、あと 5 間後、あと保管エリアで、確か可搬  |
| 1:14:53 | 可搬かという話があるかもしれない、車両とかああいうものはみんな他エリアに確か貯めて保管するということで、くっついたと思います建物内へ保管庫、   |
| 1:15:05 | 第 1 第 2 保管庫は等価エリアだ、三つだと思ってますんで、3 番目の話をしてるんだと思ってます。以上です。わかりました。何であの家を書いてある可搬型重大事故等対処設備保管エリアってやつはこれは保管校ですか、イメージとしては、 |
| 1:15:23 | 日本原燃志田でございます。多分そうなると思うので言葉遣いをちょっと合わせたいと思います別の条文で使ってることが違った場合なので、そこは事実関係を確認した上で、正しい日本語で整理をさせていただきます。                |
| 1:15:36 | 議長館ですよろしくお願ひしますただいま実用の記載に引っ張られてるような形になると思うんですけど  |
| 1:15:43 | 最初に関しては許可のタイミングから単語単語まで何か精査してさしあげ最初にボックスに関しては S A のところの単語単語まで精査した気がするんで、   |
| 1:15:51 | 何か下手に行って整合性ないってなると後々費がでかくなりそうなのでよろしくお願ひいたします。  |
| 1:15:59 | で、次右下 391 ページ行っていただいて、   |
| 1:16:03 | 俺は、  |
| 1:16:06 | 検討。  |
| 1:16:07 | 廃炉になられてるやつが一番上のところ   |
| 1:16:11 | 屋外の重大事故等対処設備の竜巻による火災どうのこうのが多分書かれてると思うんですけど、  |
| 1:16:17 | さっきのお話だとなんか屋外っぽいやつもいるような気がするんですけど、それと、この関係って何でしたっけ。  |
| 1:16:23 | を見てるものが違うから。   |
| 1:16:26 | はい日本原燃の谷津でございますこれそうですねものが違うっていうふうに考えてます  |
| 1:16:33 | この屋外の先の発生防止の話は確か油が大量にあるようなものに対してっていうな、多くがあったので、現在カサモです。これ発電炉は全部一緒なんですけど屋外に、  |
| 1:16:48 | S A のガスタービン発電機を置いててその  |

|         |  |
|---------|--|
| 1:16:53 | 靴電気がTVという竜巻防護対策のネットをしてないので、そこに飛来物が当たって油が漏れた場合に、どこまで油がも油が拡大しないように、  |
| 1:17:04 | 堰を設けて拡大防止しますっていう、補足を全社作ってるものではなくてそれに該当する設備は、僕最初はわかんないボックスは、  |
| 1:17:14 | ないということでここを作らない整理しました。   |
| 1:17:17 | 先生あたりで理解しました根井先ほど一応子がいるっちゅう話の中で一応物が違うのかなという認識であったんですけども、そういう共通理解ができればそれで大丈夫なんでわかりました。                    |
| 1:17:28 | あと、ここはすみません、ちょっとこれ何だったかっていう確認なんですけど 394 ページから、   |
| 1:17:35 | 補足説明のうち最初にボックスで共通化される資料ってやつ、前から言ったような気もしつつなんですけど。  |
| 1:17:41 | これって、葛西だけつける。  |
| 1:17:43 | ために何か作ったんでしたっけ。  |
| 1:17:47 | 弓削ネシアでございます。   |
| 1:17:49 | はい。浅井だけ。すみません、進んじやってる、昔からないから、我々が持ってる宿題で別紙 502 の左側の形に、   |
| 1:18:01 | それぞれ各条文みんな持っていかなきゃいけないんですけど、先に走り始めた河西がいち早くやった結果今の学会その時にいろいろ我々も悩んで、こういう形で合体しましたよっていうのを見える化させていただきました。     |
| 1:18:16 | 北井その前の 393 ページの左側から 2 番目の枠組みの法体系に持っていくときにそんなに悩まなければ、ただ単に合体するだけであれば、そんなにこの参考資料まで作らなくても他の条文もいけるかと思ってますそれは、 |
| 1:18:32 | すみません実際まだ宿題として残ってると思ってましてやった結果として同じ色がつく可能性は出るんじゃないと思ってます。以上です。   |
| 1:18:40 | 規制庁田尻です。この資料自体は意図がわかりやすいものでありつつあるとは思いつつ、   |
| 1:18:46 | それと 0002 でMOXの方なんですって最初の 0001 にも同じものをつくのかとか、どこにどのようにつけるかっていうところは、あわせてご検討されるんだと思うんでよろしく願いしますという話と、        |
| 1:18:58 | あと、  |
| 1:18:59 | 整理させていただくとわかりやすくなったんで、確認なんですけど右田さんでは 94 ページのところで、  |



|         |  |
|---------|--|
| 1:19:10 | 市野一井で火災重要な機器等についてっていうのが書かれていて (1) が再処理施設の火災法上重要な機器なのかなとか、 (2) の目次のところは葛西工場重要な機器及び重大事故等対処施設についてって形で、                      |
| 1:19:23 | 似たような資料でもくそSE入れて最初に入れてないような感じに見えるんですけどここって何か差があるんですけど。   |
| 1:19:30 | これ4行目に戻ってございます   |
| 1:19:34 | んついては最初2の方で書いてる方は系統分離のいわゆる最重要設備っていうところのセイリガクも含めてっていうところでこちら多分は、冒頭に多様な形で系統図から対象になるものを抽出してるっていう形になってるか。                    |
| 1:19:52 | MOXの方は今回ちょっと特殊な出し方の建物が先に出てくるっていう関係で、その火災区域の設定をするにあたって、その簿者は  |
| 1:20:03 | 中にちゃんと区域の中に収まってますよっていうのを見せる前提でちょっとこの資料を等価両括弧2としてつけさせていただいてます。系統分離の対象という観点で   |
| 1:20:14 | 最初の方で言って系統分離の対象という観点時にはMOX系統がすごい単純というところもあったので、資料としては  |
| 1:20:23 | 外しに、ごめんなさい資料としてはちょっとそういったところで差分が出てるといって整理しております。   |
| 1:20:30 | 規制庁谷です。自分の理解は悪くて申し訳ないところなんですけど、  |
| 1:20:35 | ここに書かれてるやつは別に第1回申請とか関係なし2再処理とMOXそれぞれ必要な補足説明資料を整理しましたっていう結果がずらっと並んで、  |
| 1:20:45 | 再処理の方は、それ特に重要みたいなやつがいるんでその話は当然書いてあって、向後教授最重要設備の話と防護対象の話が書かれていて、  |
| 1:20:56 | 今はMOXだけ入れますという話になったんですけどそれは再処理は先々それはいらんっていうことに整理がついてるんですけど。  |
| 1:21:05 | でございますもともと区域の構造図とか   |
| 1:21:10 | 防護対象機器の情報っていうのは添付の中で出てくる形になってるので最初には設備が出て箱は2回目以降で出てくるので添付の中で説明できるのかなとMOXの場合はここアップだけというところがあったので先立って、補足の中でお示しをさせていただいてると。 |
| 1:21:27 | いうところで最終的な申請書の姿と増えると申請書としては同じような形になるのかなというふうに考えてます。  |

|         |  |
|---------|--|
| 1:21:34 | 規制庁タジリです。MOXも先々設備とかが固まってきたら、添付で読める内容なんだけど、第1回申請時点でそれを説明しようとする、添付には設備の話全部わかってなくて説明しきれないので、  |
| 1:21:46 | 補足で、先々のやつを見越したやつの整理について説明したとかそういうこと。   |
| 1:21:52 | 日本原燃イワダテでございますありがとうございます今いただいたご理解で結構です。  |
| 1:21:58 | 規制庁谷井です。   |
| 1:22:00 | という考え方書いてありましたっけこの資料。  |
| 1:22:04 | すいませんそれを今の記載概要で書いたつもりだったんですけども多分読み取れない形になってると思うので言葉を表現はちょっと  |
| 1:22:15 | 見直しをさせていただきます。   |
| 1:22:18 | 他、規制庁館です。建物のみの申請となるためっていうところなんだとは思いつつすみません、ちょっとわかりきらんところがあるんでもうちょっと言葉を出してもらえると助かるかなというふうに思います。   |
| 1:22:30 | あと、ついでなんですけど、397ページのところ行っていただいて、   |
| 1:22:36 | 固定式消火設備を設置する火災区域区画について再処理っていうやつ等MOXのやつがいて、3-6の(1)のバックにっていう形で分けていて、何か普通ってその3-6の中の別紙1と別紙2とかで置けるイメージだったんですけどこいつってのは何で(1)と(2)とか、ここはどっちが受け方にしたくなったんでしたっけ。 |
| 1:22:56 | はい日本原燃イワダテでございますこちらについて、   |
| 1:23:02 | こちらについてはですねちょっと、   |
| 1:23:05 | ちょっと最終とMOXで当間設備がちょっと違う関係で現状ちょっと補足説明としては(1)(2)になってたんですけども、それも別紙で締め分けれるよねって言われたら、  |
| 1:23:15 | 確かになっていうところはありますので、ちょっとまとめて説明できるものと分けて説明するものっていうところは見直しはしたいと思います多分まとめられそうな気もするので、  |
| 1:23:28 | 規制庁谷です。別資料にするっていうだとすると構わないんですけどこの記載がすごく中途半端で、補足資料名は3-6って言うと同じように書いてあって加工機が違うやつが書いてあるけど、資料ナンバーは補足の16と付則の18って書いてあったりして、                                |
| 1:23:43 | 同じ資料の中に分けて書いてあるのか、別に出てくるのかも、正直第1回の時点が出てきてないので、物がわからんから確認してるところも正直あるのであの整理はどっちでも構わないんですけど、何かこいつを  |

|         |   |
|---------|---|
|         | 上げるんだったら全部分けなきゃいけないんじゃないかとかになってくるのも面倒くさい気がするので、                                       |
| 1:23:59 | 弁なったら分けるなりの理由をちゃんと説明できるように準備していただけだと思います。   |
| 1:24:05 | はい日本原燃イワダテでございますそういった定めるときはちゃんと記載概要のところに明記したいと思います。                                   |
| 1:24:12 | 規制庁谷井ですよろしく願いいたします。最後 399 ページんところ行ってなんですけど、   |
| 1:24:18 | 再興計画の話が今回、添付のところで、具体的に書かれていて、結果本<br>当細川補足の一番最後、                                       |
| 1:24:29 | 過去 01 の資料だと、  |
| 1:24:31 | 215 ページぐらいから舞台に書かれているという形だと思うんですけど。   |
| 1:24:37 | この、   |
| 1:24:38 | 全体方針っていうのが第 1 回で書かれてそのあと説明書の内容が反映されることを示すっていうのは、                                      |
| 1:24:47 | そこでいうと何が追記されていくんですかね何か今、補足 118 ページから再処理だったら具体的に書かれていて、                                |
| 1:24:54 | 一応、   |
| 1:24:56 | まだ、今回の申請に入っていないか先生じゃないか括弧で示すって言ってるんですけど、技術番号抱えていて、どういうふうを書く予定っていうのも、平には書かれてたりするんですけど。 |
| 1:25:07 | これは左端の記載芭蕉が、  |
| 1:25:10 | 確定するとかそういう話なんですかね。  |
| 1:25:14 | やっぱり日本原燃岩立でございますそういう意味でいうと、   |
| 1:25:19 | そうですね (11) の補足 5-1 のところで、   |
| 1:25:26 | 方向性としては説明書のどこに記載しますかっていう話と添付書類の 1 からなあの中でどこですか。あとそれに的対応する防護計画はあちこちどこですかってそこで比較してる。    |
| 1:25:39 | 確定になってるんですけども、この 1 から 7 の記載事項っていうところについて今後の工事課で記載拡充だとかですねちょっとそういったものがあったりする。          |
| 1:25:49 | 関係で、当間小文章更新された時にその今、アボず、ごめんなさい。補足の 5-1 の別紙でそれぞれ最初にもうくっつけてますけれども、                      |
| 1:25:58 | その 1 から 7 の記載内容というところは  |

|         |  |
|---------|--|
| 1:26:01 | 物が更新されていくというふうに整理して、それで各開示でっていうところで丸をつけさせていただいてました。  |
| 1:26:07 | 規制庁鳥居です。添付の記載は1回目は確定してないんでもうちょっと変わりますよっていうのマルつけて示してるとかそういうことですかね。  |
| 1:26:15 | 植野イワダテでございます。その通りです。通常帯磁率理解いたしました。椎野。  |
| 1:26:25 | 0. シミズは自分から以上で、結果アボ01に関しては、基本的には今まで何回もやってきちゃってるんで本当もあんまりないんですけども、  |
| 1:26:35 | ちょっとだけ待ってください。   |
| 1:27:01 | 院長、田尻です。すいません。   |
| 1:27:05 | なんだろう。他に規制庁側から笠井シリーズについて何かコメント等ある方がありましたらお願いします。   |
| 1:27:16 | 規制庁岡です。ちょっと1点だけ今ずっと議論していた  |
| 1:27:22 | 江藤最初にMOXで共通化される資料っていうところの整理なんですけど、今後管理とか出てきたら、ここは管理も含まれて、また再整理されるっていうそういう感じなんでしょうか。  |
| 1:27:42 | はい。日本原燃石原でございます。   |
| 1:27:47 | 正直悩んでます。最初の数は今回共通的にまだ1回、設備と建屋で違い度を上げさせていただいてある程度、  |
| 1:28:01 | かぶって条文を出させていただいてるところもあって、こういう整理をさせていただきました設備の構成からしてもプロセス系の設備があるような、最初のボックスに比べて、こう言っちゃあれですけどクレーンで廃棄体を使用するという構成しかないようなところとも、 |
| 1:28:18 | 比較というのは、ここまで同じようにこれだけやるかっていうのは、募集かなと思って答えを出してないところで基本的に、個人的には別でもいいんじゃないかなと思ってたところでした。ただ                                    |
| 1:28:31 | 例えば廃棄物管理施設面接購入を出した時に   |
| 1:28:35 | 再処理とかMOXで作った補足説明資料を読みながら参考として扱って、同じような展開ができてますっていう説明が私ちゃんとできればそれでいいのかなと思ってたところでした。   |
| 1:28:46 | ただですね、1点個人的に引っかかったのは今回の概要欄のところに、   |
| 1:28:53 | 3施設の名前を書いている、補足が幾つかあります。その人が読むそうになった時にはやはり、こんな日っていうことも合わせて考えなきゃいかんのかなと思いながら、   |

|         |  |
|---------|--|
| 1:29:04 | すみません、午前いっぱいしゃべりましたがもまだ悩んでいますってどうでした。以上です。   |
| 1:29:09 | はい、規制庁はわかりました。私もその概要欄に管理結構書いてあって、ここに入れ込むとすごい大変そうだなと思っての質問でしたのでまだ検討中ということで、はい、わかりました。               |
| 1:29:25 | 規制庁鳥居です。葛西関連他にどなたか何かありますでしょうか。   |
| 1:29:30 | なければ元のほうから振り返りをお願いいたします。   |
| 1:29:40 | はい。日本原燃稲葉です科目の 00 なんですけども、これはコメントいただいたところ基本的に修正していく形があると思いますんで、S A の可搬の話ですねこれ                      |
| 1:29:52 | 協会の記載を踏まえて今回記載の方で見直しをするということで見直したものを展開させていただきます。あと熱的制限値とかですね防爆の考え方ですねここら辺もですね展開の                   |
| 1:30:07 | 仕方ですね、この辺を整理させていただきます。火災区画の  |
| 1:30:13 | 売りの話ですねこれ呼び込み先ですね今ちょっと分離記載がですねちょっとぐちゃぐちゃになってるのでここは全体的に整理させていただいて、色彩の方を、                            |
| 1:30:24 | ですね分けさせていただく形で修正させていただきます。   |
| 1:30:32 | あとおっきなところで言いますと火災感知器のところですね炎感知器の話があったと思うんですけど、今の記載に合わせて書くように記載の方ですねちょっと                            |
| 1:30:46 | 資格の話があったと思いますけどもその辺を   |
| 1:30:51 | 修正をさせていただきます。  |
| 1:30:55 | あと記載の仕方で消火系ですね破損のところコメントいただいてたと思いますけども   |
| 1:31:04 | 上部に飛ばしてる鳥羽四方ですねこの辺は今ちょっと笠田ですね多分ちょっと古い書き方になってるんだと思いますので、最新条文のヒアリング状況を見て、そちらの条文に合わせて確認記載のほうを修正いたします。 |
| 1:31:23 | 別紙 3 のところで参考で今日ご説明させていただいたところですね他耐震の類型化のところはまだちょっとこれは類型化がきちんと終わってないってところもあるんですけども、                 |
| 1:31:36 | そちらに合わせて一部記載が修正されるということ修正が入りますので、これはですねちょっと 3 の別紙 3 の参考のところもちょっと記載を直す必要があるかなというふうに思ってます。           |
| 1:31:51 | 何だっけ、石井様。  |

|         |  |
|---------|--|
| 1:31:53 | 別所は全般的なところとしては次回申請の飛ばし下ですね、ここについては今ちょっと他条文と横並びがとれておりませんので、基本方針改訂した条文に飛ばす部分というのを整理して記載を適正化させていただきたいと思います。               |
| 1:32:13 | 全廃としてはこんなもんかな。   |
| 1:32:18 | はい。あと最後にコメントいただきました再処理とMOXで共通。   |
| 1:32:24 | そういう資料の扱いですねこれについてはちょっと社内で検討して回答させていただきたいと思います。おっきなところでこのくらいかなと思ってます。  |
| 1:32:32 | 取り上げてカサモです。ちょっとレビュー者として別紙1の、   |
| 1:32:37 | 志賀谷坂はちょっと重点的に再確認したいと思います。あと別紙4で、   |
| 1:32:42 | 鳥飼に飛ばすところが、止めて書きすぎてるんで、何を工事課に飛ばすかわからなくなってるんで、そこも修正してしっかり確認したいと思います。以上です。   |
| 1:32:53 | 数値は正しいです。火災の航空機落下もある程度終盤かなというふうに思っていて国系なんか気がから変わってないところの説明だ形は認識は取れてると思うんですけど記載ぶりが理解しづらいものになってるんでそこだけしっかりやってくださいねっていうと、 |
| 1:33:07 | 火災に関しては全体のルールを踏まえながらしっかり記載させていただきねという形にはなってるかなと思うので、また修正ができたなら早めに質問してもらえれば   |
| 1:33:19 | あんまりヒアリングしなくてもいいぐらいにはなってきたかなと思うんで必要に応じて全体の中でヒアリングとかも考えたいと思うので、あとこっから先航空機とかもそうですけど、何か大きく修正したいなって思ったら言ってください。            |
| 1:33:31 | 勝手に大きく修正しないでください追っかけられなくなるので、その点は認識した上で作業いただければと思います。自分からは以上ですが規制上は全体としてほかに何かありますでしょうか。                                |
| 1:33:44 | 原燃側から何かありますでしょうか。  |
| 1:33:48 | 現在特にございません。  |
| 1:33:50 | はい規制庁谷です。それでは本日のヒアリング終了したいと思います録音でS I M M E Rす   |